



厚生労働省 平成24年度 障害者総合福祉推進事業

手話通訳者等の派遣に係る 要綱検討事業

報 告 書

あいさつ

「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」検討委員会
委員長 小 中 栄 一

このたび、ここに厚生労働省補助事業「平成 24 年度障害者総合福祉推進事業」、「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」の報告書が完成しましたので、お届けいたします。

この事業は、2013（平成 25）年 4 月より実施される「障害者総合支援法」第 77 条第 1 項第 6 号に基づき、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆者である「意思疎通支援者」の派遣に係る要綱について検討し、新たな要綱案・ガイドラインを作成するものです。

2006（平成 18）年に実施された障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業においてコミュニケーション支援事業が必須事業と位置づけられ実施されてきています。しかしながら、2012（平成 24）年 3 月現在の厚生労働省の調査によると、コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数は 76%にとどまっており、2010（平成 22）年度に実施した「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査」（独立行政法人社会福祉医療機構補助事業）において、実施のバラツキだけでなく、事業費、要綱なども含めて地域間差違が大きくなっていることが分かりました。

障害者権利条約の批准に向けて進められた障害者制度の抜本的な見直しにおいて、障害者基本法が 2011（平成 23）年に改正され、そして 2012 年に障害者自立支援法に代わり障害者総合支援法が成立し 2013（平成 25）年 4 月から施行されます。この障害者総合支援法は、市町村地域生活支援事業の必須事業として、手話等の意思疎通支援を行う者の養成及び派遣が追記され、市町村においても手話奉仕員の養成が実施されること、②都道府県地域生活支援事業の必須事業として、「意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業」、つまり手話通訳者や要約筆者等の養成や専門性の高い領域の派遣等をする事業、および「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業」、つまり広域派遣の事業が追記されました。

この法的整備の進展を未だ 76%の実施率に留まる状況の改善に確実に繋げていくと同時に、既に実施されている地域においても地域間差違を解消することを目的に、聴覚障害当事者と意思疎通支援の関係者等が厚生労働省とともにワーキングを積み重ねてモデル要綱をまとめました。

聴覚障害者にとって、情報・コミュニケーションは、まさに生きるための基本的人権であり、社会生活、社会活動のどの場面においても保障されるべき権利です。地域における聴覚障害者の状況・ニーズに応じてコミュニケーションが適切に提供されるべきと考えます。ぜひ全ての都道府県と市町村において、地域の聴覚障害者団体と関係団体とともに、この報告を活用して事業の実施と充実に取り組んで頂きますよう心から願っております。

最後になりますが、この事業にご協力を賜りました厚生労働省をはじめとする関係者に厚くお礼を申し上げて、報告書発刊のごあいさつといたします。

「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」報告書

目 次

あいさつ

1. 事業について	1
2. 調査結果・分析	7
○はじめに	8
(1) 都道府県・政令指定都市の派遣事業について	8
1) 事業の実施体制	8
i 派遣事業の実施状況と運営方式	8
ii 派遣事業の委託先	9
iii 派遣事業の事業費	10
2) 手話通訳者・要約筆記者の資格と派遣	16
i 手話通訳者・要約筆記者の資格	16
ii 手話通訳者・要約筆記者の身分	17
3) 派遣の範囲	19
i 派遣領域・範囲	19
ii 派遣地域	21
iii 派遣の制限	22
(2) 市町村の派遣事業について	22
1) 事業の実施体制	22
i 派遣事業の実施状況と運営方式	22
ii 派遣事業の課題	30
2) 手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の資格と派遣	31
i 手話通訳者・要約筆記者の資格	31
ii 手話通訳者・要約筆記者の身分	32
3) 派遣の範囲	33
i 派遣領域・範囲・内容	33
ii 広域派遣（県内派遣・県外派遣）	34
iii 派遣の制限（時間・回数）	37
(3) 意思疎通支援事業・派遣事業の課題—利用者アンケートから—	37
1) 手話通訳者派遣事業利用者（ろう者）対象アンケート調査の結果	37
i 回答者の属性	37
ii 手話通訳者派遣事業の有無および利用状況	38

iii	団体派遣の利用状況と課題	40
iv	手話通訳者派遣事業の改善のために	41
2)	要約筆記者派遣事業利用者（難聴者・中途失聴者）対象アンケート調査の結果	43
i	回答者の属性	43
ii	要約筆記者派遣事業の有無および利用状況	43
iii	団体派遣の利用状況と課題	45
iv	要約筆記者派遣事業の改善のために	46
3.	手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業の意義と今後の課題	49
(1)	本検討事業の背景	50
(2)	手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業の意義	53
(3)	さらなる情報・コミュニケーション保障に向けた今後の課題	54
	＜参考資料＞ 厚生労働省『障害保健福祉関係主管課長会議資料』	
	企画課自立支援振興室（2013年2月25日）	57
1)	コミュニケーション支援事業の都道府県別実施状況	57
2)	コミュニケーション支援事業と意思疎通支援事業の体系図	61
4.	意思疎通支援事業モデル要綱	63
(1)	都道府県 モデル要綱	64
	別紙様式	69
(2)	市町村 モデル要綱	75
	別紙様式	96
5.	巻末資料	
○	アンケート集計	104
1-1	都道府県調査・アンケート調査	104
1-2	政令指定都市調査・アンケート調査	133
2	都道府県・聞き取り調査	152
3	市町村調査・アンケート調査	158
4	市町村調査・聞き取り調査	192
5-1	利用者への調査「手話通訳者派遣事業について」	201
5-2	利用者への調査「要約筆記者派遣事業について」	207

1 事業について



○事業目的

財団法人全日本ろうあ連盟は、全国 47 都道府県に傘下団体を要する全国唯一のろう者の当時者団体であり、その目的は全国の聴覚障害者の人権を尊重し、文化水準の向上を図り、その福祉を増進することである。

平成 25 年 4 月から施行される、新たな「障害者総合支援法」では、都道府県（政令指定都市・中核市を含む）が行う地域生活支援事業として、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業や、意思疎通支援を行う者に係る市町村相互間の連絡調整が盛り込まれており、広域的な対応が必要なものは都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業となる。

現在、手話通訳及び要約筆記等を行う者の派遣については、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業として実施されているが、未だ実施していない市町村があるとともに、その実施要綱は、実施主体である市町村において作成されているため、派遣時間、派遣範囲、派遣内容、広域的な派遣対応等にばらつきがあり、地域においてサービス内容に差異が生じている。

今後、できる限り地域のサービス内容の差異を解消するため、都道府県の必須事業として実施する意思疎通支援を行う者に係る市町村相互間の連絡調整や、市町村の必須事業として実施する意思疎通支援を行う者の派遣についての課題を整理する。

また自治体での好事例の収集等を行い、事業の標準モデルの構築を行うための提言をまとめ、全国共通に利用可能な意思疎通支援の派遣に係る標準モデルを構築する。

○事業実施内容

上記目的のため、下記実態調査を行い、分析結果をもとに意思疎通支援者の派遣に係る標準モデル要綱を提言する。

・実態調査・

＜都道府県＞（政令指定都市 20 市を含む）

① アンケート調査

平成 22 年度厚生労働省「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査」事業報告では、都道府県からの回答が 47 都道府県中 39 カ所であり、そのうち事業を実施しているとしたのは手話通訳派遣事業 17 カ所、要約筆記奉仕員（者）派遣事業 19 カ所であった。しかし、実施していないと回答した地域、また回答のなかった地域でも、障害者自立支援法施行前から県内を網羅する事業を実施し、現在も市町村と派遣事業に係る契約をしている事業所もある。これらの実状も含めた調査が必要とし、アンケート調査を行った。

② 訪問調査

アンケート調査より訪問調査が必要な都道府県（11 カ所：北海道・茨城県・栃木県・岐阜県・三重県・島根県・香川県・愛媛県・大分県・鹿児島県・沖縄県）を抽出し、その都道府県の調査事業担当者（聴覚障害者情報提供施設の役職員等）が調査を行った。

1) 行政・事業実施事業所（聞きとり調査）

対 象 者……手話通訳者等派遣事業を担当する者・コーディネーター 等

調査内容……都道府県における派遣事業の実施状況

広域派遣に係る市町村間等の調整や体制

専門的な内容に関する事項 等

調査方法……行政・事業実施事業所等を訪問

2) 利用者への調査（アンケート調査）

対 象 者……手話通訳者等派遣事業を利用している聴覚障害者

調査内容……派遣依頼件数・内容

依頼したい内容

派遣体制等に関する意見 等

調査方法……都道府県内の聴覚障害者の集会・行事を利用

<市町村>

① 訪問調査

平成 22 年度厚生労働省「地域生活支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施における地域間の差異に関する調査」事業報告より、地域間で生じる差異とその原因を整理し、標準モデルを策定するに必要な特徴ある、また平均的な調査対象都道府県を 12 か所（宮城県・群馬県・石川県・静岡県・京都府・兵庫県・奈良県・岡山県・広島県・徳島県・福岡県・熊本県）抽出し、その都道府県の調査事業担当者（聴覚障害者情報提供施設の役職員等）が県行政およびその県内の市町村（5～6 か所）に訪問調査を行った。

対 象 者……県と市町村の事業担当者（計 7 か所）

調査内容……各県・市町村の実施体制 等

県と市町村の連携状況 等

なお、調査に当たっては、統一した調査が実施できるように、調査項目・内容、手法等について予めマニュアル等を作成し、調査事業担当者への説明会を事前に開催した。

○会議・説明会

(1) 検討委員会

【役割】

都道府県・市町村事業の調査方法・内容等を検証し、調査結果・分析についての評価、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通を行う者の派遣事業に係るシステム（市町村間等の調整、手話通訳者等の名簿の管理・共有方法含む）および標準的モデルへの提言を行う。

なお、都道府県・市町村等の自治体からオブザーバー参加、およびヒアリングで意見を聞き、提言に反映する。

【委員】

財団法人全日本ろうあ連盟

大阪ろうあ会館

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

社会福祉法人全国盲ろう者協会

一般社団法人全国手話通訳問題研究会

一般社団法人日本手話通訳士協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

副理事長 小中 栄一

運営委員長 清田 廣

理事長 高岡 正

理事 福島 智

副会長 渡辺 正夫

副会長 林 智樹

会長 三宅 初穂

特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会	理事	近藤 幸一
東京都東久留米市子ども家庭部子育て支援課長（前：障害福祉課）		相川 浩一
北星学園大学	准教授	木下 武徳

【会議開催】

第1回 日 時：2012年7月25日(水) 13時30分～16時30分

場 所：測量年金会館 3階 中会議室

オブザーバー：厚生労働省自立支援振興室・埼玉県さいたま市障害福祉課
埼玉県鶴ヶ島市障害福祉課・鳥取県障がい福祉課

議 題：1. 挨拶・委員長選任
2. 事業目的・内容・体制等について
3. 事業実施スケジュールについて
4. 調査内容・方法等の進め方について
5. 各都道府県・市町村実施要綱等の比較について
6. 指針案について意見交換

第2回 日 時：2012年11月12日(月) 13時30分～16時30分

場 所：測量年金会館 2階 大会議室

オブザーバー：厚生労働省自立支援振興室・埼玉県鶴ヶ島市障害福祉課
群馬県前橋市障害福祉課・鳥取県障がい福祉課

議 題：1. 調査結果・分析について
2. 各標準モデル・仕組み（案）について

第3回 日 時：2012年12月7日(金) 13時30分～16時30分

場 所：測量年金会館 2階 大会議室

オブザーバー：厚生労働省自立支援振興室・埼玉県鶴ヶ島市障害福祉課
鳥取県障がい福祉課・全国盲ろう者協会（委員代理）

議 題：1. 調査結果・分析について
2. 各標準モデル（案）・仕組み（案）等への評価審議

第4回 日 時：2013年1月25日(金) 13時30分～16時30分

場 所：測量年金会館 2階 大会議室

オブザーバー：厚生労働省自立支援振興室・埼玉県さいたま市障害福祉課
埼玉県鶴ヶ島市障害福祉課・鳥取県障がい福祉課
全国盲ろう者協会（委員代理）

議 題：1. 調査結果・分析について
2. 各標準モデル（案）・仕組み（案）等への提言

(2) 調査事業担当

【役割】

実態調査の考案、取りまとめ、分析および抽出地域の現地調査を行う。

【調査事業担当】

財団法人全日本ろうあ連盟	事務局長	久松 三二
金城学院大学	教授	林 智樹
鶴ヶ島市社会福祉協議会	職員	佐々木良子
富山市役所	職員	中橋 道紀
一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟	役員	吉原 孝治

【会議開催】

- 第1回 日 時：2012年8月7日(火) 13時30分～16時30分
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：調査員マニュアル作成について
- 第2回 日 時：2012年9月10日(月) 19時～22時
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：調査員説明会について
- 第3回 日 時：2013年1月6日(日) 10時30分～15時
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：1. アンケート調査結果・分析について
2. モデル要綱・仕組み(案)について
- 第4回 日 時：2013年2月4日(木) 10時～12時
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：最終モデル要綱(案)・仕組み(案)について
- 第5回 日 時：2013年2月10日(日) 16時～20時
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：最終モデル要綱(案)・仕組み(案)について
- 第6回 日 時：2013年2月28日(木) 10時～12時
場 所：全日本ろうあ連盟本部事務所会議室
議 題：最終モデル要綱(案)・仕組み(案)について
- 第7回 日 時：2013年3月31日(日) 11時～17時
場 所：東京都障害者福祉会館 A3会議室
議 題：提言について最終確認

【調査員】

<都道府県調査>

(社)北海道ろうあ連盟	職員	金原 浩之
茨城県立聴覚障害者福祉センター	職員	長島 弘子
とちぎ視聴覚障害者情報センター	職員	石井 智子
岐阜県聴覚障害者情報センター	職員	山田 明子
三重県聴覚障害者支援センター	職員	那須万美子
島根県聴覚障害者情報センター	施設長	有藤 和夫
香川県聴覚障害者福祉センター	施設長	太田 裕之

愛媛県聴覚障害者協会	職員	上場	ゆり
大分県聴覚障害者センター	職員	小翠	早苗
鹿児島県視聴覚障害者情報センター	職員	丸岡麻由美	
沖縄県聴覚障害者情報センター	施設長	比嘉	豪

<市町村調査>

(社)宮城県ろうあ協会	役員	平間	弘
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	職員	堀米	泰晴
(社福)石川県聴覚障害者協会	役員	吉岡	真人
静岡県聴覚障害者情報センター	施設長	前田	智子
京都市聴覚言語障害センター	職員	内川	大輔
兵庫県立聴覚障害者情報センター	職員	仲井	和枝
(社)奈良県聴覚障害者協会	役員	北田	知子
岡山県聴覚障害者センター	施設長	芦田	和正
(一社)広島県ろうあ連盟	職員	大西	久美
徳島県立障害者交流プラザ視聴覚障害者支援センター	職員	三井	貴浩
福岡県聴覚障害者センター	施設長	田口	博人
熊本県聴覚障害者情報提供センター	職員	小野	尚寿

【調査員事前説明会】

日 時：2012年9月13日(木) 13:00~16:00

場 所：東京駅第33ルーム（正式名称：パインセントラルビル5階 SPACE サーチ会議室）

出席者：調査員、調査事業担当者

次 第：1. 委員長あいさつ

2. 事業目的・内容等について

3. 訪問調査の内容・方法等について

① 都道府県調査／県・事業所・利用者ヒアリング【質疑応答含む】

② 市町村調査／県行政およびその県内の政令指定都市含む

市町村（6市）調査【質疑応答含む】

2 調査結果・分析



はじめに—調査の目的および方法

本調査は、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通を行う者の派遣事業（以下「派遣事業」と略す）に係るシステムおよび標準的モデルの提言を行うために、派遣事業の現状の把握および分析を行うことを目的として実施した。

調査対象は全都道府県と抽出した市町村、そして抽出した派遣事業利用者である。調査方法及び調査対象・回答数は以下のとおりであった。

☆事前調査（都道府県）

アンケート調査	47 都道府県対象	35 都道府県回答
1. 都道府県調査		
訪問調査	11 都道府県抽出	14 都道府県・事業所回答
2. 政令指定都市調査		
アンケート調査	20 市対象	15 市回答
3. 市町村調査		
アンケート調査	60 市町抽出	60 市町回答
訪問調査	70 市町抽出	70 市町回答
4. 利用者調査		
手話通訳利用者（ろう者）対象アンケート調査		198 人回答
要約筆記利用者（難聴者・中途失聴者）対象アンケート調査		163 人回答

調査方法および調査期間は、質問紙によるアンケート調査（全都道府県・政令指定都市、抽出した市町村、派遣事業利用者）と、調査員による訪問調査（抽出した都道府県、抽出した市町村）で、アンケート調査は8月1日～8月31日に発送・回収し、訪問調査は9月1日～10月31日の間に実施した。

アンケート調査項目および訪問調査項目については、委員会で検討し調査紙を作成した。なお抽出した都道府県・市町村、派遣事業利用者については、人口規模や「広域派遣事業の実施の有無」を勘案して抽出した。

調査（アンケート調査・訪問調査）においては、派遣事業に関する質問項目の他、派遣事業に関連する諸事業についても質問し回答を得たが、ここではまず、派遣事業の調査結果の概要を以下にまとめる。

(1) 都道府県・政令指定都市の派遣事業について

1) 事業の実施体制

i 派遣事業の実施状況と運営方式

① 派遣事業の実施状況

都道府県では手話通訳者養成事業を18都道府県で実施、要約筆記者派遣事業は20都道府県で実施している。（回答都道府県は35ヶ所）一方障害者自立支援法により「市町村事業」として手話通訳者派遣事業を止めたと回答したところが10ヶ所あった。政令指定都市については、回答のあった15ヶ所すべてで両派遣事業が実施されていた。平成24年成立・25

年施行の「障害者総合支援法」では、意思疎通支援事業の都道府県必須事業化がなされたので、47都道府県での実施がなされなければならないが、都道府県においては、①広域派遣およびその調整、②専門性の高い派遣の実施と、③市町村で対応のできない派遣について責任を有するので、ふさわしい運営体制と事業費の確保が求められる。

② 運営方式

都道府県・政令指定都市で派遣事業を実施する場合、直営方式と委託方式がある。手話通訳者派遣事業については、88.9%、要約筆記者派遣事業については95.5%が、外部団体に委託して事業を行っている。政令指定都市では、それぞれ46.7%、53.3%となっている。

表 1-1-47 手話通訳者派遣事業を直轄して運営しているか・都道府県

	n18	%
直轄して運営	2	11.1
外部団体に委託	16	88.9

表 1-1-92 要約筆記者派遣事業を直轄して運営しているか・都道府県

	n20	%
直轄して運営	1	5.0
外部団体に委託	19	95.0

表 1-2-35 手話通訳者派遣事業を直轄して運営しているか・政令指定都市

	n15	%
直轄して運営	6	40.0
外部団体に委託	7	46.7
無回答	2	13.3

表 1-2-71 要約筆記者派遣事業を直轄して運営しているか・政令指定都市

	n15	%
直轄して運営	5	33.3
外部団体に委託	8	53.3
無回答	5	33.3

ii 派遣事業の委託先

派遣事業の委託先としては、聴覚障害者情報提供施設という回答が多いが、政令指定都市では、手話通訳者派遣事業は聴覚障害者協会、要約筆記者派遣事業は身体障害者協会という回答が多くなっている。i-②で見るように派遣事業を外部委託する自治体が多数であるが、今後は、①広域派遣およびその調整、②専門性の高い派遣の実施と、③市町村で対応のできない派遣に対応するために、専門センターである聴覚障害者情報提供施設等に委託することが適切である。

表 1-1-48 手話通訳者派遣事業の委託先・都道府県

	N18	%
聴覚障害者情報提供施設	7	38.9
聴覚障害者協会	6	33.3
その他	3	16.7
無回答	2	11.1

表 1-1-93 要約筆記者派遣事業の委託先・都道府県

	n20	%
聴覚障害者情報提供施設	9	45.0
難聴者・中途失聴者協会	3	15.0
聴覚障害者協会	2	10.0
その他	4	20.0
無回答	2	5.7

表 1-2-36 手話通訳者派遣事業の委託先・政令指定都市

	n15	%
聴覚障害者協会	3	20.0
聴覚障害者情報提供施設	2	13.3
社会福祉協議会	1	6.7
身体障害者団体	1	6.7

要約筆記者派遣事業の委託先・政令指定都市

身体障害者協会 4 市 聴覚障害者情報提供施設 1 市

iii 派遣事業の事業費

① 派遣事業費の総額比較

都道府県の年間の派遣事業費を見ると、表 1-1-3 で見るように、都道府県間で大きな格差がみられる。(ただし、今回調査では把握できなかったが、派遣事業していない市町村に代わって事業を行う県は事業費が大きくなり、一方市町村事業を中心として、広域派遣や団体派遣に限って事業を行っている県は事業費が小さくなると推測される。)

表 1-1-3 地域生活支援事業費・都道府県

単位:円

人口規模 (人)	手話通訳者等の派遣事業			
	回答数	総額 (平均)	最高額	最少額
100 万未満	2	1933000	20498000	1933000
100-200 万未満	3	369492	703475	110000
200-300 万未満	3	1890263	3529000	481790
300 万以上	6	1963973	3568000	482585
全体	14	3068434	20498000	110000

表 1-1-4 その他の事業の平均・都道府県

単位：円

要約筆記者の派遣事業	1116048	n13
------------	---------	-----

政令指定都市の場合も派遣事業費と各事業間の格差が見られる。手話通訳者派遣事業では、最高額と最低額では13倍の差がみられる。一方要約筆記者派遣事業では1.6倍程度の差となっている。手話通訳者派遣事業に対して要約筆記者派遣事業では、平均値で4倍の差が見られる。

表 1-2-4 地域生活支援事業の実施事業費・23年度政令指定都市

	最高額	最低額	平均額	回答数
手話通訳者派遣事業	22900000	1761369	14767255	n 10
要約筆記者派遣事業	6350000	390000	3348270	n11

② 派遣単価

都道府県の派遣事業では、1時間あたりの派遣単価の平均は、手話通訳者等派遣事業で2235円、要約筆記者等派遣事業で1178円、政令指定都市ではそれぞれ1944円、1887円となっている。最高額と最低額では2倍から4倍の差が見られる。同一水準のサービスを提供しているにもかかわらず、地域間格差、事業間格差が見られる。

資格別での派遣単価については、手話通訳士と手話通訳者では単価の差はほとんどみられなかった。要約筆記奉仕員と要約筆記者でみると都道府県では差が見られないが、政令指定都市では平均値で600円ほどの差が見られた。

最高額ではすでに3500円（県）～4000円（政令指定都市）の単価が存在しており、そのような価値を有する業務であると評価されている。これを全国の標準として、1時間あたりの派遣単価は、最低3000円以上とするのが適切であると考えられる。また、専門的な内容の派遣依頼に応える手話通訳士の場合は、これに割増した派遣単価の設定が求められる。

表 1-1-62 手話通訳者の謝礼/1時間あたり

都道府県 回答数 15ヶ所 円

最高	3500
最低	1400
平均	2235

表 1-1-102 要約筆記者の謝礼/1時間あたり

都道府県 回答数 10ヶ所 円

最高	3000
最低	800
平均	1178

表 1-2-48 手話通訳者の謝礼/1時間あたり

政令指定都市 回答数 6市 円

最高	4000
最低	1000
平均	1944

表 1-2-85 要約筆記者の謝礼/1時間あたり
政令指定都市 回答数 5市 円

最高	2080
最低	1500
平均	1887

手話通訳者や要約筆記者の派遣時にかかる交通費については、実費とする都道府県・政令指定都市が多数である。公共交通機関が整っていない地域の場合、自家用車の使用が認められ、1 km あたり 30 円～37 円程度が支給されている。

業務報告書の作成時間については、業務報告書の提出が義務づけられている場合には、業務の一環として時間数に加算すべきである。登録型ホームヘルパー（「非定型的パートタイムヘルパー」）は、業務報告の作成時間が労働時間に該当するとされる。（訪問介護労働者の法定労働条件の確保について 基発第 0827001 号）

③ 派遣調整等を行う職員の設置

都道府県では 26 ケ所、政令指定都市においては 12 市で手話通訳者設置事業を行っている」と回答を得た。手話通訳者設置事業において設置された手話通訳者は、①手話通訳業務、②手話通訳者・要約筆記者派遣コーディネート業務、③手話通訳者・要約筆記者等養成・研修業務、④その他の業務に従事している。今回の調査では①～④の業務の割合は調査の対象とはしなかったもので明らかなではないが、設置された手話通訳者は①手話通訳派遣、②コーディネート業務を主に担っていると考えられる。（あわせて、相談業務や生活支援業務、養成・研修、聴覚障害者福祉に関わる業務等を兼務し、自治体の聴覚障害者施策の要の役割を果たしている実体がある。）

手話通訳者等派遣事業という視点から、手話通訳者設置事業を以下にまとめてみる。

都道府県の、平成 23 年度の手話通訳者設置事業の決算額を見ると、平均は 10810327 円となっている。最高額は 51817538 円で、最低額は 824000 円で、実に 62 倍の差が見られる。設置手話通訳者の数も 15 人が最高であるが、1 人のみの設置県もある。

正職員比率は 15.4%にとどまり、非正規職員が多数占めている。そのために 1 人あたりの人件費として 170 万円から 350 万円程度となっている。

表 1-1-136 手話通訳者設置事業の決算額
都道府県・回答数 13 ケ所 円

最高	51817538
最低	824000
平均	10810327

都道府県の設置事業の概要

(正職員比は 15.4%)

県名	抽出	設置手話通訳者数	決算額	一人あたり人件費
A 県		15	51817538	3454502
B 県		13	26114000	2008769
C 県		9	15758600	1750955
D 県		5	11438251	2287650
E 県		6	16687159	2781193
F 県		3	6932000	2310666
G 県		3	5611560	1870520
H 県		1	2220000	2220000
I 県		1	2435667	2435667
J 県		1	2235000	2235000

政令指定都市の平成 23 年度の手話通訳者設置事業の決算額を見ると、平均は 25123487 円となっている。最高額は 54020000 円で、最低額は 2930000 円で、実に 18 倍の差が見られる。設置手話通訳者の数も 17 人が最高であるが、1 人のみの市もある。

正職員比率は 20.0%にとどまり、非正規職員が多数占めている。そのために 1 人あたりの人件費として 100 万円から 700 万円程度と格差が大きい。

表 1-2-112 手話通訳者設置事業の決算額

政令指定都市 回答数 11 市 円

最高	54020000
最低	2930000
平均	25123487

政令指定都市の設置事業の概要

(正職員比は 20.0%)

政令市名	抽出	設置手話通訳者数	決算額	一人あたり人件費
A 市		11	54020000	4910909
B 市		13	35362438	2720188
C 市		13	36437205	2802862
D 市		17	17491170	1028892
E 市		9	25457000	2828556
F 市		6	25311276	4218546
G 市		8	30298049	3787256
H 市		11	26605320	2418665
I 市		2	8346900	4173450
J 市		2	14099000	7049500
K 市		1	2930000	2930000

障害者総合支援法の意味疎通支援事業において、都道府県は①広域派遣およびその調整、②専門性の高い派遣の実施と、③市町村で対応のできない派遣について責任を負うが、高度・専門的な手話通訳技術と派遣コーディネート技術および関連業務においての業務遂行能力が求められていることから、聴覚障害者人口に見合った適切な数の手話通訳者を正規職員として雇用すべきである。聴覚障害者情報提供施設に事業委託を行う場合については、必要数の正規職員を雇用できる委託費を確保することが必要である。

④ 運営委員会の設置

手話通訳者等派遣事業の適正な実施において、派遣事業に関する運営委員会の設置が望まれる。

都道府県でみると、運営委員会を設置しているところは手話通訳者派遣事業で38.9%、要約筆記者派遣事業で30.0%にとどまる。

表 1-1-52 手話通訳者派遣事業
運営委員会設置 都道府県

	n18	%
1. 設置している	7	38.9
2. 設置していない	11	61.1
無回答	0	0.0

表 1-1-97 要約筆記者派遣事業運
営委員会の設置 都道府県

	n20	%
1. 設置している	6	30.0
2. 設置していない	14	70.0
無回答	0	0.0

政令指定都市でみると、運営委員会を設置しているところは手話通訳者等派遣事業で26.7%、要約筆記者等派遣事業で13.3%にとどまる。

表 1-2-39 手話通訳派遣事業
運営委員会設置 政令指定都市

	n15	%
1. 設置している	4	26.7
2. 設置していない	9	60.0
無回答	2	13.3

表 1-2-76 要約筆記者派遣事業
運営委員会の設置 政令指定都市

	n15	%
1. 設置している	2	13.3
2. 設置していない	10	66.7
無回答	3	20.0

運営委員会においては、事業の実施状況、実施課題、利用者のニーズ、派遣調整課題、財

政措置等について検討が行われる。事業の適切な実施においては不可欠なものである。設置していないところにおいても、表 2-20 に見るように、委託団体に任せているところ、設置を検討しているところが見られる。全都道府県・政令指定都市での設置が求められる。

表 2-20 運営委員会がない場合、運営委員会を実施していない理由は何か。また、今後運営委員会の実施について検討しているかどうか。(都道府県聞き取り調査より)

	県数
県としてはないが、県聴覚障害者団体が主体となり、派遣等について話し合う場あり。	1
聴覚障害者情報提供施設に委託している	3
委員会が必要と考えている・検討中	3
利用者の声を反映しながら実施	1
特に要望がないため	1

⑤ 派遣事業の諸課題

派遣事業についての課題を自由記述で回答を得た。都道府県では、手話通訳者派遣事業については、財源の確保、広域派遣調整を行うためのガイドライン、市町村との連絡会議の設置が課題として記述された。要約筆記者派遣事業では、広域派遣調整の方法、市町村間の派遣要綱や派遣単価の統一、事業の周知、要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行についての課題があげられた。

政令指定都市では、手話通訳者派遣事業の課題として、財源の確保、広域派遣調整のガイドラインの策定、市町村との連絡調整のための会議があげられた。要約筆記者派遣事業の課題としては、手話通訳者派遣事業と同様の課題の他、専任職員の雇用があげられた。

表 1-1-87 手話通訳者派遣事業についての問題・課題 都道府県

*回答数が少ないので、記述されたものを掲載

- ・財源の確保
- ・他の都道府県派遣のための国のガイドラインの策定
- ・広域派遣事業を行うための専任職員の雇用
- ・市区町村間の派遣を行うための都道府県のガイドラインの策定
- ・手話通訳者派遣事業要綱の見直し
- ・市区町村との連絡調整のための会議

表 1-1-128 要約筆記者派遣事業についての問題・課題 都道府県

*回答数が少ないので、記述されたものを掲載

- ・県として派遣事業を行う予定はありません。
- ・派遣単価の設定方法
- ・具体的な業務内容や市町村との役割分担がわからないため、予算要求に苦慮している
- ・市町間をまたがる広域派遣の調整を行う際に関係市町の費用負担のルールが統一されていないこと。
- ・具体的な県と市町村の役割分担が不明
- ・派遣実施市町村が少ない。市長村が相互派遣を行うためには、統一した要綱で実施するようになる必要がある。市町村が相互派遣を行うためには、統一した要綱で実施する必要がある。
- ・省令を見ていないので回答できない
- ・市町村、関係団体との連絡協議会において検討していく。
- ・手話と同じ
- ・市町村毎に派遣費用が異なる
- ・市町村からの委託依頼がほとんどないことから、市町村への周知ならびに障害者への周知が課題である。
- ・奉仕員から者への登録がこれからの話であるため、直ちに者の派遣ができる体制が整備できない。
- ・現在派遣に係る連絡調整は市町村が実施している。当該事業内容の詳細が示されていないので、現在実施している事業にどのような影響があるか不明。

表 1-2-68 手話通訳者派遣事業について現在抱えている問題・課題
政令指定都市

	n15	%
財源の確保	3	20.0
他の都道府県派遣のための国のガイドラインの策定	3	20.0
市区町村との連絡調整のための会議	2	13.3
市区町村間の派遣を行うための都道府県のガイドラインの策定	1	6.7

表 1-2-100 要約筆記者派遣事業についての問題・課題
政令指定都市

	n15	%
財源確保	3	20.0
市区町村との連絡調整会議	1	6.7
都道府県のガイドライン	1	6.7
国のガイドライン	2	13.3
都道府県配置の専任職員の雇用	0	0.0
委託団体での専任職員の雇用	1	6.7
要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行	1	6.7
要約筆記者派遣事業要綱の見直し	1	6.7
その他	2	13.3

2) 手話通訳者・要約筆記者の資格と派遣

障害者自立支援法の地域生活支援事業実施要綱では、手話通訳者は(ア)手話通訳士、(イ)手話通訳者、(ウ)手話奉仕員と定義され、要約筆記者は(ア)要約筆記者、(イ)要約筆記奉仕員と定義される。本調査では、都道府県では、「手話通訳者のみ」と半数が回答しているが、手話奉仕員を派遣するという県も存在している。要約筆記者派遣においては、要約筆記者の認定試験が平成 23 年度から始まったところであり、現在では要約筆記奉仕員を派遣するところが多数である。政令指定都市についても、同様の現状にある。

i 手話通訳者・要約筆記者の資格

表 1-1-58 どんな資格の手話通訳者を派遣するか
都道府県

	n18	%
手話通訳者のみ	9	50.0
手話通訳者や手話奉仕員	3	16.7
その他	3	16.7
無回答	3	16.7

表 1-2-45 どんな資格の手話通訳者を派遣するか
政令指定都市

	n15	%
手話通訳者のみ	8	53.3
手話通訳者や手話奉仕員	4	26.7
その他	1	6.7
無回答	2	13.3

表 1-2-82 派遣する要約筆記者の資格
政令指定都市

	n15	%
要約筆記者のみ	4	26.7
要約筆記者や要約筆記奉仕員	1	6.7
要約筆記奉仕員のみのみ	6	40.0
無回答	4	26.7

都道府県や政令指定都市においては専門性の高い通訳の知識・技術が求められることから、有資格者を派遣することが適切である。

とはいえ、要約筆記者の認定試験は、始まったばかりであるので、当面は従来の要約筆記奉仕員の派遣が続くが、要約筆記者試験合格者が必要数確保できた時点で、「奉仕員派遣」は中止されるべきである。

手話通訳者については、都道府県・政令指定都市であれば、有資格者（手話通訳士試験合格者・手話通訳者試験合格者）は確保されているので、「奉仕員派遣」は解消されるべきである。

一方、市町村では試験を経た有資格者がいない自治体もあり、「奉仕員派遣」は「首長の認めるもの」として当面は派遣されるが、有資格者の必要数が確保できた時点では「奉仕員派遣」は廃止されるべきである。

ii 手話通訳者・要約筆記者の身分

① 都道府県・政令指定都市に雇用され設置される手話通訳者等の身分

都道府県や政令指定都市においては、専門性の高い通訳ができる者、知識・技術が備わった者が求められるし、すぐれた派遣業務遂行能力が求められる。そのため、派遣事業を行うために雇用され設置される職員の身分は正規職員であることが適切である。しかし、雇用され派遣業務等を担当する者の身分形態が多様であること、正規職員の雇用が少ないことが、今回の調査で示されている。都道府県で正規雇用を行うところは15.4%、政令指定都市では20.0%にとどまる。

平成25年4月から施行される障害者総合支援法では、都道府県が都道府県間の広域派遣調整を行う、また専門性の高い派遣コーディネートを行うことが予定されているが、このような状況で責任のある派遣事業はとうていできない。すべての都道府県で正規雇用の派遣担当者を雇用・設置すべきである。

表 1-1-132 設置手話通訳者の身分の定め
都道府県 重複回答

	n26	%
正職員	4	15.4
嘱託・契約	15	57.7
パート	3	11.5
その他	6	23.1

表 1-2-107 設置手話通訳者の 身分の定め
政令指定都市 重複回答

	n15	%
正職員	3	20.0
嘱託・契約	9	60.0
パート	1	6.7
その他	6	40.0

② 登録される手話通訳者・要約筆記者の身分

これまで、登録され派遣される手話通訳者、要約筆記者の身分については、明確ではなかった。「登録手話通訳者、登録要約筆記者と雇用契約を結んでいるか」の問いに対して、都道府県・政令指定都市で回答があったところはなかった。市町村でみると数は少ないが雇用契約をむすんでいる自治体はいくつか存在していることが明らかになった。（市町村については抽出調査であるので、全国的には二桁以上の自治体の存在が予測される）

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について 基発第 0827001 号」によれば、「非定型的パートタイムヘルパー」は、労働者として労働契約の対象とされている。実体として同様の働き方をする登録手話通訳者、登録要約筆記者は、労働者として雇用契約を事業主と結ぶ権利を有する者とする市町村がすでに存在しているので、都道府県、政令指定都市においても、労働者の身分保障について考慮し、雇用契約の締結を進めるのが適切である。

表 3-26 手話通訳者・手話奉仕員と雇用契約を結んでいるか

	市町数	%
1. 結んでいる	3	5
2. 結んでいない	43	71.7
無回答	14	23.3

表 3-61 要約筆記者・要約筆記奉仕員と雇用契約を結んでいるか

n50	市町数	%
1. 結んでいる	1	2.0
2. 結んでいない	41	82.0
無回答	8	16.0

3) 派遣の範囲

i 派遣領域・範囲

都道府県（政令指定都市）においては、市町村の派遣事業で対応できない専門性や緊急性のある依頼への派遣事業、および市町村の範囲や都道府県の範囲を越える広域派遣の依頼に対応する派遣事業が求められている。（障害者総合支援法第78条）

始めに、上記都道府県の責任として行う派遣事業の領域・分類を下表のように例示する。

専門性・緊急性・広域性の分類	派遣依頼内容・派遣領域
専門性・緊急性・広域性	司法（警察・検察・裁判・弁護士会・事故対応等） 政見放送 専門性の高い相談・支援（福祉・法律・医療・税金・労働・教育等）
専門性・緊急性・広域性	医療（専門性の高い診察・治療が必要な場合。緊急時の医療）
緊急性・広域性	災害時（災害発生直後の情報提供・生活再建支援）
広域性（県内）	1）都道府県・市町村の事業・行事、公益性の高い事業・行事、障害者団体等の行う事業・行事 2）個人が他市町村で通訳が必要な場合
広域性（他都道府県）	1）県内の利用者が他都道府県で通訳が必要な場合 2）他都道府県からの派遣依頼

今回の調査では、政党活動、宗教活動、営利活動については、派遣の対象としないという回答が多く見られた。これについては、検討を要するが、それぞれ公的な支援（補助金、税制、諸支援制度等）がなされている面もあり、一律派遣の対象外とすると合理的配慮を欠くことになる。結論から言えば、専門性・広域性・緊急性が求められる派遣については都道府県が担い、その他の社会参加に関する派遣については市町村が責任を持つというシステムを構築していくことになる。

今回の調査で示された都道府県の行っている派遣事業での派遣範囲を見ると下表のようになる。

都道府県の派遣先整理 今回調査より

生命	健康	医療	社会生活
教育・保育	文化・教養	公的機関	職業
日常生活	介護保険	家族	社会活動
福祉制度	司法	生活相談	団体活動

（表 1-1-70 手話通訳者等の派遣の範囲、表 1-1-99 要約筆記者等の派遣の範囲より）

具体的にどのような内訳となっているかは、下表の通りであったが、市町村の派遣事業と役割分担していることが数値の低さで見ることができし、一方「市町村で派遣事業を実施していないところに代わって事業を実施する」場合もあり、市町村で対応すべき派遣も都道府県で行っていることが見られる。

表 1-1-70 手話通訳者の派遣の範囲
都道府県

	n18	%
1. 医療関係	4	22.2
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	5	27.8
3. 学校へ相談または事業（授業含む）に参加する場合	4	22.2
4. 就職相談・就職面接	5	27.8
5. 職場での朝礼や会議等	1	5.6
6. 聴覚障害団体の会議	7	38.9
7. 冠婚葬祭	3	16.7
8. 家族会議や親戚の集まり	3	16.7
9. 自治会活動など地域活動	3	16.7
10. 教養・文化・福祉	4	22.2
11. スクリーニング・資格取得のための研修	3	16.7
12. 裁判や警察関係	4	22.2
13. 都道府県知事が必要と認めるもの	5	27.8
14. その他	9	50.0

表 1-1-107 要約筆記者派遣の範囲

	n20	%
聴覚障害者団体の会議	11	55.0
公的機関での手続き	4	20.0
就職面接	4	20.0
医療関係	3	15.0
学校での相談・行事	3	15.0
裁判・調停・警察	3	15.0
都道府県知事が認めるもの	3	15.0
職場の朝礼・会議等	2	10.0
冠婚葬祭	2	10.0
家族・親族の集まり	2	10.0
自治会等地域活動	2	10.0
教養・文化	2	10.0
スクリーニング・資格取得講座	2	10.0
趣味サークル	2	10.0
その他	12	60.0

なお、高度な手話通訳技術が求められる場合の手話通訳者派遣を行う場合は、都道府県に登録する手話通訳者のうち、手話通訳士資格を有するものを優先して派遣することが適切である。要約筆記者についても同様に要約筆記者試験に合格した者を優先的に派遣する。

ii 派遣地域

① 県外への派遣

従来の障害者社会参加促進事業や障害者自立支援法のもと、県外への派遣については、想定されておらず、そのためガイドラインが示されてこなかった。今回の調査では、県外に手話通訳者派遣を認めている割合は、条件付きを含めて、都道府県で44.5%、政令指定都市で53.3%となっている。要約筆記者の県外派遣についても同様となっている。一方明確に認めないと回答する都道府県・政令指定都市が3割ほど存在している。障害者総合支援法においては、広域派遣において県内・県外への派遣を認めることが想定されているので、すべての都道府県・政令指定都市で、県外派遣が認められること、そしてガイドラインが示される必要がある。

市町村から広域派遣や専門的な通訳、緊急性を要する通訳派遣について依頼があった場合、都道府県（または都道府県聴覚障害者情報提供施設）は、都道府県に登録されている手話通訳者または要約筆記者をコーディネートし、派遣調整を行うシステムが適当である。

表 1-1-72 県外への手話通訳者派遣を認めているか
都道府県

	n18	%
1. 認めている	7	38.9
2. 条件付きで認めている	1	5.6
3. 認めていない	5	27.8
無回答	5	27.8

表 1-2-56 県外への手話通訳者派遣を認めているか
政令指定都市

	n15	%
1. 認めている	5	33.3
2. 条件付きで認めている	3	20.0
3. 認めていない	5	33.3
無回答	2	13.3

② 県外からの派遣依頼の調整

県外からの手話通訳者派遣の依頼については、「認めていない」が都道府県で33.3%、政令指定都市で46.7%となっている。①の県外派遣、そして県外からの派遣依頼に応ずるシステム（都道府県間の合意と連絡調整機能）を構築する必要がある。

表 1-1-76 県外在住者からの手話通訳者派遣依頼を認めるか
都道府県

	n18	%
1. 認めている	4	22.2
2. 条件付きで認めている	4	22.2
3. 認めていない	6	33.3
無回答	4	22.2

表 1-2-60 県外在住者からの派遣依頼を認めるか
政令指定都市

	n15	%
1. 認めている	4	26.7
2. 条件付きで認めている	2	13.3
3. 認めていない	7	46.7
無回答	2	13.3

iii 派遣の制限

今回の調査では、派遣時間、派遣回数の制限の有無について質問を行った。「制限を設けていない」と回答したのは都道府県で 94.4%、政令指定都市で 66.7%だった。

制限を設けることは、利用者の社会参加を制限することになるので、「制限を設けない」ということを原則とすべきである。

表 1-1-69 手話通訳を利用するときの制限
都道府県

	n18	%
設けている	1	5.6
設けていない	17	94.4
無回答	0	0.0

表 1-2-55 手話通訳を利用する時の制限
政令指定都市

	n15	%
設けていない	10	66.7
その他	3	20.0

■その他の記述

AM9：00 から PM9：00

平日、休日、祝日ともに 8 時～21 時

AM8：30～PM9：00 まで

(2) 市町村の派遣事業について

1) 事業の実施体制

i 派遣事業の実施状況と運営方式

① 派遣事業の実施状況

市町村調査では、アンケート調査（質問紙調査）60 市町、聞き取り調査 70 市町を抽出して調査を実施した。ここで抽出した市町は、派遣事業利用者については、人口規模や「広域派遣事業の実施の有無」を勘案して抽出した。アンケート調査では、下表のように、手話通訳者派遣事業は 98.3%、要約筆記者派遣事業は 80.0%で実施されている。聞き取り調査では手話通訳派遣事業が 100%、要約筆記者派遣事業が 80.0%だった。アンケート調査では手話

通訳者設置事業は71.7%の実施率であった。

なお、平成23年3月31日現在で手話通訳者派遣事業の実施割合は74.1%、要約筆記者派遣事業の実施割合は49.1%、手話通訳者設置事業の実施割合は29.3%であった。（障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成24年2月20日より）

表3-5 コミュニケーション支援事業（障害者総合支援法の意味疎通支援を行う者の養成・派遣・手話通訳者設置に相当）で実施している事業 アンケート調査

	市町数 n60	%
手話通訳者派遣事業	59	98.3
要約筆記者派遣事業	48	80.0
手話通訳者設置事業	43	71.7
無回答	4	22.2

② 派遣事業の事業費

表3-11は、平成23年度の派遣事業の決算額である。最大値と最小値を比較すると市町村間に大きな格差が見られる。

人口規模別で見ると、人口規模が大きくなることで事業費が大きくなる傾向はみられるが、人口比率でみれば、表3-7のように、人口が大きい市町ほど地域生活支援事業費に占めるコミュニケーション支援事業の比率は小さくなっている。また人口の大きい市町で要約筆記者派遣事業の費用は小さくなっていることがわかる。人口規模にふさわしい事業費の設定が必要である。

表3-11 23年度コミュニケーション支援事業の決算額
(円)

	平均	最大値	最小値
1. 手話通訳者派遣事業	1131723	6956560	30000
2. 要約筆記者派遣事業	417092	2035000	0
3. 手話通訳者設置事業	3731168	15170970	12617

表3-12 人口区分別コミュニケーション支援事業の決算額平均 アンケート調査
(円)

	5万人以下	5-10万人以下	10-15万人以下	15-20万人以下	20-25万人以下	25-30万人以下	30万以上
1. 手話通訳者派遣事業	247003	861440	1859625	1650000	2844060	1323930	2896891
2. 要約筆記者派遣事業	75740	320653	379451	2035000	1742850	250280	664014
3. 手話通訳者設置事業	1974895	1896689	4254154	—	3438180	4022400	8325235

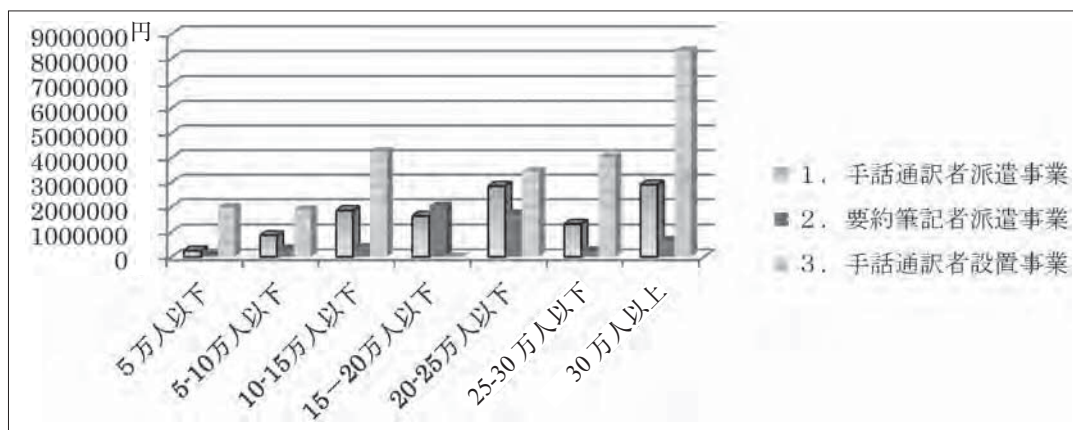


表 3-7 地域生活支援事業費に占めるコミュニケーション支援事業費割合アンケート調査 (%)

5万人以下	0.047
5-10万人以下	0.098
10-15万人以下	0.056
15-20万人以下	不明
20-25万人以下	0.030
25-30万人以下	0.026
30万人以上	0.033

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されるが、それに向けて今後の派遣事業をどうしていくかの質問については、現状維持という回答が一番多いが、要約筆記者派遣事業については 2 市町、手話通訳者設置については 8 市町が「実施は検討しない」と回答している。要約筆記者派遣事業について実施しない理由を見てみると、アンケート調査、聞き取り調査とも、利用のニーズが少ない、利用の要望が少ないと回答しているが、ニーズが顕在化していない状況に市町は気づくべきであるし、潜在的ニーズを掘り起こす取り組み（啓発講座、難聴者向けリハビリテーション講座、難聴者の集団化等）をすべきである。

表 3-13 障害者総合支援法実施に向けた各種事業の今後の課題・検討事項 アンケート調査
数字は回答市町数

	1. 実施を検討する	2. 充実	3. 実施は検討しない	4. 現状維持	無回答
手話通訳者派遣事業	1	10	0	49	1
要約筆記者派遣事業	2	12	2	39	5
手話通訳者設置事業	2	9	8	35	6

表 3-78 要約筆記者派遣事業を実施していない理由 アンケート調査

	市町数	%
利用者が少ないため	3	30.0
利用したい要望が少ないため	6	60.0
設備がないため	1	10.0
人材がないため	3	30.0

表 4-5 要約筆記者派遣事業を実施していない理由 聞き取り調査

n13	市町村数	%
ニーズがない	6	46.2
要望がない	3	23.1
実施を準備中・検討中	2	15.4
機材の準備に費用がかかる	1	7.7
その他	2	15.4

③ 運営方式

市町村で派遣事業を実施する場合、直営方式と委託方式がある。手話通訳者派遣事業については56.7%、要約筆記者派遣事業については64.0%が、外部団体に委託して事業を行っている。今後も委託方式が広がっていくことと思われるが、後述するように、手話通訳者設置事業が市町村で100%実施され、派遣事業と手話通訳者設置事業が一体的に運営されることで、利用者のニーズに的確に応え、かつ効果的な事業運営にしていく必要がある。

表 3-15 手話通訳者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか アンケート調査

	市町数	%
1. 直轄して運営	26	43.3
2. 外部団体に委託	34	56.7

表 3-50 要約筆記者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか アンケート調査

n50	市町数	%
1. 直轄して運営	18	36.0
2. 外部団体に委託	32	64.0

派遣事業を外部委託する場合、手話通訳者派遣事業については聴覚障害者協会が一番多く次いで社会福祉協議会、聴覚障害者情報提供センター（＝聴覚障害者情報提供施設）となっている。近接性・地域性・社会福祉の専門性ということであれば、社会福祉協議会への委託が考えられる。専門性を重視すれば聴覚障害者情報提供センターになるが、都道府県の場合は1カ所という設置なので、遠隔地となり利用者との日常的な関係性を持つことは困難となる。聴覚障害者協会の場合は、協会の力量によって事業の実施状況が変動し安定性に不安がある。また、専門性という視点からは聴覚障害者情報提供センター、社会福祉協議会の方が勝る。

直営方式で行う場合は、市町村役所の担当課が派遣業務を行うことで近接性は確保されるが、手話通訳者設置事業を伴わない場合は、対応は一般の役所職員となり、利用者との関係性の形成に困難がある。逆に正規職員で手話通訳士等の有資格者を市町村役所に雇用、設置した場合は、派遣業務だけでなく、聴覚障害者に必要な支援事業を総合的な視点から展開、実施できる。（非正規職員の場合は裁量や権限、業務の範囲に制限がある。）

派遣事業においては、①近接性（サービス利用のアクセスが容易であること）、②地域性（地域の実情にあわせて事業ができること）、③関係性（日常的な関係・信頼関係が形成できること）、④専門性・総合性（聴覚障害、聴覚障害者、聴覚障害者福祉に関する知識や、コミュニケーション支援の知識・技術があること、また社会資源の活用等コミュニティワークを行う力量があること）が必要である。そして、他の支援施策を視野に入れた事業展開や、地域

の社会資源等の開発や活用等の視点を持った、正規に雇用された手話通訳者（手話通訳士含む）が業務を担うのが適切である。直営方式にしても委託方式にしても、上記のような視点に立った事業が展開されなければならない。

表 3-16 手話通訳者派遣事業を外部委託している場合どこに委託しているか アンケート調査

	市町数	%
1. 社会福祉協議会	8	13.3
2. 聴覚障害者情報提供センター	7	11.7
3. 手話通訳派遣センター	1	1.7
4. 聴覚障害者協会	10	16.7
5. その他	10	16.7

表 3-51 要約筆記者派遣事業を外部委託している場合どこに委託しているか アンケート調査

	n32	市町数	%
1. 社会福祉協議会		7	21.9
2. 聴覚障害者情報提供センター		6	18.8
4. 聴覚障害者協会		6	18.8
5. 難聴者・中途失聴者協会		2	6.3
5. その他		12	37.5

派遣事業についての運営委員会の設置状況については、表 3-19、表 3-54 に見るように、設置していない自治体が多数である。運営委員会においては、事業の実施状況、実施課題、利用者のニーズ、派遣調整課題、財政措置等について検討が行われる。事業の適切な実施においては不可欠なものである。すべての市町村で設置が求められる。

表 3-19 手話通訳者派遣事業について運営委員会を設けているか

	市町数	%
1. 設置している	11	18.3
2. 設置していない	49	81.7
無回答	0	0.0

表 3-54 要約筆記者派遣事業について運営委員会を設けているか

	市町数	%
1. 設置している	4	8.0
2. 設置していない	46	92.0
無回答	0	0.0

④ 事業費

派遣事業において、①登録通訳者への報酬、②交通費、③設置通訳者の人件費、④研修費、⑤頸肩腕検診費等が必要となる。今回の調査では①～③について回答を求めた。

a 登録通訳者への報酬

表 3-27、表 3-62 に見るように、手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士、要約筆記奉仕員、要約筆記者への 1 時間あたりの派遣報酬は、市町村格差が見られる。全国の標準的な報酬単価が求められるが、1 時間 3000 円で実施している自治体があるので、これを標

準とするのが適切である。

表 3-27 手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士への謝礼・賃金単価
(1時間あたり/円) アンケート調査

	手話奉仕員	手話通訳者	手話通訳士
平均	1572	1931	1820
最大	3000	3180	3000
最小	800	1000	1000

表 3-62 要約筆記奉仕員・要約筆記者への謝礼・賃金単価
(1時間あたり/円) アンケート調査

	要約筆記奉仕員	要約筆記者
平均	1549	1504
最大	3000	3000
最小	800	500

派遣時間のカウントであるが、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣とも「家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める」が一番多く、ついで「現場に着いてから去るまでの時間数のみ」、「通訳にかかった時間数のみ」となっている。全国標準としては、多数を占める「家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める」が適切である。

表 3-28 手話通訳者派遣の時間数カウントの基準 アンケート調査

	市町数	%
通訳にかかった時間数のみ	18	30.0
現場に着いてから去るまでの時間数のみ	18	30.0
家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	20	33.3
報告書作成にかかる時間数も含める	1	1.7
報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	3	5.0

表 3-63 要約筆記者派遣の時間数カウントの基準 アンケート調査

	市町数	%
通訳にかかった時間数のみ	10	20.0
現場に着いてから去るまでの時間数のみ	15	30.0
家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	21	42.0
報告書作成にかかる時間数も含める	0	0.0
報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	2	4.0

上表で「報告書作成にかかる時間数」を含めるところはほとんどないが、業務報告書の作成時間については、業務報告書の提出が義務づけられている場合には、業務の一環として時間数に加算すべきである。登録型ホームヘルパー(「非定型的パートタイムヘルパー」)は、業務報告の作成時間が労働時間に該当するとされる。(訪問介護労働者の法定労働条件の確保について 基発第 0827001 号)

b 交通費

手話通訳者および要約筆記者の派遣の際にかかる交通費については、少数の市町村で上

限を定めているところがあるが、大多数は実費としているので、実費を全国標準とすべきである。公共交通機関が整っていない地域では自家用車の使用が認められている。この場合 1 km あたり 27 円～37 円という設定がなされている。

表 3-30 交通費の支払い金額の基準 アンケート調査

	n42	市町数	%
1. 実費	23	23	54.8
2. 一律	2	2	4.8
3. 支給なし	1	1	2.4
4. その他	11	11	26.2
無回答	5	5	11.9

限度額 1000 円 1 市 2000 円 1 市

*車の場合 1 km あたり／27 円 1 カ所 30 円 5 カ所 37 円 9 カ所

c 手話通訳者設置事業の件数

・手話通訳者設置事業の意義と現状

全国手話通訳問題研究会の平成 22 年 10 月に行った調査では、1535 名の雇用され設置された手話通訳者がいる。これらの手話通訳者は手話通訳業務（93.0%）の他、手話通訳者派遣業務（47.5%）、聴覚障害者関連業務（43.3%）、事務全般（33.6%）、ろうあ者相談業務（31.1%）、手話通訳者養成業務（18.0%）の業務に従事している。

*（ ）内数字は、回答者の割合

このように設置された手話通訳者は 実体として、手話通訳業務や派遣業務だけでなく、コミュニケーション支援事業に関わって多様な業務を遂行している。これにより、手話通訳者が設置された自治体では、聴覚障害者の社会参加が進んでいる。このことは、表 3-21、表 3-21-2 により、設置手話通訳者の有無を比較すれば、歴然としている。人口 10 万人以上の自治体では 4 倍の差があり、人口 5-10 万人 6 倍の差、人口 5 万人以下では 1.5 倍の差となっている。

表 3-21 平成 23 年度依頼件数・派遣件数・派遣人数の平均値・最大値・最小値
アンケート調査

	依頼件数	派遣件数	派遣人数
平均	258	257	259
最大	1449	1449	1637
最小	11	3	3

表 3-21-2 年間手話通訳者派遣依頼件数と設置手話通訳者の有無・人口比較
アンケート調査

人口規模	設置手話通訳者なし	設置手話通訳者あり
10 万人以上	125	532
5-10 万人	49	296
3-5 万人	57	84
3 万人以下	62	87

平成 23 年 3 月 31 日現在で手話通訳者設置事業の実施割合は 29.3% であったが（障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成 24 年 2 月 20 日より）、未実施の自治体においては、聴覚障害者のコミュニケーション支援ニーズに十分応えられていない状況が、上表の数値比較から推測できる。手話通訳者設置事業の 100% 実施が全国標準となるべきである。

・手話通訳者設置事業における身分と人件費

上述の全国手話通訳問題研究会の調査では、雇用された手話通訳者の、19.6% が正規雇用、79.5% が非正規雇用となっている。非正規雇用の手話通訳者の平均月額賃金は、17 万円程度となっている。

本調査では、雇用されている手話通訳者の身分の状況について尋ねた。正職員は 22.7% の自治体にとどまるが、全国手話通訳問題研究会の調査結果と重なる数値となっている。

表 3-84 設置された手話通訳者の身分 重複回答
アンケート調査

	n44	市町数	%
1. 正職員		10	22.7
2. 嘱託・契約職員		15	34.1
3. パート職員・臨時職員		5	11.4
4. その他		8	18.2

手話通訳者設置事業を行うと、回答のあった市町村の平成 23 年度決算額は表 3-81 の通りであった。そして表 3-81-2 に見るように、設置手話通訳者一人あたりの事業額は、平均 2093620 円、最大は 8003815 円、最小 12617 円と自治体により大きな差があることが示された。正規職員として手話通訳者を雇用するに十分な事業費の確保が必要である。

表 3-81 設置手話通訳者の数と平成 23 年度決算

市町名	設置人数	決算額	市町名	設置人数	決算額
A 市	5	20000000	V 市	1	2312291
B 市	5	15170970	W 市	1	2230501
C 市	5	14272594	X 市	1	2040000
D 市	6	11413924	Y 市	1	2000000
E 市	4	10608014	Z 市	5	1965840
F 市	1	8003815	AA 市	1	1752000
G 市	3	7019901	AB 市	1	1700000
H 市	3	6425000	AC 町	1	1586499
I 市	1	6290000	AD 町	1	1303634
J 市	2	6041778	AE 市	3	1228296
K 市	2	5720996	AF 町	2	1158420
L 市	2	5455670	AG 市	2	703200
M 市	2	5358533	AH 市	1	630500
N 町	3	4370400	AI 市	1	490000

O 市	3	4263350
P 市	2	4022400
Q 市	2	3748221
R 市	1	3700000
S 市	1	3438180
T 市	無回答	2876399
U 市	1	2661514

AJ 市	無回答	405540
AK 町	1	360000
AL 市	1	187425
AM 町	1	148800
AN 市	1	12617
AO 市	1	無回答
AP 市	8	無回答

平均	2093620	
最高	8003815	
最小	12617	

それでは、次に人口規模にふさわしい設置手話通訳者数を検討する。表 3-81-3 を見ると、平均 8 万 5 千人あたり一人の手話通訳者が雇用され設置されている。一方で 35 万人に一人、1 万 4000 人に一人という自治体もある。効果的な事業を実施するためには、5 万人～8 万人に一人の設置が適切と考える。

人口 5 万人以下の自治体の場合は、障害保健福祉圏域ごとの設置、または近隣市町と共同の広域設置で、必要な設置手話通訳者数を確保する方法が適切となる。区を有する政令指定都市は、聴覚障害者情報提供施設に事業を委託する場合があるが、この場合、区役所ごとに、人口比に応じた設置手話通訳者数を算出し、人数分を委託費とすることが求められる。

表 3-81-3 人口／設置手話通訳者数

平均	84913
最大	350815
最小	14805

ii 派遣事業の課題

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業についての問題・課題について、表 3-46、表 3-79 にまとめた。通訳者の不足・確保、緊急時の対応、通訳者の養成については、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業に共通する課題との回答が多い。手話通訳者派遣事業では、手話通訳者の質・レベルアップ、手話通訳者の高齢化、派遣範囲・基準の設定についての回答比率が高くなっている。要約筆記者派遣事業では、利用者がいない・少ない、制度の周知・啓発が特徴的な課題として示されている。

表 3-46 手話通訳者派遣事業の問題・課題は何か

	市町数	%
1. 手話通訳者の不足・確保	43	71.7
2. 緊急時の派遣	38	63.3
3. 手話通訳者の質・レベルアップ	20	33.3
4. 手話通訳者の養成	24	40.0
5. 利用者がいない・少ない	9	15.0
6. 市外・県外派遣等広域派遣	11	18.3
7. 手話通訳者の高齢化	18	30.0
8. 派遣範囲・基準の設定	18	30.0
9. 手話通訳者の研修	7	11.7
10. 制度の周知・啓発	12	20.0
11. 適切な予算確保	14	23.3
12. 地域格差	7	11.7
13. 手話通訳者の健康問題	8	13.3
14. 登録手話通訳者との雇用契約	3	5.0

表 3-79 要約筆記者派遣事業の問題・課題は何か

	市町数	%
1. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の不足・確保	31	62.0
2. 緊急時の派遣	24	48.0
3. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の質・レベルアップ	18	36.0
4. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の養成	24	48.0
5. 利用者がいない・少ない	28	56.0
6. 市外・県外派遣あるいは広域派遣	5	10.0
7. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の高齢化	13	26.0
8. 派遣範囲・基準の設定	10	20.0
9. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の研修	6	12.0
10. 制度の周知・啓発	21	42.0
11. 適切な予算確保	10	20.0
12. 地域格差	1	2.0
13. 要約筆記者の健康問題	0	0.0
14. 機材の維持・管理・搬出入	7	14.0
15. 登録要約筆記者（要約筆記奉仕員）との雇用契約	2	4.0
16. その他	2	4.0

2) 手話通訳者・手話通訳士・要約筆記者の資格と派遣

i 手話通訳者・要約筆記者の資格

障害者自立支援法の地域生活支援事業実施要綱では、手話通訳者は(ア)手話通訳士、(イ)手話通

訳者、(ウ)手話奉仕員と定義され、要約筆記者は(ア)要約筆記者、(イ)要約筆記奉仕員と定義される。本調査では、市町村では、65.0%が手話通訳者のみと回答している。26.7%は手話奉仕員も派遣するとする。一方要約筆記者のみ派遣するという回答は 28.0%、要約筆記奉仕員も派遣するという回答は 10.0%、要約筆記奉仕員のみ派遣するという回答は 62.0%と、要約筆記者派遣事業では、要約筆記奉仕員派遣が中心となっている。

手話通訳者については、平成元年から手話通訳士試験が始まり、平成 10 年からは「手話通訳者養成カリキュラム」に基づく手話通訳者養成と都道府県が行う手話通訳者試験が始められ、「手話通訳者」有資格者が確保されてきている。とはいえ、市町村ごとにみると手話通訳者有資格者が不在で手話奉仕員に頼っているところは少なくない。当面は「市町村長が認める者」と手話奉仕員派遣を併用することも仕方がない面があるが、今後手話通訳者養成・登録を進め、「手話通訳者」のみが派遣される事業としていく必要がある。

要約筆記者派遣においては、要約筆記者の認定試験が平成 23 年度から始まったところであり、現在では要約筆記奉仕員を派遣するところが多数を占めている。今後要約筆記者の養成・登録を進め、「要約筆記者」のみが派遣される事業としていく必要がある。

一方、通訳の質を早く確保するという観点から、自市町村で有資格者を確保できないのであれば、近隣の市町村あるいは障害者保健福祉圏域程度の範囲に在住する有資格者を自市町村の登録手話通訳者・登録要約筆記者としていく方法もある。あるいは障害者保健福祉圏域単位で「派遣センター」を立ち上げ、広域での派遣事業として、圏域内の有資格者を「派遣センター」に登録させる方法もある。

表 3-23 どの資格の者を派遣するか

N60	市町数	%
1. 手話通訳者のみ	39	65.0
2. 手話通訳者や手話奉仕員	16	26.7
3. 手話奉仕員のみ	1	1.7
4. その他	4	6.7

表 3-58 どの資格の者を派遣するか

n50	市町数	%
1. 要約筆記者のみ	14	28.0
2. 要約筆記者や要約筆記奉仕員	5	10.0
3. 要約筆記奉仕員のみ	31	62.0
無回答	10	20.0

ii 手話通訳者・要約筆記者の身分

雇用されて通訳事業を担当する設置手話通訳者については、正規職員として採用し、人口 5 万人～8 万人に一人設置するものとして、前節 1) 事業の実施体制の i ④の c で記述した。ここでは、登録手話通訳者、登録要約筆記者の身分について検討する。

登録して通訳業務を行う者と雇用契約を結んでいるかという質問に対して、手話通訳者については 3 カ所、要約筆記者については 1 カ所、「雇用契約を結んでいる」と回答があった。都道府県調査のところでも登録手話通訳者、登録要約筆記者との雇用契約の締結について、「非

定型的パートタイムヘルパー」が労働者と認められている。市町村に登録する者たちも同様に労働者として認め、雇用契約を進めていく。これを全国標準としていくことを提言する。

表 3-26 手話通訳者・手話奉仕員と雇用契約を結んでいるか アンケート調査

	N60	市町数	%
1. 結んでいる	3	3	5
2. 結んでいない	43	43	71.7
無回答	14	14	23.3

表 3-61 要約筆記者・要約筆記奉仕員と雇用契約を結んでいるか アンケート調査

	n50	市町数	%
1. 結んでいる	1	1	2.0
2. 結んでいない	41	41	82.0
無回答	8	8	16.0

3) 派遣の範囲

i 派遣領域・範囲・内容

表 3-33、表 3-67 に見るように、派遣の範囲・内容は、聴覚障害者の社会参加、社会活動、生命や財産に関わる領域となっている。

表 3-33 手話通訳者の派遣範囲の定め
アンケート調査

	n60	市町数	%
1. 医療関係	56	56	93.3
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	56	56	93.3
3. 学校での相談または事業に参加する場合	54	54	90.0
4. 就職面接	46	46	76.7
5. 職場での朝礼や会議等	26	26	43.3
6. 聴覚障害者の会議	49	49	81.7
7. 冠婚葬祭	49	49	81.7
8. 家族会議や親戚の集まり	42	42	70.0
9. 自治会活動など地域活動	48	48	80.0
10. 教養・文化	42	42	70.0
11. スクーリング・資格取得のための研修	28	28	46.7
12. 裁判や警察関係	50	50	83.3
13. 市町長が必要と認めるもの	55	55	91.7
14. その他	12	12	20.0

表 3-67 要約筆記者の派遣範囲の定め
アンケート調査

	n50	市町数	%
1. 医療関係	43	43	86
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	44	44	88
3. 学校での相談または事業に参加する場合	44	44	88
4. 就職面接	36	36	72
5. 職場での朝礼や会議等	22	22	44
6. 聴覚障害者の会議	41	41	82
7. 冠婚葬祭	40	40	80
8. 家族会議や親戚の集まり	35	35	70
9. 自治会活動など地域活動	40	40	80
10. 教養・文化	34	34	68
11. スクーリング・資格取得のための研修	22	22	44
12. 裁判や警察関係	39	39	78
13. 市町長が必要と認めるもの	20	20	40
14. その他	20	20	40

しかし、一方では、表 3-34 にみるように、派遣領域・内容について、派遣を制限している実体もみられる。「宗教、政治、営利」以外については、「制限をしない」という自治体が多数

であり、領域・内容で制限しないとするを全国標準とすべきである。また、「宗教、政治、営利」の場合も、内容によっては、公益的なものである場合がある。一律に制限するのではなく、ケースバイケースで判断するのがよい。

表 3-34 手話通訳者派遣を制限する事項 アンケート調査

n22	市町数
宗教	18
政治	16
営利	15
趣味	5
経済活動	2
主催団体が負担すべきもの	2
遊興	1
長期間	1

ii 広域派遣（県内派遣・県外派遣）

① 県内他市町村への派遣

市外派遣については、表 3-41、表 3-74 に見るように、「認める」「条件付きで認める」は手話通訳者派遣で 93.3%、要約筆記者派遣で 80.0%と回答している。条件付きで認める場合も、「近隣市のみ」、「市長が認める場合」、「交通費は利用者負担」という制限が付いている。聴覚障害者の生活圏、社会活動圏は、他のものが居住している自治体にとどまらないのと同様、県内・県外に広がっている。地域によって制限が課せられるのは、不合理と言わざるを得ない。すべての市町村で市外派遣と後述する県外派遣が実施されなければならない。

表 3-41 市外派遣を認めているか／手話通訳 アンケート調査

	市町数	%
1. 認めている	47	78.3
2. 条件付きで認めている	9	15.0
3. 認めていない	1	1.7
無回答	3	5.0

■条件付きで認める場合の条件（抜粋）

- ・本市及び本市に隣接する市町、市長が特に必要があると認めた場合、冠婚葬祭等、真に止むを得ない場合
- ・必要であると認められた時
- ・派遣者についての交通費は利用者負担

表 3-74 市外派遣を認めているか／要約筆記 アンケート調査

	市町数	%
1. 認めている	42	70.0
2. 条件付きで認めている	6	10.0
3. 認めていない	2	3.3
無回答	10	16.7

市外派遣を行う場合どのように対応するかについては、①自市町の登録者を派遣するが一番多く、次いで②聴覚障害者情報提供施設からの派遣を受ける、③実施先の市町村の派遣を受けるとなっている。①ができるのであれば、①で対応するのが望ましい。ただし県内でも遠隔地となる場合の手話通訳者・要約筆記者の交通費の負担が重くなる場合がある。③の場合市町村によっては「派遣の依頼は受けない」「派遣できる通訳者がいない」と不調に終わる場合がある。①で対応できない場合は、障害者総合支援法にある都道府県の派遣調整機能を活用することが適切である。

表 3-42 市外派遣依頼にどのように対応するか アンケート調査

	n56	市町数	%
1. 自市町の設置または登録手話通訳者を市外に派遣する。		33	58.9
2. 実施先の市町に依頼し、現地の設置または登録手話通訳者の派遣を受ける。		17	30.4
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の設置または登録手話通訳者の派遣を受ける。		19	33.9

表 3-75 市外への要約筆記者派遣について今後どう対応すべきか アンケート調査

	n48	市町数	%
1. 自市町の設置または要約筆記者（要約筆記奉仕員）を市外に派遣する。		42	87.5
2. 実施先の市町に依頼し、現地の要約筆記者（要約筆記奉仕員）の派遣を受ける。		14	29.2
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の要約筆記者（要約筆記奉仕員）の派遣を受ける。		16	33.3

② 県外派遣

従来の障害者社会参加促進事業や障害者自立支援法のもと、県外への派遣については、想定されておらず、そのためガイドラインが示されてこなかった。今回の調査では、県外に手話通訳者派遣を認めている割合は、条件付きを含めて、手話通訳者派遣事業で75.0%、要約筆記者派遣事業で79.0%となっている。一方明確に認めないと回答する市町村が2割ほど存在している。障害者総合支援法においては、広域派遣において県内・県外への派遣を認めることが想定されている。聴覚障害者の生活範囲・社会参加範囲を日本全域と認め、すべての市町村で県外派遣が認められることが必要である。

表 3-35 手話通訳者派遣について 県外派遣を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	30	50.0
2. 条件付きで認めている	15	25.0
3. 認めていない	9	15.0
無回答	6	10.0

表 3-68 要約筆記者派遣について 県外派遣を認めているか

n50	市町数	%
1. 認めている	27	54.0
2. 条件付きで認めている	10	20.0
3. 認めていない	10	20.0
無回答	3	6.0

県外派遣の方法については、表 3-36、表 3-69 のように、手話通訳者派遣では、「実施先の都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の手話通訳者の派遣を受ける」が一番多い。要約筆記者派遣事業では、「実施先の市町に依頼し、現地の要約筆記者の派遣を受ける。」が一番多い。実施場所が近い場合、あるいは求められる内容によって「自市町の設置または登録手話通訳者を県外に派遣する」ことも行われている。県外派遣を認める場合は設置手話通訳者を原則派遣するという自治体も見られた。

表 3-36 県外派遣はどのように行うか 手話通訳 アンケート調査

n45	市町数	%
1. 自市町の設置または登録手話通訳者を県外に派遣する。	11	24.4
2. 実施先の市町に依頼し、現地の手話通訳者の派遣を受ける。	19	42.2
3. 実施先の都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の手話通訳者の派遣を受ける。	22	48.9

表 3-69 県外派遣はどのように行うか 要約筆記者 アンケート調査

n37	市町数	%
1. 自市町の設置または登録要約筆記者を県外に派遣する。	8	21.6
2. 実施先の市町に依頼し、現地の要約筆記者の派遣を受ける。	16	43.2
3. 実施先の都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の要約筆記者の派遣を受ける。	13	35.1

一方で、表 3-39、表 3-72 に見るように、県外からの依頼があった場合、派遣を「認めていない」と回答する市町村が4割程度存在する。このことは、市町村間でのやりとりでは、調整が不調に終わる確立が高いことを示している。

そうであれば、市町村から都道府県の派遣事業所（都道府県の聴覚障害者情報提供施設含む）に県外派遣調整を依頼し、市町村から依頼を受けた都道府県（または都道府県聴覚障害者情報提供施設）は、派遣地の都道府県（または都道府県聴覚障害者情報提供施設）に依頼し、そこで登録されている手話通訳者または要約筆記者の派遣を受けるといふ、派遣システムが必要となる。

表 3-39 県外からの手話通訳者派遣依頼を認めているか アンケート調査

	N60	市町数	%
1. 認めている		19	31.7
2. 条件付きで認めている		7	11.7
3. 認めていない		27	45.0
無回答		7	11.7

表 3-72 県外からの要約筆記者派遣依頼を認めているか アンケート調査

	n50	市町数	%
1. 認めている		18	30.0
2. 条件付きで認めている		4	6.7
3. 認めていない		21	35.0
無回答		7	11.7

iii 派遣の制限（時間・回数）

表 3-31、表 3-66 にみるように、派遣時間や派遣回数に制限を設けていない市町村が 90% を占めている。一方 10% の市町村が制限を設けている。派遣時間・回数に制限を設けない、を全国標準とすべきである。

表 3-31 手話通訳者派遣時間・回数の制限を設けているか

	市町数	%
1. 設けている	4	6.7
2. 設けていない	54	90.0
無回答	3	5.0

表 3-66 要約筆記者派遣時間・回数の制限を設けているか

	n50	市町数	%
1. 設けている		3	6.0
2. 設けていない		46	92.0
無回答		1	2.0

(3) 意思疎通支援事業・派遣事業の課題 利用者アンケートから

本調査事業では、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の課題を把握するために、それぞれの事業について利用者アンケートを行った。

調査対象者は、全国 10 カ所の聴覚障害者協会、難聴者・中途失聴者協会の会員で、それぞれ 1 カ所あたり 20 人（男性 10 名・女性 10 名）を目安にアンケート用紙を配布し回答を得ることとした。

1. 手話通訳者派遣事業利用者は 198 人から回答を得た。2. 要約筆記者派遣事業利用者は 163 人から回答を得た。

アンケートでは、派遣事業の有無や利用状況、派遣利用の制限の実状、派遣事業の課題等の回答を得た。

1) 手話通訳者派遣事業利用者（ろう者）対象アンケート調査の結果

i 回答者の属性

男性 108 人、女性 89 人、性別不明 1 人の 198 人から回答を得た。回答者の平均年齢は 55.2 歳であった。

ii 手話通訳者派遣事業の有無および利用状況

手話通訳者派遣事業の有無については、94.9%が「ある」と回答した。また回答者の内90.4%が個人で派遣事業を利用したことがあると回答した。一方、派遣事業を利用したことがない人が15人あった。その理由は表5-1-8にみるように、一番多い回答は、家族が通訳をするので、続いて手話通訳者が信用できない、依頼申請が面倒、手話通訳を利用する理由がない・必要ないとなっている。手話通訳者が信用できない、あるいはその他の記述でコーディネーターが信頼できないと記述されたが、手話通訳者派遣事業における専門性のあり方が問われている。また申請手続きが面倒という声に対しては、手続き方法の周知や簡素化が求められているといえよう。

表 5-1-8 個人派遣の依頼したことがないと答えた方、どのような理由（15人）

	重複回答	人数	%
ア. 制度・事業を知らなかった		2	13.3
イ. 手話通訳依頼申請が面倒		4	26.7
ウ. 手話通訳者が信頼できない		5	33.3
エ. 手話通訳を利用するのは恥かしい		0	0.0
オ. 家族が通訳してくれる		10	66.7
カ. 家族が利用に反対する		1	6.7
キ. 手話通訳を利用する理由（事由）がないまたは通訳を必要としない		4	26.7
ク. どこに依頼したらよいかわからない		3	20.0
ケ. 聞こえないことを周囲に知られたくない		0	0.0
コ. その他		5	33.3

■その他の記述

- ・機会がない
- ・コーディネーターが信用できず依頼しにくいため、家族に通院の時に行ってもらったが、手話が伝わらず病気発見が遅れた。
- ・制度の範囲内を知っているから必要な時はいつも緊急の時（病院、事故等）で依頼したくてもできない。

個人で手話通訳者派遣事業を利用した時の内容については、表5-1-4のように、医療が一番多く、次いで役所の手続き・相談、教養文化活動、冠婚葬祭、学校等と続いている。

その他の回答を列挙すると、以下ようになった。

[介護 契約 家・土地 免許更新 買い物 会議 PTA スポーツ]

幅広い社会活動や生活に関わる場面で手話通訳が必要とされていることがわかる。

年間の利用回数は、一人平均7.9回であったが、最大80回利用したと回答する人があった。

表 5-1-4 どのような場面・内容で利用したか

重複回答	人数	%
ア. 医療	116	64.8
イ. 役所での手続相談	57	31.8
ウ. 学校	31	17.3
エ. 就職・面接	21	11.7
オ. 職場での会議	10	5.6
カ. 聴覚障害者中心の会議	30	16.8
キ. 冠婚葬祭	32	17.9
ク. 家族会議や親戚のあつまり	12	6.7
ケ. 自治会等地域活動	29	16.2
コ. 教養・文化活動	41	22.9
サ. 研修・スクーリング等	11	6.1
シ. 裁判・警察等司法	13	7.3
ス. その他	28	15.6

手話通訳者の派遣を依頼して断られたことがあるか、の質問に対して表 5-1-5 のように 20.2%の人が「ある」と回答した。

表 5-1-5 派遣を断られたことがあるか

	人数	%
ある	40	20.2
ない	138	69.7
無回答	20	10.1
合計	198	100.0

断られた理由としては、急な依頼で手話通訳者が確保できず 32.5%、内容が派遣範囲外と要綱にある 32.5%、専門的な内容で通訳確保できず 20.0%と続くが、県内居住地外派遣・県外派遣も断られたとの回答があった。その他の理由としては、[趣味・料理教室 団体派遣 動物病院 予算不足]等があげられた。分野別では、教養・文化活動 22.5%と突出しており、その他の分野は数%となっている。

前出表 5-1-4 では、幅広い社会活動、生活領域で手話通訳者派遣が利用されていることがわかるが、一方で自治体によっては派遣要綱に派遣を制限する内容を持つものがあること、また予算を理由に制限する自治体が存在している。このような制限は聴覚障害者の生活する権利、社会参加する権利を制限するものであるので、合理的配慮のもと、制限規定は解消されることが求められる。また、急な依頼でも対応できる体制を構築する必要がある。

表 5-1-6 派遣を断られた理由（ある 40 人）

	重複回答	人数	%
ア. 急な依頼で手話通訳者確保できず		13	32.5
イ. 専門的な内容で通訳確保できず		8	20.0
ウ. 手話通訳の実施場所が県内でも居住地の外		7	17.5
エ. 手話通訳の実施場所が県外		5	12.5
オ. 依頼したときが時間外		5	12.5
カ. 内容が派遣範囲外と要綱にある		13	32.5
キ. その他		21	52.5

iii 団体派遣の利用状況と課題

聴覚障害者団体として団体派遣を利用したことがあるかについては、56.6%が「利用したことがある」と回答した。1年間で平均 4.8 回の利用状況で、最大 30 回利用したとの回答があった。

表 5-1-9 聴覚障害団体として団体派遣を依頼したことがあるか

	人数	%
ある	112	56.6
ない	65	32.8
無回答	21	10.6
合計	198	100.0

どのような場面・内容で団体派遣を利用したかについては、表 5-1-11 のように、団体の行事・旅行・スポーツ 59.8%、団体の研修会・学習会 52.7%、団体の総会 35.7%等となっている。

表 5-1-11 どのような場面・内容で依頼したか（利用あり 112 人）

	人数	%
ア. 団体の会議（役員会含む）	34	30.4
イ. 団体の総会	40	35.7
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	26	23.2
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	67	59.8
オ. 団体の研修会・学習会	59	52.7
カ. その他	4	3.6

一方、団体派遣を依頼して断られたことがあるとの回答は表 5-1-12 のように、6.6%あった。団体派遣が認められなかった理由としては、団体派遣が要綱にない 76.9%、急な依頼で手話通訳者確保できず 46.2%、県内他の居住地、県外等、ということであった。その他では、時間外、予算がないという理由で依頼が断られたと記述されている。

今回、多数は団体派遣が利用できていることがわかったが、要綱で団体派遣を規定しない、県内外派遣や時間等で認めない・制限する等の自治体も存在している。団体派遣の制限を設けているところは早急に制限をなくすことが求められる。また、急な依頼でも対応できる体制を

構築する必要がある。

表 5-1-12 団体派遣について手話通訳依頼をして断られたことがあるか

	人数	%
ある	13	6.6
ない	134	67.7
無回答	51	25.8
合計	198	100.0

表 5-1-13 どのような理由で断られたか（ある 13 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で手話通訳者確保できず	6	46.2
イ. 専門的な内容で手話通訳者確保できず	0	0.0
ウ. 手話通訳の実施場所が県内でも居住地の外	2	15.4
エ. 手話通訳の実施場所が県外	1	7.7
オ. 団体派遣は要綱にない	10	76.9
キ. その他	10	76.9

iv 手話通訳者派遣事業の改善のために

質問の最後に、手話通訳者派遣事業の改正・充実のために必要なことは何かを自由に記述してもらった。表 5-1-15 のように、それぞれ貴重な意見が提示された。

利用者はいつでも、どこでも、どのような内容でも、安心して利用できる手話通訳者派遣制度を求めている。しかし現状は、自治体によって様々な制約が存在する状況があるし、十分な知識・技術を持つ手話通訳者が確保できないという状況もある。

手話通訳者設置事業については 3 割程度市町村でしか行われていない現状がある。下表のように、「コーディネート機能の向上」、「公的な場所に手話通訳者を設置する」、「設置手話通訳者を増やす」、「手話通訳者を設置してほしい」、「設置手話通訳者の正職員化」といった、手話通訳者設置事業についての要望意見があげられている。

手話通訳者派遣事業においては、通訳対象者や通訳内容、通訳場面について把握し適切なコーディネートを行う力量を有し、聴覚障害者福祉や地域の社会資源に精通した設置手話通訳者が必要である。市町村調査でも設置手話通訳者がいるところといないところでは、同規模の自治体であっても手話通訳依頼件数に数倍の差が発生している。つまり設置手話通訳者がいない自治体においては、制度利用において利用者は様々な制限に直面している。

手話通訳者派遣事業と手話通訳者設置事業は一体的に運営実施されてこそ、聴覚障害者のコミュニケーションは保障され、生活や社会参加の実現ができる。

表 5-1-15 手話通訳者派遣事業の改善・充実のために：自由記述 人数

	人数	%
ア. 団体の会議（役員会含む）	34	30.4
イ. 団体の総会	40	35.7
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	26	23.2
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	67	59.8
オ. 団体の研修会・学習会	59	52.7
カ. その他	4	3.6

表 5-1-15 手話通訳者派遣事業の改善・充実のために：自由記述 人数

依頼に応えられる体制づくり（24 時間対応 / 緊急時対応）	15
手話通訳者の養成・確保	8
派遣範囲の拡大／制限の解消	6
自分に合った（希望した）通訳者を派遣してほしい	6
広域派遣の実施（圏内・県外）	5
コーディネート機能の向上	4
守秘義務を守ること	3
専門性の評価	2
病院に手話通訳者を設置してほしい	2
地域格差の解消	2
法制度の改善	2
手話通訳事業についての情報提供／説明がほしい	2
手話通訳者の地位の向上	1
公的な場所に手話通訳者を設置する	1
聴者も手話通訳派遣が利用できるようにする	1
設置手話通訳者を増やす	1
手話通訳者を設置してほしい	1
手話通訳派遣事業の改善	1
設置手話通訳者の正職員化	1
手話通訳者のレベルアップ	1
その他	6

（代表的な記述の抜粋）

- ・〈国・県への要望〉派遣者の地位向上。（給料及び手当の充実など）単なる通訳を行っているのではなく相談、地域活動を行っている点を特に評価してほしい。
- ・「いつでも、どこでも」依頼に応えられるような体制を作って欲しい。
- ・24 時間体制ができてほしい。地域にたくさんの手話通訳者が育ってほしい。
- ・通院したいが、通訳不足のため情報が得にくい。病院に手話通訳を設置してほしい。
- ・公的な保障が充実すれば、通訳者も増えて地域格差も改善されていくのではないかな。
- ・守秘義務について、きびしくしてほしい。

- ・広域で派遣できるようにしてほしい。
- ・手話通訳者を増やしてほしい。緊急時の対応をしてほしい。
- ・居住地以外の派遣は制度（県のみ）があるものの、制約が多く依頼が難しいので、依頼したことはない。
- ・24時間体制ができるように手話通訳者の養成がなされ自分の住んでいる地域に一人でも良いので増えてほしい。
- ・他の人からよく聞かれるのですが、手話通訳依頼はどこにするのか。もっと依頼しやすい場所・方法や、情報があると良いのでは。特に若い人が多いと思うので、もっと教育機関などへの情報提供があると良い。
- ・団体派遣が認められない。娯楽の通訳は不可能。市内のみ。団体派遣不可、休日と夜間派遣不可と要綱があるので、生活に困っている。その要綱をなくしてほしい。

2) 要約筆記者派遣事業利用者（難聴者・中途失聴者）対象アンケート調査の結果

i 回答者の属性

男性 65 人、女性 98 人の 163 人から回答を得た。回答者の平均年齢は 59.6 歳であった。

ii 要約筆記者派遣事業の有無および利用状況

要約筆記者派遣事業の有無については、90.2%が「ある」と回答した。また回答者の内 63.8%が個人で派遣事業を利用したことがあると回答した。手話通訳者派遣事業の利用が 90.4%と比べ利用率は少ない。

一方、派遣事業を利用したことがない人が 57 人（35.0%）あった。その理由は表 5-2-9 にみるように、一番多い回答は、家族が通訳をするで、続いて利用する理由がない・必要ない、制度・事業を知らなかった、依頼申請が面倒となっている。

要約筆記者派遣事業では、制度・事業を知らない、どこに依頼すればわからないという回答が多く、制度の周知、手続き方法の簡素化が求められているといえよう。

表 5-2-9 個人派遣の依頼をしたことがないと答えた方、どのような理由

	重複回答	人数	%
ア. 制度・事業を知らなかった		9	15.8
イ. 要約筆記依頼申請が面倒		7	12.3
ウ. 要約筆記者が信頼できない		1	1.8
エ. 要約筆記を利用するのは恥かしい		2	3.5
オ. 家族が通訳・筆記してくれる		13	22.8
カ. 家族が利用に反対する		0	0.0
キ. 要約筆記を利用する理由（事由）がないまたは通訳を必要としない		12	21.1
ク. どこに依頼したらよいかわからない		2	3.5
ケ. 聞こえないことを周囲に知られたくない		1	1.8
コ. その他		1	1.8

■その他の記述

- ・機会がなかっただけで今後は依頼していく事も多くなると思う。
- ・技術的に依頼するに値しない

個人で要約筆記者派遣事業を利用した時の内容については、表5-2-5のように、聴覚障害者中心の会議が一番多く、次いで医療、自治会等地域活動と続いている。

その他の回答を列举すると、以下のようになった。[会場担当者との打ち合わせ 買い物 個人的な営業の時 仕事のための研修 就労支援ケース会議 職場の研修など 聴覚障害者団体行事の為の交渉・要望活動など。]

手話通訳者派遣と同様、幅広い社会活動や生活に関わる場面で要約筆記が必要とされていることがわかるが、ろう者のコミュニケーション支援ニーズと比べると会議や研修会、文化教養活動の比率が高くなっている。

年間の利用回数は、一人平均5.4回であったが、最大50回利用したと回答する人があった。

表 5-2-5 どのような場面・内容で利用したか

	人数	%	*ろう者調査との比較
ア. 医療	36	34.6	64.8
イ. 役所での手続相談	14	13.5	31.8
ウ. 学校	17	16.3	17.3
エ. 就職・面接	3	2.9	11.7
オ. 職場での会議	10	9.6	5.6
カ. 聴覚障害者中心の会議	40	38.5	16.8
キ. 冠婚葬祭	13	12.5	17.9
ク. 家族会議や親戚のあつまり	2	1.9	6.7
ケ. 自治会等地域活動	27	26.0	16.2
コ. 教養・文化活動	31	29.8	22.9
サ. 研修・スクーリング等	11	10.6	6.1
シ. 裁判・警察等司法	7	6.7	7.3
ス. その他	20	19.2	15.6

要約筆記者の派遣を依頼して断られたことがあるか、の質問に対して表5-2-6のように20.2%の人が「ある」と回答した。

表 5-1-6 派遣を断られたことがあるか

	人数	%
ある	33	20.2
ない	70	42.9
無回答	60	36.8
合計	163	100.0

断られた理由としては、内容が派遣範囲外と要綱にある51.5%、急な依頼で要約筆記者が確保できず15.2%、専門的な内容で通訳確保できず12.1%と続くが、県内居住地外派遣・県外派遣も断られたとの回答があった。その他の理由としては、[県外の場合の派遣は制度化されて

いない 時間が長い・期間が長い 手話ができるからダメ 障害者手帳4級以上の方が対象 使う回数に制限がある／月に3回まで 登録していないと利用できない」等があげられた。分野別では、教養・文化活動30.3%と突出しており、次いで聴覚障害者中心の会議15.2%、研修・スクーリング9.1%、その他の分野は数%となっている。

前出5-2-5では、幅広い社会活動、生活領域で要約筆記者派遣が利用されていることがわかるが、一方で自治体によっては、派遣要綱に派遣を制限する内容を持つものがあること、利用登録が求められること、時間の制限等の制限が設けられている。このような制限は聴覚障害者の生活する権利、社会参加する権利を制限するものであるもので、合理的配慮のもと、制限規定は解消されることが求められる。また、急な依頼でも対応できる体制を構築する必要がある。

表 5-2-7 派遣を断られた理由（ある33人）

	人数	%
ア. 急な依頼で要約筆記者確保できず	5	15.2
イ. 専門的な内容で通訳確保できず	4	12.1
ウ. 要約筆記の実施場所が県内でも居住地の外	2	6.1
エ. 要約筆記の実施場所が県外	3	9.1
オ. 依頼したときが時間外	2	6.1
カ. 内容が派遣範囲外と要綱にある	17	51.5
キ. その他	25	75.8

iii 団体派遣の利用状況と課題

聴覚障害者団体として団体派遣を利用したことがあるかについては、55.8%が「利用したことがある」と回答した。1年間で平均7.4回の利用状況で、最大50回利用したとの回答があった。

表 5-2-10 聴覚障害者団体として団体派遣を依頼したことがあるか

	人数	%
ある	91	55.8
ない	49	30.1
無回答	23	14.1
合計	163	100.0

どのような場面・内容で団体派遣を利用したかについては、表5-2-12のように、団体の会議（役員会含む）69.2%、団体の総会64.8%、団体の研修会・学習会59.3%等となっている。手話通訳者派遣と比べると当事者団体の会議への派遣率が高くなっている傾向が見られる。

表 5-2-12 どのような場面・内容で依頼したか（利用あり 112 人）

	数	%	* 6 ろう者調査との比較
ア. 団体の会議（役員会含む）	63	69.2	30.4
イ. 団体の総会	59	64.8	35.7
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	26	28.6	23.2
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	43	47.3	59.8
オ. 団体の研修会・学習会	54	59.3	52.7
カ. その他	0	0.0	3.6

一方、団体派遣を依頼して断られたことがあるとの回答は表 5-2-13 のように、16.6%あった。

団体派遣が認められなかった理由としては、団体派遣が要綱にない 63.0%、急な依頼で要約筆記者が確保できず 22.2%、県内他の居住地、県外等、ということであった。その他では、時間外、予算がないという理由で依頼が断られたと記述されている。

今回、多数は団体派遣が利用できていることがわかったが、要綱で団体派遣を規定しない、県内外派遣や時間等で認めない・制限する等の自治体も存在している。団体派遣の制限を設けているところは早急に制限をなくすことが求められる。また、急な依頼でも対応できる体制を構築する必要がある。

表 5-2-13 団体派遣について要約筆記依頼をして断られたことがあるか

	人数	%
ある	27	16.6
ない	78	47.9
無回答	58	35.6
合計	163	100.0

表 5-2-14 どのような理由で断られたか（ある 27 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で要約筆記者確保できず	6	22.2
イ. 専門的な内容で要約筆記者確保できず	0	0.0
ウ. 要約筆記の実施場所が県内でも居住地の外	2	7.4
エ. 要約筆記の実施場所が県外	1	3.7
オ. 団体派遣は要綱にない	17	63.0
キ. その他	1	3.7

iv 要約筆記者派遣事業の改善のために

質問の最後に、要約筆記者派遣事業の改正・充実のために必要なことは何かを自由に記述してもらった。表 5-2-16 のように、それぞれ貴重な意見が提示された。

ここでは、派遣範囲の拡大／制限の解消が一番多く、次いで依頼に応える体制作り（24 時間対応／緊急時対応）、要約筆記者の養成・確保、広域派遣の実施、要約筆記に理解を広める、と続いている。

手話通訳者派遣事業に比べて後発の要約筆記者派遣事業については、事業の周知面、要約筆

記者の養成と専門性、要約筆記者の確保、が遅れているため、市町村においても、両者においても、事業の必要性や重要度が十分理解されていない状況がある。それが事業費の少なさや利用数の少なさとなっている。

要約筆記者派遣事業を拡充していくためにも、事業の啓発と要約筆記者の養成事業の充実が行われなければならない。

表 5-2-16 要約筆記者派遣事業の改善・充実のために：自由記述 人数

派遣範囲の拡大／制限の解消	22
依頼に応えられる体制づくり（24 時間対応／緊急時対応）	11
要約筆記者の養成・確保	6
広域派遣の実施（県内・県外）	5
要約筆記について理解を広める	4
地域格差の解消	4
団体派遣を認めること	4
市の職員に要約筆記についての理解がほしい	2
要約筆記者の資質向上	2
要約筆記者派遣要綱の改善	2
プライバシーの確保／守秘義務の徹底	2
市町村窓口職員に要約筆記の心得がほしい	1
要約筆記者のモラルの向上	1
当事者参加で制度を作っていく	1
自分に合った要約筆記をしてほしい	1
要約筆記者派遣事業を実施してほしい	1
難聴者への理解を広める	1
その他	10

（代表的な記述の抜粋）

- ・「いつでも、どこでも」要約筆記の対応がなされるよう強く願います。要約筆記者が側に居てくれるだけでも心強い。
- ・要約筆記士・通訳者個々の必要性もまちまちであり、難しい事と思いますが、必要とする場合は必ず対応出来るように!!
- ・せめて市町村の福祉課窓口になられた職員への要約筆記に対する心得を徹底してほしい。
- ・講演会だけではなく、お達者クラブや趣味の範囲も派遣を認めてほしい。
- ・市がきちんと要約筆記の派遣のことを考えてほしい。たとえば市の職員が要約筆記者でないのに担当者が担当した。
- ・要約筆記者の資質向上。たとえば研修会の充実を図る。
- ・緊急時の対応について。制度を作って欲しい。
- ・要約筆記のことを知ってもらう工夫をする。
- ・資格取得の講座など、自立するためには必要なことであり、通訳者は欠かせないです。

3 手話通訳者等の派遣 に係る要綱検討事業 の意義と今後の課題



はじめに

財団法人全日本ろうあ連盟は、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会、特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会、特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会、自治体担当者、専門家等の協力を得て、厚生労働省「平成 24 年度障害者総合福祉推進事業」の一環として、「手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業」を実施し、2013 年 4 月より実施される地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）第 77 条第 1 項第 6 号に基づき、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者である「意思疎通支援者」の派遣に係る要綱について検討し、新たな要綱（以下「モデル要綱」とする）・ガイドラインを作成した。

ここでは、このモデル要綱およびガイドラインが必要とされる背景を確認したうえで、このモデル要綱およびガイドラインの意義を明らかにし、今後の課題について提起したい。

(1) 本検討事業の背景

まず、本検討事業が必要とされた背景について確認をしておきたい。ここでは、大きく 1) 手話通訳者等派遣事業の現状と課題、2) 改正障害者基本法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」とする）の施行、障害者差別禁止法（仮称）の法制化の検討の 2 つに整理して説明しておきたい。

1) 手話通訳者等派遣事業の現状と課題

手話通訳者等派遣事業の実施にかかる問題で最も重要な点は、2006 年より実施されている障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）では手話通訳や要約筆記の派遣事業等を含む「コミュニケーション支援事業」を市町村の「必須事業」として位置づけられていたが、実際には実施されていない市町村が多いことである。厚生労働省の調査によると、2012 年 3 月現在の市町村のコミュニケーション支援事業全体の実施率は 76.0% であり、そのうち手話通訳者派遣事業は 75.5%、手話通訳者設置事業は 29.9%、要約筆記者派遣事業は 51.5% であった。また、これらの実施率は 2008 年 3 月時点からあまり大きな変化がなかった（図 1 参照）。このように、コミュニケーション事業は、障害者自立支援法において必須事業という重要な位置づけがされていたにもかかわらず、実際には必須事業となっていない状況が続いている。

2 つ目に重要なことは、コミュニケーション支援事業が基本的に市町村事業として位置づけられたために、市町村を超えたコミュニケーション支援事業の実施が困難になっていたことである。例えば、A 市の聴覚障害者が B 市の病院を受診するような場合に、手話通訳者等派遣事業を利用できず、情報・コミュニケーション保障ができなかった事例が出てきたのである。いま問題になっているのが、高松市手話通訳派遣拒否訴訟である。これは高松市に住む聴覚障害者が、東京都にある専門学校に入学を希望する子息と同行して説明会に参加し、説明を聞くために手話通訳の利用を申請したが、高松市がそれを拒否したことに対して人権侵害であるとして争っている裁判である。この裁判は、市町村事業としたコミュニケーション支援事業の課題を浮き彫りにした。

さらに、コミュニケーション支援事業が市町村事業とされたために、自治体によって手話通訳者

等派遣事業の条件やルールが異なり、同じ手話通訳や要約筆記の内容であっても、住むところによって手話通訳者等派遣事業が利用できたり、できなかったりしている。例えば、2012年3月時点で、手話通訳者派遣事業では全国で7つの自治体、が、また要約筆記者派遣事業では5つの自治体が有料化している¹。

本検討事業で実施した実態調査においても自治体の実施において様々な課題が明らかになった。例えば、利用者調査によれば、2割の聴覚障害者が手話通訳依頼を断られた経験があった。特に「文化・教養」に関する依頼が拒否されていた。依頼拒否の大きな理由として「急な依頼で手話通訳者確保できず」、「内容が派遣範囲外と要綱にある」等があがっていた。また、手話通訳者派遣事業について要望することとして、最も多かったのが、「依頼に応えられる体制づくり（24時間対応／緊急時対応）」であり、次いで、「手話通訳者の養成・認定・確保」、「派遣範囲の拡大／制限の解消」、「自分に合った（希望した）通訳者を派遣してほしい」、「広域派遣の実施（県内・県外）」、「コーディネート機能の向上」などが指摘された。

その他にもさまざまな課題が明らかになっているが、このように市町村においても、手話通訳者等派遣事業が制限的に運用されているため利用者が利用しにくい自治体も多く、地域格差が生じている。

また、手話通訳者等派遣事業の広域派遣で利用する場合に、その事業の条件や要綱、運営方法が異なると調整は難航することになる。

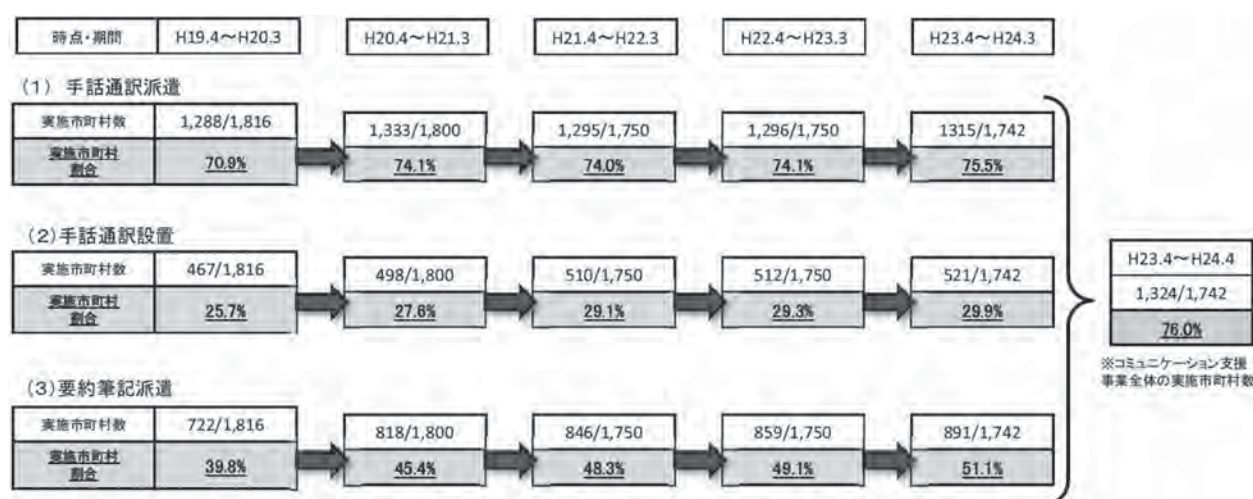


図1 コミュニケーション支援事業の実施状況、2007年4月～2012年3月

出典）厚生労働省（2013.2）『障害保健福祉関係主管課長会議資料』企画課自立支援振興室、2013年2月25日、p. 78より抜粋。

2）改正障害者基本法および障害者総合支援法の実施、障害者差別禁止法（仮称）の法制化

2011年の改正障害者基本法や2013年4月より施行される障害者総合支援法、現在法制化が検討されている障害者差別禁止法（仮称）における情報・コミュニケーション保障の実効性の問題がある。

まず、2011年の改正障害者基本法は「可能な限り」の多用により権利性が弱いものの、障害者施策の基本理念を大きく前進させた。1つ目に、法第3条で手話が言語として明確にされ、コミュ

¹ 厚生労働省（2013.2）『障害保健福祉関係主管課長会議資料』企画課自立支援振興室、2013年2月25日、p. 77。

ニケーション（意思疎通）や情報取得等のための手段について選択の機会が確保・拡大されるように規定された。2つ目に、法第4条で、障害者差別の禁止に関して、障害に配慮しないこと自体を差別とする「合理的配慮」の考え方が導入された。3つ目に、法第22条で、国と地方自治体は、円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成および派遣等の必要な施策を講じなければならないと規定された。

以上から聴覚障害者は手話通訳や要約筆記等を選択して利用することができ、それができなければ障害者差別禁止の規定に該当することになる。そのために、国、地方自治体はコミュニケーション支援事業を必ず実施しなければならないのである。ここで手話が言語として位置づけられたことも手話通訳の利用にとって大きな前進である。

次に、2006年から実施されてきた障害者自立支援法に代わり、2013年4月から障害者総合支援法が施行されることがあげられる。障害者自立支援法については、サービスに応じて利用料が徴収される「応益負担」等を中心に障害関係諸団体から違憲裁判等大きな反対運動があった。一方、障害者権利条約の成立、発効を受け、政府は署名とともに、内閣府において障害当事者らが参加する会議が設けられ、新たな法律についての検討が重ねられてきた。結果としては、障害者自立支援法の大きな枠組は変更されていないが、対応があまりなされてこなかった難病者等へも障害者福祉サービスの利用が拡大するなどの改善があった。手話通訳者等派遣事業については、障害者自立支援法の枠組み、つまり地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」（旧・コミュニケーション支援事業）として、都道府県・市町村の必須事業として位置づけられた。

2013年2月25日に実施された厚生労働省の「障害保健福祉関係主管課長会議」において、2013年度から、①市町村地域生活支援事業の必須事業として、手話等の意思疎通支援を行う者の養成および派遣が追記され、市町村においても手話奉仕員の養成が実施されること、②都道府県地域生活支援事業の必須事業として、「意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業」および「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業」の説明が行われた。さらに3月27日に厚生労働省自立支援振興室長より各都道府県、政令指定都市、中核市の民生主管部長等宛て通知された「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」と題する文書より、モデル要綱およびガイドラインが示された。

なお、法附則第3条では、障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、法律施行後3年を目途として、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」等について、障害者等およびその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な対応をして検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるとしている。このように障害者総合支援法の手話通訳者等派遣事業はまだ改善の途中段階であり、今後の当事者参加による検討によってさらに聴覚障害者の情報・コミュニケーション支援が適切に実行されることが求められる。

さらに、これから障害者権利条約の批准のために必要な国内法の整備の1つとして「障害者差別禁止法（仮称）」の制定が大きな課題となっている。合理的配慮の概念が導入されたこともあり、聴覚障害者にとって、情報・コミュニケーションが保障されないことが障害者差別となり、大きな問題となってくると考えられる。障害者権利条約に批准する国としてふさわしい情報・コミュニケーション保障の制度・施策の体系を構築していくことが期待される。

② 手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業の意義

上記の背景のなかで実施されてきた本検討事業は、障害者の権利保障や障害者運動の観点から大きな意義があると言える。

1) 当事者主体による施策形成

第一に、当事者主体で施策の細部について検討を行い、改善策を提案できたことである。はじめに述べたように本検討事業は、ろう者の当事者団体である全日本ろうあ連盟を中心に、難聴者、盲ろう者等障害当事者団体とその関係団体の参加によって行われた。また、自治体の担当者、厚生労働省の担当者および専門家にも参加していただいた。既存の制度の枠組みを前提にしているものとはいえ、これらの検討の末に、意思疎通支援事業のモデル要綱およびガイドラインの作成に関与し、見直しをする機会を得た。

これは必ずしも施策に反映の保障がない「ヒアリング」ではなく、施策の責任者と当事者、関係者が施策に反映するべく「ワーキング」を重ねたことであり、当事者の参加・参画による民主的な政策運営が制度・施策づくりにとって価値を持つことを明らかにした点で大きな前進と言える。「私たちのことを私たち抜きで決めないで！」(Nothing about us without us!)という世界的な障害当事者の要望に対し、日本の行政政府も理解を示した証ともいえる。さらに、これは障害者総合支援法の法附則第3条でいう、障害者当事者の意見を反映させて今後の支援のあり方について検討するという条項の先鞭となるものでもある。これらの経験を基に、障害当事者団体等も実態把握と政策形成の力量を高めることが期待される。

2) モデル要綱およびガイドラインの作成による事業水準の向上

全国の都道府県や市町村が参考とするモデル要綱およびガイドラインが作成されたことによって、意思疎通支援(旧コミュニケーション支援)事業が未実施である自治体にとって有用であるばかりでなく、実施している自治体にとっても、どのような条件や要綱、運営方法が制度利用の制約になっているかを把握するうえで、また、制度利用にとってどのような配慮や整備が必要なのか理解し事業を充実していくうえでも、有用である。

さらに、モデル要綱およびガイドラインを示すことによって、全国の都道府県、市町村の手話通訳、要約筆記者派遣事業のあり方を提示し、全国的に一定の事業の水準およびその質の確保を図ることができ、広域派遣における自治体間の調整が円滑になる。

3) 広域派遣の位置づけの明確化

広域派遣の位置づけを明確にする必要がある。ガイドラインのなかでも、手話通訳、要約筆記者派遣事業の実施において、広域派遣が明確に位置づけられた。聴覚障害者の生活の基本は居住している市町村にあるが、学校や病院、就労、文化教養等をふくめて、市町村の枠を超えて生活をしている実態がある。しかし、この実態に対応した配慮がなされてこなかったために、高松市手話通訳派遣拒否訴訟のような問題が生じている。ガイドラインでは、広域派遣をどのように調整するのかといった具体的な手続きが解説されており、ガイドラインに則ることで、市町村の枠を超えた情報・コミュニケーション保障のための広域派遣の仕組みを作り上げることができるようになる。

4) 手話通訳および要約筆記の専門性の向上

今回のモデル要綱やガイドラインでは、手話通訳については、原則的には、手話通訳者（手話通訳士含む）であって、手話奉仕員ではないこと、要約筆記については、原則的には、要約筆者であって、要約筆記奉仕員ではないことが前提となっている。その意味では、手話通訳や要約筆記を行う者の専門性に対する認識がより高まったと言える。

手話通訳者派遣や要約筆者派遣のコーディネートを行う者は、手話通訳者や要約筆者としての資格取得が必要である。派遣の調整は、手話通訳や要約筆記の対象となる内容、聴覚障害者の手話や日本語の理解状況、手話通訳者や要約筆者の力量等を総合的に判断する技量がなければ、適切な支援ができない。

以上のように、今回のモデル要綱およびガイドラインを通じて、情報・コミュニケーション保障の担い手の専門性が向上し、事業の水準と質の向上が期待される。

(3) さらなる情報・コミュニケーション保障に向けた今後の課題

最後に、上記の検討事業によりモデル要綱およびガイドラインを作成した経緯を踏まえ、これらが都道府県、市町村で活用され、また、情報・コミュニケーションが保障されるためにいくつか提言をしたい。

1) モデル要綱およびガイドラインが各地で活用されるために

本モデル要綱およびガイドラインは、全国組織の障害当事者・関係団体等が厚生労働省とともにワーキングを重ねて作成したものである。すなわち、国（厚生労働省）のモデル要綱およびガイドラインであるが、障害当事者・関係団体の総意でもある。また、これらは、改正障害者基本法や障害者総合支援法の規定に則って作成されたものであり、地方自治体という公の遵法の精神の観点からも、モデル要綱およびガイドラインを活用されたい。

これから批准される障害者権利条約や、法制化が検討されている障害者差別禁止法（仮称）などに対する地方自治体の対応の布石にもなるものであり、さらに聴覚障害者関係六団体が求めている情報・コミュニケーション保障制度や手話言語法（仮称）の基盤にもなる。

これらのモデル要綱およびガイドラインの実施をすることは、聴覚障害者施策の重要なテーマとなる。したがって、都道府県、市町村は先に挙げた聴覚障害関係諸団体と協議しつつ、このモデル要綱およびガイドラインに沿った形で意思疎通支援事業を実施していくように施策を進めていくことが重要である。そのためには、聴覚障害関係諸団体は今回のモデル要綱およびガイドラインの目的と内容をしっかりと理解をするために、聴覚障害関係諸団体は会報での紹介や学習会を開催し、それぞれの住む都道府県や市町村の要綱や規則、運営方法などを確認し、今回のモデル要綱およびガイドラインとの異同を精査し、必要があれば改善を求めていく等の取り組みが必要である。

さらに、障害者総合支援法は今後3年間で見直し作業をする予定となっているので、モデル要綱およびガイドラインを実施しながら、問題点と課題を整理して、よりよいモデル要綱およびガイドラインを作成していく必要がある。また、今回は検討できなかったが、手話通訳者（手話通訳士を含む）および要約筆者の養成・認定事業や設置事業のモデル要綱およびガイドラインを作成していく必要がある。

2) 今後の情報・コミュニケーション保障のあり方

i. 教育や労働等を含めた情報・コミュニケーション保障

今回のモデル要綱およびガイドラインは本検討事業の成果の一つではあるが、これで終わりではない。これまでの障害者自立支援法もこれからの障害者総合支援法でも、聴覚障害者等が必要とするすべての領域の情報・コミュニケーション保障をカバーしていないからである。特に、教育や労働、司法、選挙、放送、医療等の情報・コミュニケーション保障は、聴覚障害者等の人生や生活、生命、安全、権利行使等にとって極めて重要であるにも関わらず、十分な対応ができていない。現場の担当者等の理解と善意に支えられている面があり、聴覚障害者等の権利が確保されているとはいえない。今後これらの分野での、情報・コミュニケーション保障をどのように確保するのかを検討していくことが必要である。

ii. 今後の情報・コミュニケーション支援のあり方を考える

今後は、教育や労働等のあらゆる分野で意思疎通支援を図るためには、障害者総合支援法の事業として障害者福祉予算（厚生労働省）で対応するのか、それとも障害者差別禁止の考え方を前提として、教育は教育予算（文部科学省）、労働は労働予算（厚生労働省）、司法は裁判所や法務省、警察庁で対応するのかを考えていくことである。

前者の場合、単一の障害者福祉制度やその事業ですべてをカバーしていくという意味で、制度設計を考えることが比較的容易であり、かつ全体の調整がしやすい。一方、後者の場合、障害者福祉の範囲を超えて様々な制度や事業に関わっていく必要があるが、そのために全体を統一的に制度設計したり、調整することが難しくなる。しかし、「意思疎通を仲介する者の養成と派遣」を国と地方自治体の義務とした改正障害者基本法が根拠となり、障害者権利条約の差別禁止の考え方が求めているのは、それぞれの関係者が障害者差別について理解し、合理的な配慮および対応を検討していくことであり、意思疎通支援事業の内容を土台に、差別禁止の考え方に基づく制度設計に発展させることがふさわしいと考えられる。

具体的には、今回のモデル要綱およびガイドラインを都道府県や市町村でしっかり定着させていくと同時に、義務教育での学校、大学等高等教育機関、文化教養等の社会教育、行政・企業・公共職業安定所、政見放送、一般放送、警察署・裁判所、医療機関などあらゆる場面で手話通訳や要約筆記が利用できる制度、利用を促進するための助成制度等の設置を政策的な課題として、国や地方自治体等に求めていく必要がある。制度の環境整備を促進することで聴覚障害者の社会参加の拡充を図るべきである。

iii. 情報・コミュニケーションの完全な保障のための制度拡充を求めて

最後に、情報・コミュニケーション保障のための制度拡充を求めていくためには、上記のように手話通訳・要約筆記等の利用できる分野を広げていくだけでなく、聴覚障害の範囲の拡大、手話通訳・要約筆記等の制度に関する情報提供、手話通訳者の設置拡大、休日や夜間も含めた利用時間の拡大、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の身分保障の確立、聴覚障害者の総合的なサポート支援やケアマネジメント、手話通訳士の国家資格化、大学や大学院における手話の研究や手話通訳者と要約筆記者の養成・認定、司法や裁判、医療、高等教育等分野での専門性の確保など、早急に検討しなければならない。

障害者総合支援法の附則第三条により、法施行後3年のうちに情報・コミュニケーション支

援のあり方について、さらに検討作業が行われる予定となっているので、今回の検討事業の経験を通して、聴覚障害関係諸団体はもとより各方面の関係者と連携してこれらの制度を検討する場を設け、情報・コミュニケーション保障を実現していくことが望まれる。

参考文献

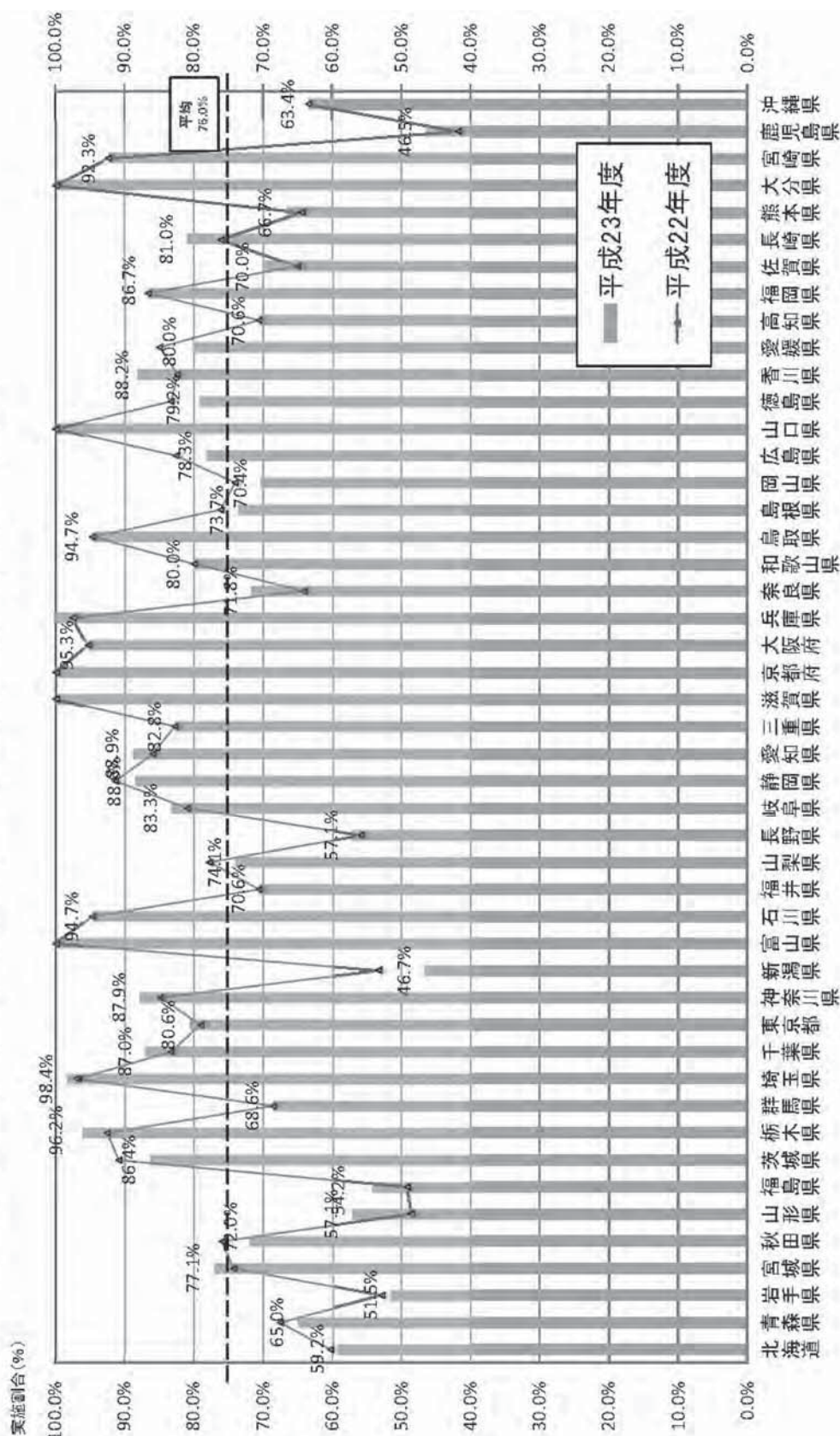
厚生労働省（2013.2）『障害保健福祉関係主管課長会議資料』企画課自立支援振興室、2013年2月25日
情報・コミュニケーション法（仮称）の実現を目指して
「情報・コミュニケーション法（仮称）」骨格に関する提言（二次版）

〈参考資料〉

1. コミュニケーション支援事業の都道府県別実施状況

コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

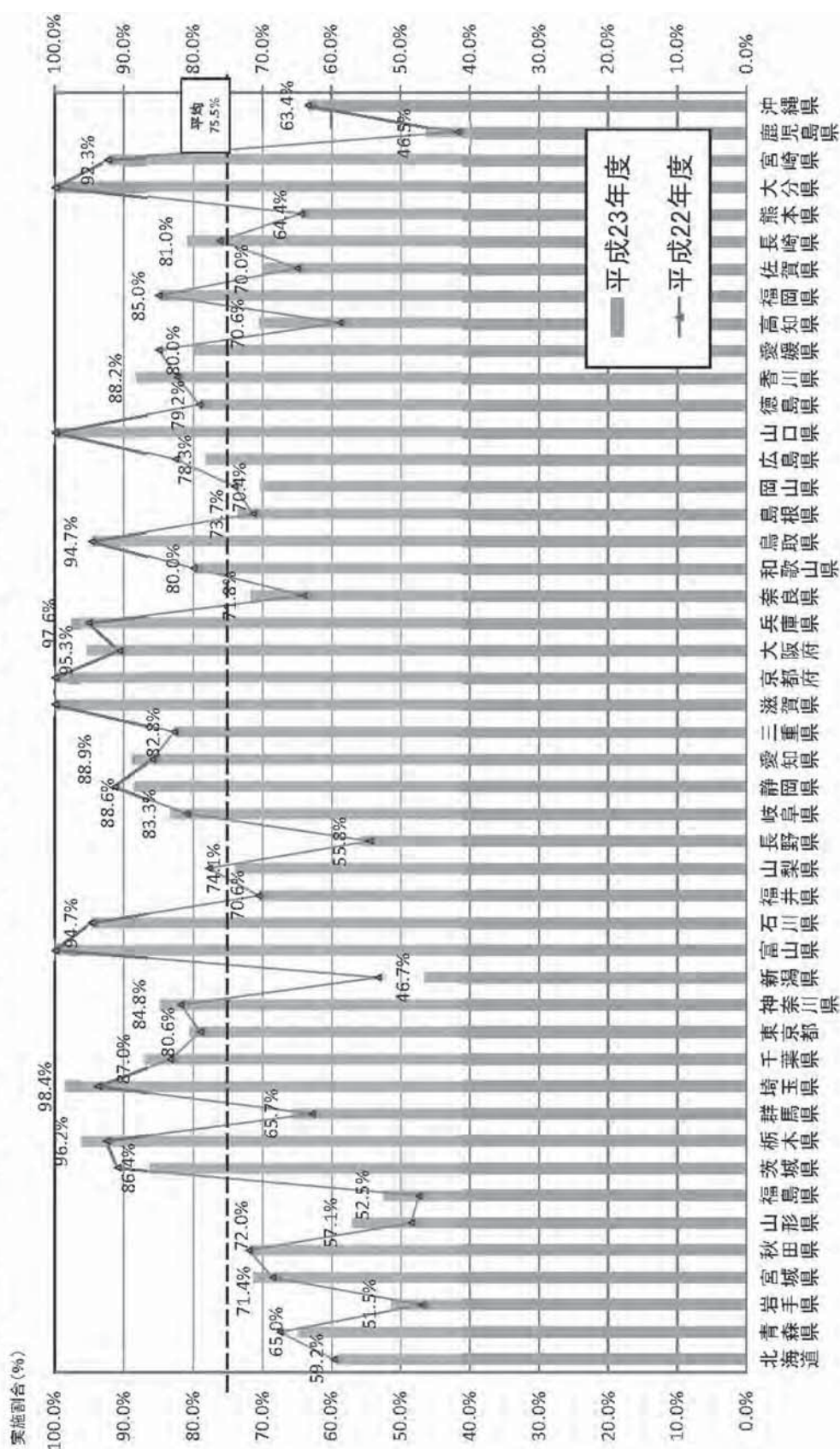
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,324市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は76.0%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

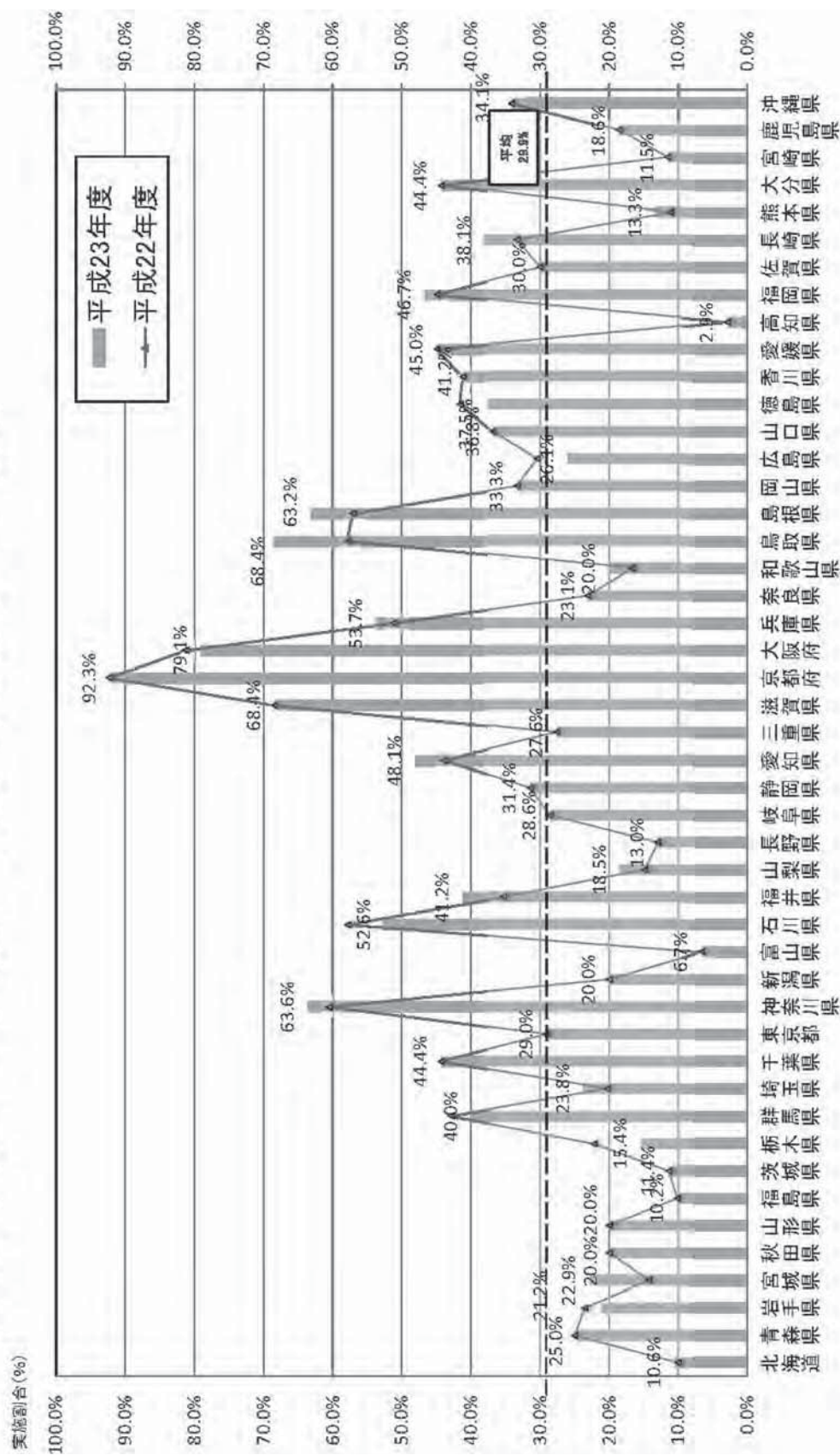
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,315市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は75.5%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施状況【都道府県別】

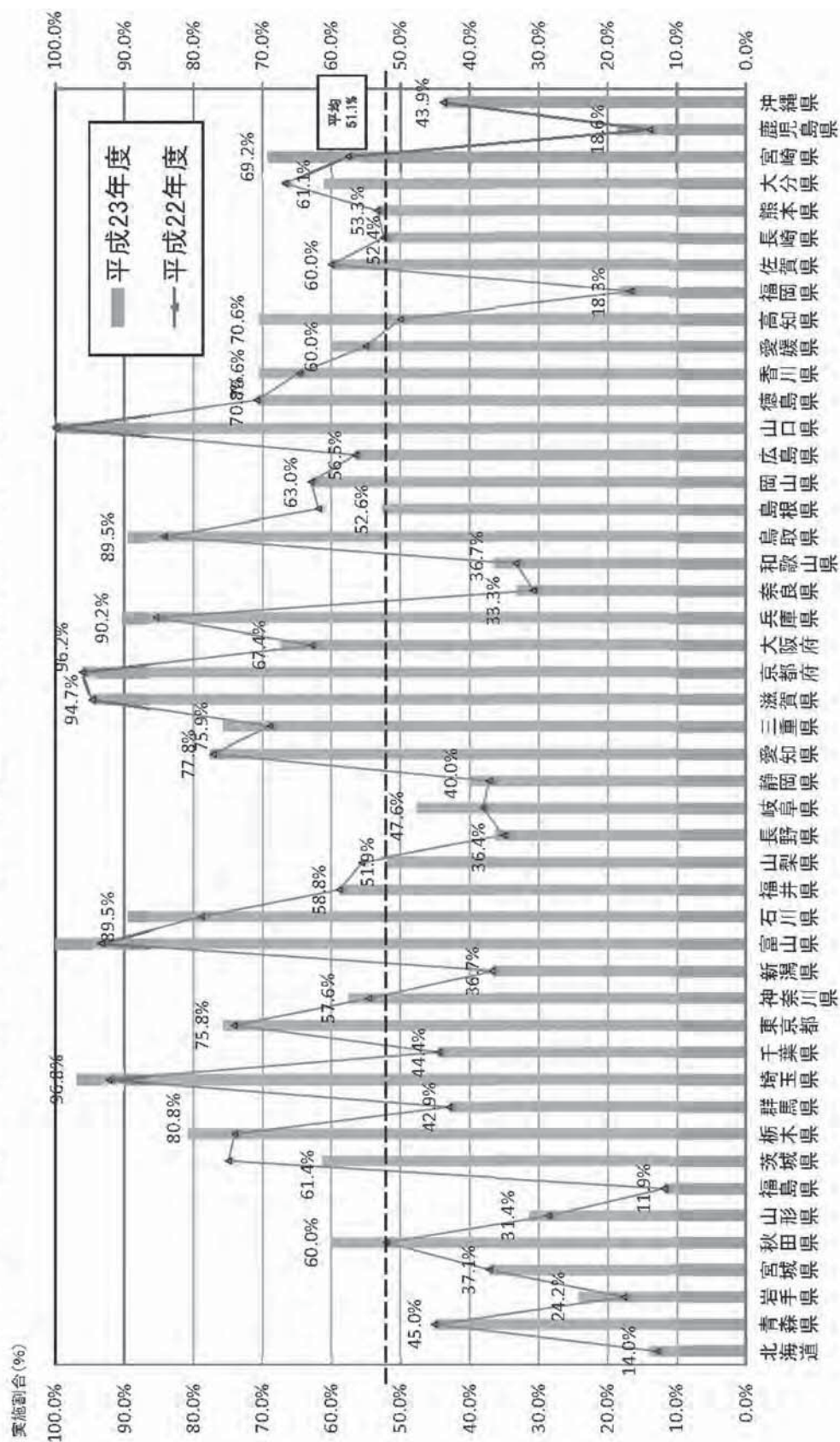
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では521市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は29.9%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

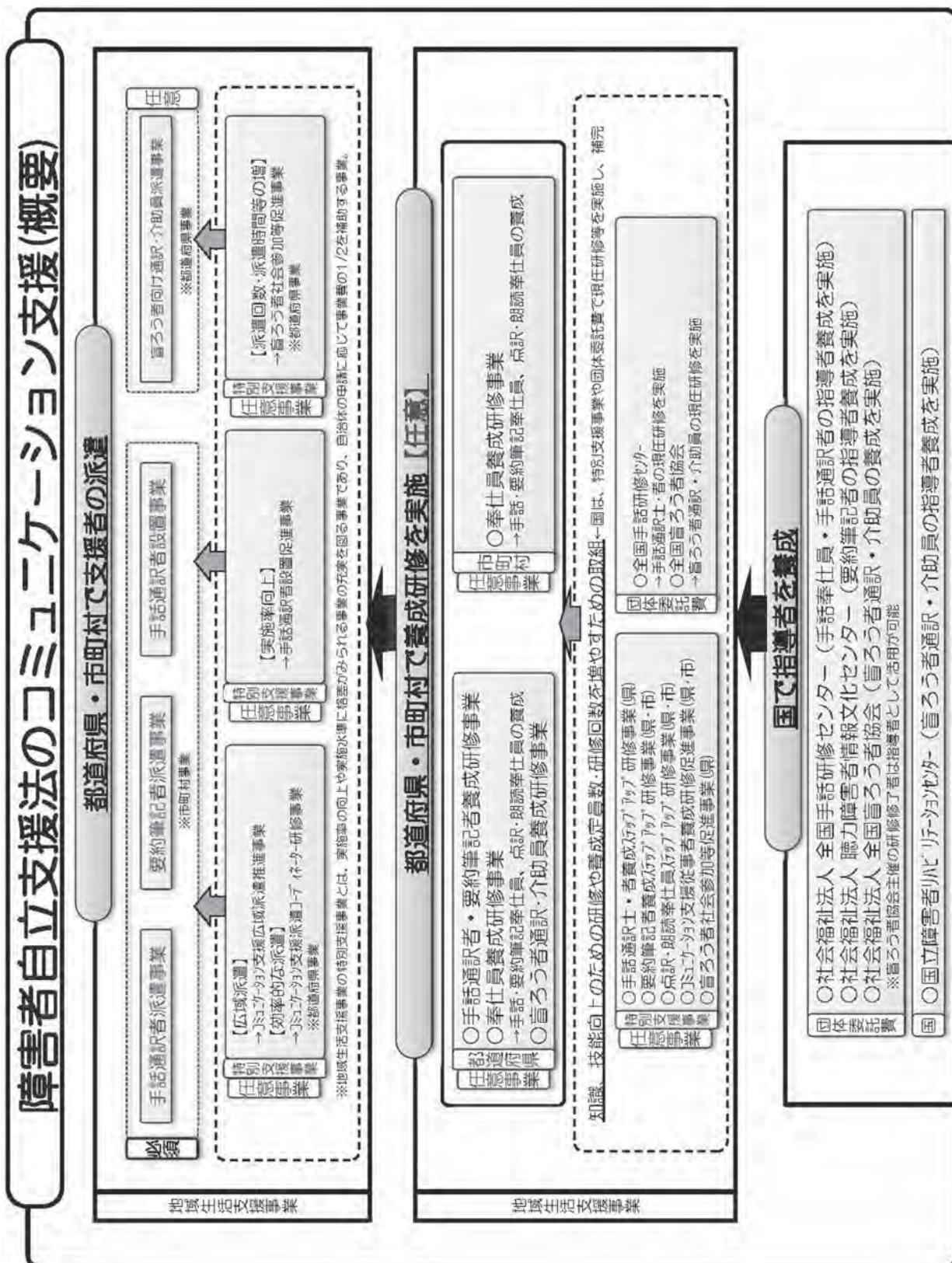
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では891市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は51.1%である。



※数値は平成23年度値。
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

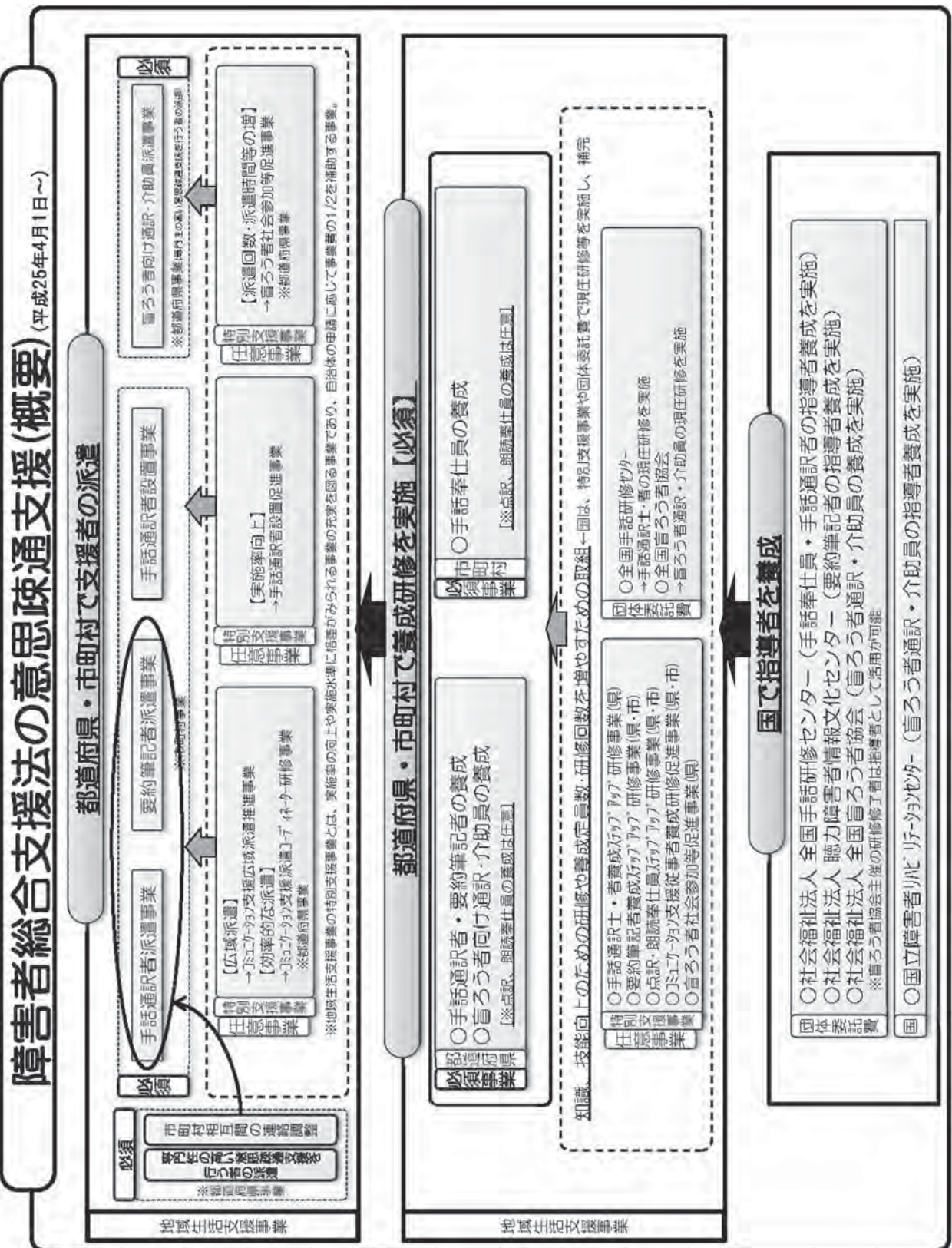
出典) 厚生労働省 (2013.2) 『障害保健福祉関係主管課長会議資料』 企画課自立支援振興室、2013年2月25日、pp. 80-83

2. コミュニケーション支援事業と意思疎通支援事業の体系図



3

手話通訳者等の派遣に係る要綱
随時改定される



出典) 厚生労働省 (2013.2) 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」 企画か自立支援振興室、2013年2月25日、pp. 87-88。

4 意思疎通支援 事業モデル要綱



(1) 都道府県 モデル要綱

〇〇県 意思疎通支援事業実施要綱（案）

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇部長・局長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇県意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4(2)アに規定する「手話通訳者」及び同イに規定する「要約筆記者」であって、「手話通訳者」は第5条第1項の規定により、「要約筆記者」は同条第2項の規定により知事が登録したものをいう。以下同じ。）を派遣する業務のうち、〇〇県内市町村の意思疎通支援者を派遣する事業（以下「市町村派遣事業」という。）の実施に際し、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等や専門性の高い分野など当該市町村では派遣できない場合等につき意思疎通支援者を派遣する業務
- (2) 市町村派遣事業に係る市町村（都道府県）相互間の連絡調整等広域的な対応を行う業務
- (3) 前2号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (4) 市町村派遣事業の実施に際し、市町村域を越える派遣を実施した場合において、派遣希望地の派遣費用が当該派遣元の費用を上回る場合で、市町村が負担できない場合に、その差額を負担する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は〇〇県とする。

（都道府県の責務）

第4条 知事はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(事業の委託及び監督等)

第5条 知事は、第2条に規定する業務を知事が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 知事は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による知事の監督を受け、知事から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 ○○県（都道府県）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書（様式例第1号）に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、知事に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

(2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前2号で規定するものと同等と認められる者

(4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号で規定するものと同等と認められる者

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により○○県（都道府県）意思疎通支援者として決定したときは、○○県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳（様式例第3号）に登録するものとする。

(意思疎通支援者証)

第7条 知事は、意思疎通支援者に○○県（都道府県）意思疎通支援者証（様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は、○年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに○○県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第5号）を、知事に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに○○県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第6号）を、知事に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を知事に返還しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣対象事項)

第9条 知事は、次に掲げる場合において、聴覚障害者等又は聴覚障害者等とコミュニケーションを図る必要のある者及び団体等が、円滑な意思の疎通を図る上で支障があることを認めるときに意思疎通支援者を派遣する。

- (1) 県内の障害者団体等が主催又は共催する広域的な行事（県内全域から聴覚障害者等の参加が見込まれるものを原則とし、少なくとも複数の市町村から聴覚障害者等の参加が見込まれるものをいう。）
- (2) 市町村派遣事業での対応が困難であると認められるもの、又はこの事業での実施が望ましいと判断されるもの
- (3) その他知事が特に必要と認める場合

(派遣対象地域)

第10条 意思疎通支援者の派遣対象地域は、原則として県内とする。ただし、県内在住の聴覚障害者等が、県外での活動に際し意思疎通支援者を必要とし、市町村より広域的な派遣の調整を依頼された場合で市町村での対応が困難であると認められる場合、知事は、当該派遣先の属する都道府県又は聴覚障害者情報提供施設等の協力により、当該都道府県等に登録している意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

(広域的な派遣の調整等)

第11条 知事は管内の市町村長より広域的な派遣についての調整の依頼を受けた時は、派遣先が県外の場合、派遣先の都道府県知事又は市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。この場合、派遣に係る費用が派遣依頼元の市町村の基準額を超えかつ市町村において負担が困難な場合においては、基準額を超過する額を都道府県において負担するものとする。

なお、県内の市町村相互間の派遣については、派遣が円滑に行われるよう連携体制の整備を行うものとする。

2 他の都道府県知事又は他の都道府県管内の市町村長より、管内市町村内への派遣の依頼を受けた場合、派遣場所の所在する市町村長に対し派遣の依頼を行うものとする。

なお、当該市町村で派遣が困難な場合は、近隣の市町村長への派遣依頼又は都道府県による派遣を行うよう努めるものとする。

(派遣の申請)

第12条 意思疎通支援者の派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、「〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書」（様式例第7号。以下「申請書」という。）により、できる限り早期

(原則として、派遣を希望する期日の1週間前まで)に、知事に対し、派遣の申請をするものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

なお、意思疎通支援者の派遣を希望する者が市町村に提出した「〇〇市意思疎通支援者派遣申請書」をもって「〇〇県意思疎通支援者派遣申請書」に代えることができる。この場合、〇〇市町村長は〇〇都道府県知事に派遣を申請する旨を付記するものとする。

(派遣の決定)

第13条 知事は、前条の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇県(都道府県)意思疎通支援者派遣決定(却下)通知書(様式例第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇県(都道府県)手話通訳・要約筆記依頼書(様式例第9号)により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(申請者の費用負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

(連絡調整業務等担当者の設置)

第15条 知事は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整業務等を行う者を置くことができる。

(意思疎通支援者の派遣及び報告)

第16条 意思疎通支援者は、知事の依頼に基づき、意思疎通支援業務を行う。この場合、申請者その他関係者と連絡調整を行う等、適切な意思疎通支援業務の実現に努めるものとする。

2 意思疎通支援者は、前項の規定に基づく意思疎通支援業務の終了後、速やかに「〇〇県(都道府県)意思疎通支援派遣業務報告書(兼報酬等請求書)」(様式例第10号。以下「業務報告書」という。)を作成し、知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

(報酬等)

第17条 知事は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に対し支払うものとする。

(意思疎通支援者の研修)

第18条 知事は、意思疎通支援者に対して、意思疎通支援者としての資質の向上、研鑽を深めるため、研修を実施する。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第19条 知事は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業

全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対し、頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

(関係機関との連携)

第 20 条 知事は、この事業の実施にあたり、円滑な事業実施を期し、関係団体等と密接に連携を保つため、聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等の関係者で構成する運営委員会を設置し、この事業の効果的な推進を図るものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から適用する。

別表（第 17 条関係）

項 目	基 準	金 額
報 酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	1 時間まで 〇〇円
		1 時間を超えた場合、30 分毎 〇〇円
手 当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後〇時から翌日の午前〇時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合 報酬総額に 100 分の〇〇を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】 労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金） 報酬総額に 100 分の〇〇を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合）	〇時間につき〇〇円
交 通 費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費	実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1 km につき〇〇円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合	タクシー料金

別紙様式

様式例第1号（第6条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

氏名

印

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者実施要綱第6条の規定により、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者の登録を受けたので申請します。

ふりがな	生年月日	年	月	日
氏名				
住所				
電話番号	() -			
FAX又はE-mail				
業務内容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・パソコン）			
手話通訳者・要約筆記者の資格				
手話通訳者・要約筆記者経歴				
その他特記事項				

（注1）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
（注2）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第2号（第6条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇県知事

印

年 月 日付けで申請のあった〇〇県（都道府県）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できなかった）ので通知します。

記

- 1 〇〇県（都道府県）意思疎通支援者として登録します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者
- 2 〇〇県（都道府県）意思疎通支援者の登録について却下します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者

（却下の理由）

様式例第3号（第6条関係）

写真	〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録台帳			
	登録番号	〇〇県（都道府県）第 号		
	登録年月日	年 月 日		
ふりがな 氏名			生年月日	年 月 日
住所				
電話番号	() -			
FAX又はE-mail				
業務内容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・パソコン）			
手話通訳者・要約筆記者の資格				
手話通訳者・要約筆記者の経歴				
その他特記事項				

様式例第4号（第7条関係）

(表)		90mm	
55mm	写真	〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証 （手話通訳者・要約筆記者）	
		〇〇県（都道府県）第 号	
		住所	
		氏名	
		年 月 日生	
	有効期限	〇〇県知事	年 月 日 印
(裏)			
注意			
1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。			
2 この証を譲与又は貸与してはならない。			
3 記載事項に変更を生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。			
4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならぬ。			

様式例第5号（第7条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

氏名

㊞

先に交付された〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。

なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名					
住 所					
電 話 番 号	()	-			
紛失等の別	紛失・盗難・毀損				
発 生 日 時	年	月	日	時	分
発生時の状況					
備 考					

様式例第6号（第7条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

氏名

㊞

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変 更 理 由					
変更年月日	年		月	日	
変 更 事 項	変更前		変更後		

様式例第7号（第12条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

（宛先）〇〇県知事

住所

申請者 氏名

FAX・電話（ ）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣事業実施要領第12条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通 訊 日 時	年 月 日（ ）		時 分	
	時		分	
派 遣 場 所 （待合わせ場所）	名	称		
	所 在 地			
	FAX・電 話			
	待合わせ時間		時	分
派 遣 対 象 の 聴 覚 障 害 者 等				
通 訊 内 容				
そ の 他				

（注） 障害者団体等からの申請も考えられることから、その場合はこの様式の「住所」を「所在地」、「氏名」を「名称」、「派遣対象の聴覚障害者等については人数を記載させる」とするなど適宜加工の上、使用する。

様式例第8号（第13条関係）

〇〇県（都道府県）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇県知事

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由： 〕

意思疎通支援者氏名		記		
派 遣 日 時	年 月 日（ ）	時	分	
			時	分
派 遣 場 所 （待合わせ場所）	名	称		
	所 在 地			
	FAX・電 話			
	待合わせ時間		時	分
派 遣 対 象 の 聴 覚 障 害 者 等				
派 遣 内 容				
そ の 他				

様式例第9号 (第13条関係)

〇〇県 (都道府県) 手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

様

〇〇県知事

印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申請者	氏名		
	FAX・電話		
派遣日時	年 月 日 ()	時 分	分から
		時 分	分まで
派遣場所 (待合わせ場所)	名称		
	所在地		
	FAX・電話		
	待合わせ時間	時 分	
派遣対象の 聴覚障害者等			
派遣内容			
その他の			

様式例第10号 (第16条関係)

〇〇県 (都道府県) 意思疎通支援者派遣業務報告書 (兼報酬等請求書)

年 月 日

(宛先) 〇〇県知事

意思疎通支援者氏名

印

次のとおり報告 (・請求) します。

申請者				
派遣日時	年 月 日 ()	(待合) (終了)	時 分	分から
		計	時間	分まで
派遣場所				
派遣内容				
報酬	申請者との待合わせ時間から1時間まで 〇〇円 1時間を超えた場合に30分毎に〇〇円 円			
手当	夜間手当 (午後10時から翌日午前5時までの間に、 申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場 合) 報酬総額 円×〇〇／100 = 円			
報酬等の 請求額	遠距離手当 (自宅から手話通訳の実施場所までの移 動時間が〇時間を超える場合) 〇時間につき〇〇円 実費 (~) (~)			
交通費	タクシー料金 (夜間及び緊急時でタクシーの利用を 認められた場合 (領収書添付)) 円			
合計	円			

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

(裏)

業務上の問題点・状況・意見等

〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業実施要綱（案）

平成〇〇年〇月〇日

〇〇区市町村長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4(2)アに規定する「手話通訳者」又は同イに規定する「要約筆記者」。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業を実施する根拠及び目的を定めるものであって、この要綱全般を通じての解釈及び運用に当たっての指針となるものである。

【説 明】

- 1 障害者基本法第22条第1項では、地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならないと規定している。

障害者基本法

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第6号では、市町村の地域生活支援事業として、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等に、意思疎通支援を行う者の派遣を行うことを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(6) 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

3 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の9の3において、市町村は、「意思疎通支援を行う者の派遣を行うに当たっては、少なくとも手話及び要約筆記に係るものを行うこと」とされている。

4 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で、「意思疎通支援事業」は、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする」もので、事業内容は「手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する」と規定されている。

5 この要綱において「聴覚障害者等」とは、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等」と規定している。

6 この要綱において「意思疎通支援者」とは、「聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するため」に派遣される手話通訳者と要約筆記者と規定している。

また、「手話通訳者」は、地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4(2)アに規定する「手話通訳者」とし、又「要約筆記者」は同イに規定する「要約筆記者」としている。

7 この要綱は、「意思疎通支援事業」として、特に手話通訳者と要約筆記者の派遣に係るガイドラインを示すものである。

8 ○○市（区市町村）意思疎通支援事業は、聴覚障害者等の円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とするものである。

【参 考】

障害者基本法第3条第3号で、「手話」は「言語」と規定している。手話通訳、要約筆記は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を図るための手段である。

障害者基本法

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（事業の内容等）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- （1）意思疎通支援者の登録に関する業務
- （2）意思疎通支援者（第6条第3項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- （3）意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- （4）前2号及び3号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- （5）意思疎通支援事業が円滑に行われるよう運営委員会の開催
- （6）前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援事業の業務内容を規定するものである。

【説 明】

- 1 第1号に規定する「意思疎通支援者の登録に関する業務」は、第6条（意思疎通支援者の登録）、第7条（意思疎通支援者証）などの業務である。
- 2 第2号及び第3号では、この要綱における「意思疎通支援者」について定義し、「意思疎通支援者」とは、第6条の規定により、市（区市町村）長に意思疎通支援者として申請し、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録された者としている。
- 3 第2号及び第3号に規定する「意思疎通支援者の派遣に関する業務」は、第12条（派遣の申請）、第13条（派遣の決定）、第17条（派遣の報酬等）などの業務である。
- 4 第4号に規定する「連絡調整業務等担当者の設置」は、意思疎通支援者の派遣に係る連絡調整に関する業務以外に、聴覚障害当事者等の課題を把握し、日常生活支援や社会参加支援を行うことも重要な業務であることから、手話通訳者又は要約筆記者の設置が望ましい。
- 5 第6号に規定する「事業の実施に必要と認められる業務」には、第18条（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）、第19条（頸肩腕健康診断）、第20条（運営委員会）などの業務が含まれる。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は〇〇市（区市町村）とする。

(市町村の責務)

第4条 市（区市町村）長はこの事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

(事業の委託及び監督等)

第5条 市町村長は、第2条に規定する業務を市町村長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 市町村長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市町村長の監督を受け、市町村長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、事業を委託した場合及び受託者に対する監督等の規定を設けるものである。

【説 明】

- 1 第2条に規定する意思疎通支援事業のうち、第1号（意思疎通支援者の登録に関する業務）は〇〇市町村が実施するものとする。
- 2 第2条に規定する意思疎通支援事業のうち、第2号（手話通訳者の派遣に関する業務）、第3号（要約筆記者の派遣に関する業務）、第6号（その他事業の実施に必要と認められる業務）を市町村長が適当と認める法人に全部又は一部を委託することができる。
- 3 業務を委託する場合は、市町村長は、事業の実施状況等について、報告を求めることができるものとする。詳細については、「業務委託契約書」で定めるものとする。

【参 考】

- 1 委託先となる法人には〇〇市町村や〇〇都道府県の社会福祉協議会、聴覚障害者協会、手話通訳者派遣センター、聴覚障害者情報提供施設等がある。

委託先には、市町村域内の派遣を行う団体と都道府県域内の派遣を行うことができる団体それぞれに委託することが望ましい。

- 2 事業の委託及び監督等の規定の参考例としては以下の規定が考えられる。

① 2つの法人に委託する場合

市町村長は、第2条第2号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村社会福祉協議会に、並びに第2条第3号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

② 一部の業務を委託する場合

市町村長は、第2条第3号及び第4号の一部の業務を社会福祉法人〇〇市町村聴覚障害者協会に委託するものとする。この場合において、市町村長は、事業の実施状況等について、報告

を求めることができるものとする。

(意思疎通支援者の登録)

第6条 ○○市（区市町村）意思疎通支援者としての登録を希望する者は、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書（様式例第1号）に、手話通訳者については次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者については次の第4号から第5号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、市（区市町村）長に申請するものとする。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
 - (2) ○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者
 - (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
 - (4) ○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者
 - (5) 前号で規定するものと同等と認められる者
- 2 市（区市町村）長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を○○市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式例第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市（区市町村）長は、前項の規定により○○市（区市町村）意思疎通支援者として決定したときは、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式例第3号）に登録するものとする。

【趣 旨】

本条は、手話通訳者又は要約筆記者の登録について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

- 1 意思疎通支援者の登録は市（区市町村）長が行うので、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書は市（区市町村）長に申請する。
- 2 手話通訳者の資格要件は次のとおりとする。
 - ・手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
 - ・○○県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者
 - ・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者
 - ・上記の者と同等と認められる者
- 3 要約筆記者の資格要件は次のとおりとする。
 - ・○○県（都道府県）要約筆記者登録試験の合格者
 - ・指定都市又は中核市手話通訳者登録試験の合格者
 - ・上記の者と同等と認められる者
- 4 意思疎通支援者は、市（区市町村）長が審査の上、○○市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳に登録するものとする。

- 5 第1号に規定する「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」とは、手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき手話通訳技能について審査・証明事業を行う法人として、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験である。
- 6 第2号に規定する「〇〇県（都道府県）手話通訳者登録試験の合格者」の場合に添付する書類は、別に定める〇〇市（区市町村）手話通訳者登録試験実施要領に規定する〇〇市（区市町村）手話通訳者登録試験合格者証とする。
- 7 第3号に規定する「同等と認められる者」とは、手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者として手話通訳士や当該都道府県の手話通訳者として登録を受けたものではないが、他の都道府県又は区市町村で手話通訳者として活動していた社会福祉法人全国手話研修センターが主催する手話通訳者全国統一試験の合格者などである。活動履歴などから、同等と認められない場合は、本号第2号に規定する登録試験の合格者となる必要がある。
- なお、第5号の取扱いも同様の考え方に基づくものとし、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会と特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会が主催する全国統一要約筆記者認定試験などがこれにあたる。
- 8 第3号及び第5号に規定する「同等と認められる者」の場合に添付する書類は、他の都道府県又は区市町村の意思疎通支援者認定証や活動履歴などである。

《第2項関係》

市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

《第3項関係》

市（区市町村）長は、前項の規定により〇〇市（区市町村）意思疎通支援者と決定したときは、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。

【参 考】

- 1 地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）では、「意思疎通支援事業」の留意事項に「手話通訳者」、「要約筆記者」には以下のものを含むとしている。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」……手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ) 「手話通訳者」……都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記者」……都道府県、指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において「要約筆記者」として登録された者

- 2 意思疎通支援者の身分や任用については多様な形態があるが、市（区市町村）の職員（正規又は非正規）として任用、雇用する事例もある。また、意思疎通支援者のうち、手話通訳業務のほ

か、主に手話通訳者、要約筆記者養成業務や手話通訳者又は要約筆記者の派遣業務、聴覚障害者等の生活支援業務に従事することを目的とした調整者（コーディネーター）として任命（雇用）されている事例もある。

（意思疎通支援者証）

第7条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者に〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証（様式例第4号。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付するものとする。ただし、〇〇県（都道府県）意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

2 意思疎通支援者証の有効期間は、〇年とする。

3 意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

4 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（様式例第5号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。

5 意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届（様式例第6号）を、市（区市町村）長に提出しなければならない。

6 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の身分を証する意思疎通支援者証の交付、有効期間及び意思疎通支援者証の携帯等、意思疎通支援者証について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証は市（区市町村）長が、意思疎通支援者に交付する。

《第2項関係》

1 意思疎通支援者の実働がないまま名簿に記載されることが無いよう、実働があるかどうかを確認する。また、5号又は6号による登録事項の変更や辞退をしないまま放置される場合がある為、意思疎通支援者証の有効期間を規定する。

2 意思疎通支援者証の有効期間は、〇〇市（区市町村）の実情に応じて規定するものとする。

《第3項関係》

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、意思疎通支援業務を行う対象者等の求めがあるとき等の場合は意思疎通支援者証を提示しなければならない。

《第4項及び第5項関係》

1 意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失又は棄損したときや、登録事項に変更があるときには、様式により市（区市町村）長に届け出なければならないことについて規定する。

2 市（区市町村）長は、届け出があったときは、内容を確認し、第1項に基づき意思疎通支援者証を交付するものとする。

《第6項関係》

- 1 意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市（区市町村）長に返還しなければならないことについて規定する。

（意思疎通支援者の責務）

第8条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- （2）手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の責務について規定するものである。

【説 明】

障害者基本法第3条において、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定している。このことを前提としつつ、意思疎通支援者は意思疎通支援業務に従事することが必要である。

《第1項関係》

意思疎通支援者が守らなければならない事項を規定するものである。

- ① 「事業を通じて知り得た情報」には、意思疎通支援業務の実施にあたり、市（区市町村）長から提供された情報、対象となる聴覚障害者等や申請者から提供された情報、意思疎通支援業務の実施中に知りえた個人情報などである。
- ② 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を円滑に実施するため、手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めることが大切である。

《第2項関係》

「事業を通じて知り得た個人及び団体の秘密を守ること」は、意思疎通支援者を辞した後も守らなければならないものとする。

【参 考】

市（区市町村）長は、手話通訳者の研修において、手話通訳士倫理綱領（平成9年5月4日付け一般社団法人日本手話通訳士協会制定）を参考に配布し、適正に手話通訳業務を実施するよう努めることを指導することが大切である。

手話通訳士倫理綱領

(平成9年5月4日付一般社団法人日本手話通訳士協会制定)

日本手話通訳士協会

私たち手話通訳士は、聴覚障害者の社会参加を拒む障壁が解消され、聴覚障害者の社会への完全参加と平等が実現されることを願っている。このことは私たちを含めたすべての人々の自己実現につながるものである。

私たち手話通訳士は、以上の認識にたって、社会的に正当に評価されるべき専門職として、互いに共同し、広く社会の人々と協同する立場から、ここに倫理綱領を定める。

- 1 手話通訳士は、すべての人々の基本的人権を尊重し、これを擁護する。
- 2 手話通訳士は、専門的な技術と知識を駆使して、聴覚障害者が社会のあらゆる場面で主体的に参加できるように努める。
- 3 手話通訳士は、良好な状態で業務が行えることを求め、所属する機関や団体の責任者に本綱領の遵守と理解を促し、業務の改善・向上に努める。
- 4 手話通訳士は、職務上知りえた聴覚障害者及び関係者についての情報を、その意に反して第三者に提供しない。
- 5 手話通訳士は、その技術と知識の向上に努める。
- 6 手話通訳士は、自らの技術や知識が人権の侵害や反社会的な目的に利用される結果とならないよう、常に検証する。
- 7 手話通訳士は、手話通訳制度の充実・発展及び手話通訳士養成について、その研究・実践に積極的に参加する。

(派遣の対象者等)

第9条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、〇〇市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、他の市（区市町村）長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市（区市町村）の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする〇〇市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる聴覚障害者等について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

- 1 第1条において、聴覚障害者等とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等と規定している。
- 2 対象者は、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とする。

《第2項関係》

- 1 ○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が、○○市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする場合であって、当該聴覚障害者等の居住する市（区市町村）の市（区市町村）長から、意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 2 「他の市（区市町村）長」とは、他の市（区市町村）や都道府県の視聴覚障害者情報提供施設である○○県（都道府県）手話通訳者等派遣センター等、意思疎通支援者の派遣を行っているものである。
- 3 この場合の派遣費用は依頼元の区市町村等が負担することになる。

《第3項関係》

- 1 市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等が市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする場合は、意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 2 緊急に意思疎通支援者を派遣した場合においては、原則、居住地の区市町村が負担するものとし、後日、居住地の区市町村に派遣申請書を提出するなど派遣費用を居住地の区市町村に求めることができる。

【参 考】

対象者と申請者

対象者（第9条）	申請者（第9条・第12条）
○○市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等	・聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者で構成する団体 ・聴覚障害者で構成する団体 ・聴覚障害者に対して不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、対象者が参加することを見込む公共機関及び団体等 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの
○○市（区市町村）内において、意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	・当該聴覚障害者が居住する市（区市町村）の市（区市町村）長等
○○市（区市町村）内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする○○市（区市町村）外に居住する聴覚障害者等	・当該聴覚障害者及びその者の家族等 ・聴覚障害者に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記を必要とする個人若しくは団体 ・その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

(派遣の内容等)

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市（区市町村）長が、公共の福祉に反すると認める内容

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる内容等について規定するものである。

【説 明】

- 1 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、「聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なもの」であり、聴覚障害者のコミュニケーションを保障する観点から、派遣の内容については広く扱う必要があるため、合理的な理由もなく派遣範囲を狭めることは好ましくない。
- 2 市（区市町村）長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認めるもの、公共の福祉に反すると認めるものは除く。

(派遣の区域及び時間)

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、〇〇県（都道府県）内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣することができるものとする。ただし、市（区市町村）長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市の登録手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

- 3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、原則、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

- 1 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、「〇〇県（都道府県）内」とする。
他の市町村への派遣の方法には、当該市町村の登録者の派遣のほか、都道府県又は複数市町村域の法人への委託による派遣、都道府県又は他市町村への派遣の依頼による派遣がある。

《第2項関係》

- 1 市（区市町村）長が特に意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣することができるものとする。
- 2 意思疎通支援者を〇〇県（都道府県）外に派遣する必要がある場合であって、派遣先が遠隔地にあるなどの理由で、〇〇市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときは、〇〇県（都

道府県）に広域派遣（調整）依頼又は派遣先（用務地）の市町村に派遣を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

《第3項関係》

- 1 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前8時から午後10時までを標準として市町村において定めるものとする。
- 2 対象となる時間は、申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。
- 3 緊急やむを得ない事由のある場合は、その必要性を判断して、市町村で定める派遣の対象となる時間以外でも、意思疎通支援者を派遣するものとする。このため、夜間でも派遣ができるよう意思疎通支援者の確保及び連絡体制の整備に努める必要があること。
- 4 市町村は、市町村で定める派遣の対象となる時間を過ぎても、必要に応じて意思疎通支援業務を延長して行うものとする。

【参 考】

意思疎通支援者の派遣の対象となる区域及び時間については、〇〇市（区市町村）の実情に応じて、弾力的に対応することが望まれる。この要綱では、聴覚障害者等の自立と社会参加の促進に資すること（第1条）、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要な内容に意思疎通支援者を派遣すること（第10条）や公共性を勘案していることから、必要最低限の内容と理解していただきたい。

（派遣の申請）

第12条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできるもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第9条に規定する聴覚障害者等（以下この項において同じ。）及びその者の家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳又は要約筆記者を必要とする個人若しくは団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認めるもの

- 2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の〇日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書（様式例第7号。以下「派遣申請書」という。）により、市（区市町村）長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の申請者及び申請について規定するものである。

【説 明】

《第 1 項関係》

意思疎通支援者の派遣の申請者は次のものとする。

- ① 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等とその者の家族やヘルパー、支援者等
- ② 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等で構成される団体
- ③ 市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として手話通訳や要約筆記を必要とするもの（聴覚障害者等との意思疎通を必要とする機関、個人、団体）
- ④ 講演会等、不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、市（区市町村）内に居住する聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- ⑤ その他、市（区市町村）長が必要と認めるもの

《第 2 項関係》

- 1 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の○日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）前までに、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書により、市（区市町村）長に申請するものとする。
- 2 申請期限（○日前）については、〇〇市（区市町村）の実情によるものとする。
- 3 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、○日前に限らず、申請できるものとする。
このため、休日・夜間等の緊急時の対応にも対応できるように連絡体制の整備に努めること。
- 4 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書に依らず口頭、FAX、メール等で申請し、後日申請書を提出することも可能とする。

【参 考】

- 1 土曜日、日曜日、休日及び年末年始等市（区市町村）長の休業日又は、夜間等の休業時間に、緊急に意思疎通支援者の派遣が必要となる場合がある。そのような場合の対応方法として、緊急時の意思疎通支援者派遣の受付及び意思疎通支援者への依頼・調整を障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等に依頼している区市町村もある。
- 2 受付時間等について、次のように第 3 項以下として規定することも考えられる。
- 3 前項の申請の受付時間は事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、土曜日、日曜日、休日及び年末年始又は受付時間外において、事故や急病等緊急又はやむを得ない事由のある場合に限り、〇〇市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）が手話通訳者の派遣についての申請を受付けるものとする。
- 5 〇〇市（区市町村）（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）は、前項の申請を受付したときは、（障害者虐待防止センター・障害者相談支援センター・消防署等）から意思疎通支援者に連絡することとする。

(派遣の決定)

第13条 市（区市町村）長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（様式例第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書（様式例第9号）により、意思疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の決定及び手話通訳業務又は要約筆記業務の依頼について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

- 1 市（区市町村）長は、申請書を受理したとき、その内容について、第9条（派遣の対象者）、第10条（派遣の内容等）、第11条（派遣の区域及び時間）の規定等に関して審査の上、意思疎通支援者の派遣の可否を決定するものとする。
- 2 市（区市町村）長は、意思疎通支援者の派遣の可否について、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書により、申請者に通知するものとする。

《第2項関係》

- 1 市（区市町村）長は、派遣が可能な意思疎通支援者を選考の上、〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書により、当該意思疎通支援者に依頼するものとする。
なお、選考に当たっては、派遣内容に適した者を優先的に選考するよう努めること。
特に、民事事件、刑事事件その他の裁判等に関する内容や医療機関等での複雑な症状の診察、手術的な処置等に関する内容など、専門的知識を有することが必要な場合には、専門的知識を有する意思疎通支援者を派遣することが必要である。
- 2 緊急又はやむを得ない事由のある場合は、〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書に依らず口頭、電話、FAX やメール等で依頼し、後日依頼書を送付することなどの対応も必要である。

(申請者の費用負担)

第14条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担について規定するものである。

【説 明】

- 1 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。

これは、意思疎通支援は双方向性（意思疎通支援者は、聴覚障害者等とその他の者との意思疎通を支援するものであるから、聴こえる人たちも手話通訳や要約筆記の利用者であること。）があり、障害者と障害のない人双方にとって有益となる。したがって、その費用を障害者のみに負担させることは妥当ではないため、障害者に負担を求めないとの考え方に基づくものである。

- 2 意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は申請者が負担するものとする。

（派遣の停止等）

第 15 条 市（区市町村）長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣の停止及び派遣に係る費用の負担について規定するものである。

【説 明】

- 1 申請者が虚偽の申請により意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止することができる。
- 2 市（区市町村）長は意思疎通支援者の派遣を停止したとき、申請者に意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

（報告）

第 16 条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（様式例第 10 号。以下「業務報告書」という。）を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣終了後の業務報告について規定するものである。

【説 明】

意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、速やかに〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書を作成し、市（区市町村）長が指定する日までに市（区市町村）長に提出しなければならない。

（派遣の報酬等）

第 17 条 市（区市町村）長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市（区市町村）長は、第 11 条第 2 項ただし書の規定により、意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の派遣に係る報酬等について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

市（区市町村）長は、意思疎通支援者からの業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

《第2項関係》

市（区市町村）長は、第11条第2項ただし書の規定により、〇〇県（都道府県）外に意思疎通支援者を派遣する場合において、〇〇市（区市町村）の意思疎通支援者を派遣できないときであって、派遣先の市（区市町村）又は都道府県に協力を依頼し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣したときは、派遣先の市又は都道府県が規定する報酬等の費用を負担するものとする。その場合において、派遣先の規定する報酬が市（区市町村）より高額であって、市（区市町村）で負担できない場合には、県と協議し差額の負担については、市（区市町村）の在する県（都道府県）に負担を要請することができるものとする。

（意思疎通支援者の技術及び知識の向上）

第18条 市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

【趣 旨】

本条は、研修の開催について規定するものである。

【説 明】

市（区市町村）長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催や都道府県等の開催する研修会への意思疎通支援者が参加できるように配慮しなければならない。また、研修会参加にかかる諸費用が意思疎通支援者の負担とならないような対応が望ましい。

（頸肩腕障害に関する健康診断）

第19条 市（区市町村）長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施する。

【趣 旨】

本条は、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断の実施について規定するものである。

【説 明】

市（区市町村）長は、手話通訳業務又は要約筆記業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害およびメンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図

り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者に対して頸肩腕障害に関する健康診断を実施するものとする。

【参 考】

1 頸肩腕障害（けいけんわんしょうがい）

手や腕、肩を酷使する手話通訳や要約筆記を長く続けていると、次第に手、腕、肩の部分に痛みが生じる。症状が進むと個々に症状は違いがあるが、腕が使えなくなり、めまい、立ちくらみ、眼精疲労、精神神経症的な症状等々が発症し、手話通訳や要約筆記が出来なくなってしまう。

頸肩腕障害は長時間にわたる同一姿勢での作業で症状が誘発、悪化するため、職業病的要素をはらんでいる。

予防策としては手話通訳や要約筆記を長時間続けない、適度に休みを取る、上肢への負担の軽減、作業環境の改善、精神的な緊張の緩和などがある。また、健康教育およびストレッチ体操の実施も予防策として重要である。

2 メンタルストレスに起因する疾患等

手話通訳や要約筆記は、高度な注意集中や精神的緊張、対人関係の調整などが求められるため、精神的健康面での不調をきたしやすいことに留意すべきである。

○平成7年9月14日労働省 職場における頸肩腕症候群予防対策

3 健康管理

頸肩腕症候群は、他覚的な所見よりも、自覚症状が先行することか多いことから、日常の健康状態の把握及び健康診断における問診が特に重要である。

(1) 健康診断等

イ 一般健康診断

頸肩腕症候群予防の観点から、雇入時及び定期の健康診断の際に頸肩腕健康診断問診票を活用する等により、上肢等の各部位に係る既往歴の調査、上肢等の各部位における筋のこり、痛みしびれ等の自他覚症状の有無の検査を含めて実施することが望ましい。

ロ 頸肩腕健康診断

イの結果、医師が必要と認める者については、頸肩腕に関する健康診断を実施することが望ましい。

検査項目の選択に当たっては、関連通達に示されている健康診断項目を参考にする。

(2) 健康相談

頸肩腕症候群は、他覚症状よりも自覚症状が先行することから、労働者が健康状態の不調を訴えたときに、随時相談できるような体制を整備することが重要である。

健康相談により、

- ・上肢等の負担が蓄積している労働者の発見
- ・自覚症状段階での適切な措置
- ・頸肩腕症候群についての不安の解消
- ・日常生活上の健康指導

などが期待できる。

(3) 事後措置

健康診断あるいは健康相談の結果、健康保持のために必要があると認めるときは、作業方法の改善、作業時間の短縮、作業環境の整備等必要な措置を講ずる。

(4) 職場体操

作業開始前、作業休止時間及び作業終了後に職場体操を実施する。

4 労働衛生教育等

作業者に対する頸肩腕症候群予防のための労働衛生教育の実施、日常生活を含めた健康保持増進の推進を図る。

2 平成10年7月24日厚生省「「障害者の明るいくらし」促進事業の実施について」では、以下のとおり手話通訳者派遣事業の留意事項が記載されていた。

〔ア〕実施主体は、聴覚障害者、手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置するなどして、本事業の効果的推進を図ること。

〔イ〕実施主体は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等通訳派遣に係る調整者の設置等について配慮すること。

〔ウ〕実施主体は、手話通訳者の資質向上に留意するとともに、健康管理に留意すること。

〔エ〕1人の手話通訳者が連続して通訳する時間は、原則として1時間以内とすること。なお、講演会等の場合は30分以内とすること。

〔オ〕手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めるとともに、市町村等公的機関からの依頼による聴覚障害者等に関する広報活動、文化活動に協力すること。

〔カ〕手話通訳者は、聴覚障害者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

3 意思疎通支援の派遣人数については、意思疎通支援業務の内容や時間によって、複数の意思疎通支援者を派遣することが必要である。（派遣人数は、内容・規模等により変更すること。）

【例 示】

この表は、標準的な人数を示すものであり、状況や内容により派遣人数の増員を検討すること。

手話通訳者

所要時間	4時間以内（半日）	4時間を超過（1日）
派遣人数	2人（内容により3人）	3人（延べ6人）

要約筆記者

派遣内容	派遣人数	備考
診察、面接、個人面談等	1人	
懇談会、会議	2人	内容により3人
講演会、研修会、会議	3人	4時間を超えると新たに3人を追加する。

(運営委員会)

第20条 市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者によって構成するものとする。

- (1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等
- (2) 意思疎通支援者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市（区市町村）長が必要と認める者

【趣 旨】

本条は、事業の効率的な運営を図るための意思疎通支援事業運営委員会について規定するものである。

【説 明】

《第1項関係》

市（区市町村）長は、〇〇市（区市町村）意思疎通支援事業運営委員会を設置し、事業の効率的な運営を図るものとする。

《第2項関係》

運営委員会は、〇〇市（区市町村）の実情に応じて、第1号から第3号までを参考として委員構成するものとする。

なお、聴覚障害者等の選出に当たっては、障害者団体からの推薦を受けるなど多くの聴覚障害者等の意見が反映できるよう配慮すること。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市（区市町村）長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定める旨を規定するものである。

【説 明】

この要綱に定めるもののほか、必要な事項を、市（区市町村）長が別に定めるものであるが、この要綱に反するものであってはならず、十分な調整を行うことが必要である。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

【趣 旨】

附則は、この要綱の施行日について規定するものである。

別表（第 17 条関係）

項 目	基 準	金 額
報 酬	申請者との待合わせ時間から終了時間までを基準時間とする。別途打合せを行った場合はその時間を加算する。また、報告書作成に要した時間を加算する	1 時間まで 〇〇円
		1 時間を超えた場合、30 分毎 〇〇円
手 当	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後〇時から翌日の午前〇時までの間の場合、次のとおり割増手当を支給する。	手話通訳業務又は要約筆記業務の時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合 報酬総額に 100 分の〇〇を乗じた額
		上記以外の時間帯 【参考】 労働基準法第 37 条（時間外、休日及び深夜の割増賃金） 報酬総額に 100 分の〇〇を乗じた額
	遠距離手当（自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合）	〇時間につき〇〇円
交通費	自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの往復に要した経費	実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1 km につき〇〇円とする。
	夜間及び緊急時でタクシーの利用を認められた場合	タクシー料金

【趣 旨】

別表は、第 17 条の規定により、意思疎通支援者に支払う報酬等について規定するものである。

【説 明】

《報酬関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」とするが、別途打ち合わせを行った場合、また報告書作成を行った時間を含めるものとする。また、自宅等からの待ち合わせ場所までの移動時間については、標準的な時間を勘案して基準時間に加算するなどの配慮を行うこと。
- 2 基準時間 1 時間までの報酬額は、〇,〇〇〇円とする。
- 3 基準時間 1 時間を超えた場合の 30 分毎の報酬額は、〇,〇〇〇円とする。

《手当関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う手当として、時間外手当と遠距離手当について規定するものである。
- 2 第 11 条第 3 項では、「意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前〇〇時から午後〇〇時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの限りではない。」と規定している。緊急又はやむを得ない事由のある場合はこの時間外に意思疎通支援者を派遣しなければならない。その場合に深夜・早朝の割増手当等を加算するものである。
- 3 この要綱で「午後 10 時から翌日午前 5 時までの間」（深夜）の場合は、当該時間帯の報酬総額

に 100 分の〇〇を乗じた額を時間外手当として支給するものである。

※参考

深夜労働 2 割 5 分以上

- 4 報酬の対象となる基準時間は、「申請者との待合わせ時間から終了時間まで」としている。意思疎通支援業務の実施場所が自宅から遠距離にある場合の移動時間については、報酬の対象とはなっていない。そのため、自宅から手話通訳業務又は要約筆記業務の実施場所までの移動時間が〇時間を超える場合は、〇時間に一定の額を遠距離手当として支給するものである。

《交通費関係》

- 1 意思疎通支援者に支払う交通費について規定するものである。
- 2 意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した経費について、実費を支払うものとし、自家用車を使用した場合は、1 km につき〇〇円を支払うものとする。
- 3 夜間及び緊急時でタクシーを利用しなければならない場合で、市（区市町村）長が認めときは、意思疎通支援者の自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要したタクシー料金を支払うものとする。

別紙様式

様式例第1号（第6条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

印

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者実施要綱第5条の規定により、〇〇市（区市町村）意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

ふりがな	な	生年月日	年	月	日
氏名	名				
住所	所				
電話番号	号	()	-		
FAX又はE-mail					
業務内容	容	手話通訳者・要約筆記者（手書き・パソコン）			
手話通訳者・要約筆記者の資格	格				
手話通訳者・要約筆記者経歴	歴				
その他特記事項	項				

（注1）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
（注2）その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

様式例第2号（第6条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇市（町村）長

印

年 月 日付けで申請のあった〇〇市（区市町村）手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録した・登録できませんでした）ので通知します。

記

- 1 〇〇市（区市町村）意思疎通支援者として認定します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者
- 2 〇〇市（区市町村）意思疎通支援者の認定について却下します。
 - (1) 手話通訳者
 - (2) 要約筆記者

（却下の理由）

様式例第3号 (第6条関係)

写真	〇〇市 (区市町村) 意思疎通支援者登録台帳			
	登録番号	〇〇市 (区市町村) 第		号
	登録年月日	年 月 日		
ふりがな		生年月日	年 月 日	
氏名				
住所				
電話番号	()	-		
FAX 又は E-mail				
業務内容	手話通訳者・要約筆記者 (手書き・パソコン)			
手話通訳者・要約筆記者の資格				
手話通訳者・要約筆記者の経歴				
その他特記事項				

様式例第4号 (第7条関係)

(表)

〇〇市 (区市町村) 意思疎通支援者証
(手話通訳者・要約筆記者)

写真

〇〇市 (区市町村) 第 号

住所

氏名

年 月 日生

有効期限

〇〇市 (区市町村) 長

(印)

(裏)

注意

- 1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。
- 2 この証を譲与又は貸与してはならない。
- 3 記載事項に変更が生じたとき又は手話通訳者を辞退した場合には、返納すること。
- 4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならぬ。

97

4
 意思疎通支援
 事業モデル要綱

様式例第5号（第7条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

㊞

先に交付された〇〇市（区市町村）意思疎通支援者証について、紛失等したので届出ます。
なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏 名			
住 所			
電 話 番 号	()	-	
紛失等の別	紛失・盗難・毀損		
発 生 日 時	年 月 日	時 分	
発生時の状況			
備 考			

様式例第6号（第7条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

（宛先）〇〇市（区市町村）長

氏名

㊞

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届出ます。

記

変 更 理 由			
変更年月日	年 月 日		
変 更 事 項	変更前		変更後

様式例第7号（第12条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣申請書

年 月 日

（宛先）〇〇

長

住所
申請者 氏名
FAX・電話 ()

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣を申請します。

通 訊 日 時	年 月 日 ()	時 分 分 分
派 遣 場 所 (待合わせ場所)	名 称 所 在 地 FAX・電 話 待合わせ時間	時 分
派 遣 対 象 の 聴覚障害者等		
通 訊 内 容		
そ の 他		

（注）障害者団体等からの申請も考えられることから、その場合はこの様式の「住所」を「所在地」、「氏名」を「名称」、「派遣対象の聴覚障害者等については人数を記載させる」とするなど適宜加工の上、使用する。

様式例第8号（第13条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日

様

〇〇 長 印

先に申し込みのあった意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について

- 1 下記のとおり派遣します。
- 2 却下します。

〔理由： 〕

記 記			
意思疎通支援者氏名	年 月 日 ()	時 分 分 分	時 分 分 分
派 遣 日 時	年 月 日 ()	時 分 分 分	時 分 分 分
派 遣 場 所 (待合わせ場所)	名 称 所 在 地 FAX・電 話 待合わせ時間	時 分	
派 遣 対 象 の 聴覚障害者等			
派 遣 内 容			
そ の 他			

様式例第9号（第13条関係）

〇〇市（区市町村）手話通訳・要約筆記依頼書

年 月 日

様

〇〇

長

印

下記のとおり手話通訳・要約筆記を依頼します。

記

申請者	氏名 FAX・電話		
派遣日時	年 月 日（ ）	時 分 時 分	
派遣場所 （待合わせ場所）	名称 所在地 FAX・電話 待合わせ時間		時 分
派遣対象の 聴覚障害者等			
派遣内容			
その他			

様式例第10号（第16条関係）

〇〇市（区市町村）意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年 月 日

（宛先）〇〇

長

意思疎通支援者氏名

印

次のとおり報告（・請求）します。

申請者			
派遣日時	年 月 日（ ）	(待合) (終了)	時 分 時 分
派遣場所	計 時間 分		
派遣内容			
報酬	申請者との待合わせ時間から1時間まで 1時間を超えた場合に30分毎に〇〇円 円		
手当	夜間手当（午後10時から翌日午前5時までの間に、 申請者との待合わせ時間又は終了時間が含まれる場 合） 報酬総額 円×〇〇／100 = 円 遠距離手当（自宅から手話通訳の実施場所までの移 動時間が〇時間を超える場合） 〇時間につき〇〇円		
報酬等の 請求額	実費（ ～ ） （ ～ ）		
交通費	タクシー料金（夜間及び緊急時でタクシーの利用を 認められた場合（領収書添付）） 円		
合計	円		

業務上の問題点・状況・意見等は裏面に記入すること。

(裏)

業務上の問題点・状況・意見等

5 卷末資料



意志疎通支援を行う者の派遣にかかる標準モデル構築に関する調査

1-1 都道府県調査・アンケート調査（回答 35 都道府県、回収率 74.5%）

表 1-1-1 都道府県人口・身体障害者数・聴覚障害者数平均

100 万未満	人口	身障者	聴覚障害者	聴覚障害者の人口比
和歌山県	989983	57309	7025	0.71
山梨県	852855	41548	3961	0.46
福井県	803216	40453	3981	0.50
徳島県	776177	39031	5538	0.71
高知県	753835	45081	3442	0.46
島根県	707439	38911	5065	0.72
鳥取県	582325	29316	3343	0.57
平均	780832.9	41664.14286	4622.142857	0.59

100-200 万	人口	身障者	聴覚障害者	聴覚障害者の人口比
栃木県	1988755	67830	9711	0.49
岡山県	1931586	85186	7760	0.40
三重県	1840532	74476	8429	0.46
熊本県	1812502	65838	7330	0.40
鹿児島県	1690730	106275	12302	0.73
愛媛県	1414293	82083	6725	0.48
長崎県	1409132	75524	8725	0.62
沖縄県	1401730	70437	8559	0.61
奈良県	1391040	63915	6563	0.47
青森県	1358799	60395	5582	0.41
岩手県	1304889	56003	5117	0.39
大分県	1185823	66969	6969	0.59
香川県	1000000	49935	4565	0.46
平均	1517677.8	71143.5	7564.4	0.50

200-300 万	人口	身障者	聴覚障害者	聴覚障害者の人口比
茨城県	2945505	89401	8058	0.27
広島県	2851805	120678	10309	0.36
京都府	2625563	64739	6737	0.26
宮城県	2334137	80101	6086	0.26
岐阜県	2066229	91566	7591	0.37
群馬県	2031639	66885	6415	0.32
平均	2475813	85561.7	7532.7	0.30

300 万以上	人口	身障者	聴覚障害者	聴覚障害者の人口比
東京都	13178458	465928	51826	0.39
大阪府	8856530	374499	34940	0.39
愛知県	7425062	242541	21369	0.29
埼玉県	7204353	197999	14217	0.20
兵庫県	5589177	241034	21809	0.39
北海道	5474216	305791	29395	0.54
福岡県	5049457	226848	22679	0.45

静岡県	3750571	124829	10441	0.28
神奈川県	3216729	96658	10630	0.33
平均	6638283.7	252903	24145.1	0.36

【地域生活支援事業の現況】

表 1-1-2 聴覚障害者情報提供施設・地域生活支援事業で実施している事業（複数回答可）

人口規模（人）	情報提供施設の設置		1. 手話通訳者の養成事業 （研修事業・登録事業含む）	
100 万未満	6	85.7%	7	100.0%
100-200 万未満	13	100.0%	13	100.0%
200-300 万未満	3	50.0%	5	50.0%
300 万以上	7	77.8%	9	77.8%
全 体	29	82.9%	34	97.1%

人口規模（人）	2. 要約筆記者の養成事業（研修事業）		3. 要約筆記奉仕員の養成事業 （研修事業・登録事業含む）	
100 万未満	5	71.4%	1	14.3%
100-200 万未満	8	61.5%	8	61.5%
200-300 万未満	3	50.0%	3	50.0%
300 万以上	4	44.4%	5	55.6%
全 体	20	55.6%	17	48.6%

人口規模（人）	4. 手話通訳指導者の養成事業		5. 要約筆記指導者の養成事業	
100 万未満	1	14.3%	4	57.1%
100-200 万未満	8	61.5%	6	46.2%
200-300 万未満	3	50.0%	1	16.7%
300 万以上	5	55.6%	2	22.2%
全 体	17	48.6%	13	37.1%

人口規模（人）	6. 手話通訳者等の派遣事業		7. 要約筆記者等の派遣事業	
100 万未満	4	57.1%	4	57.1%
100-200 万未満	3	23.1%	3	23.1%
200-300 万未満	5	83.3%	4	66.7%
300 万以上	6	66.7%	7	77.8%
全 体	18	51.4%	18	51.4%

人口規模（人）	8. 手話通訳者派遣の市区町村間の 連絡調整		9. 要約筆記者等の派遣に係る市区町村間 の連絡調整（派遣事業含む）	
100 万未満	3	42.9%	3	42.9%
100-200 万未満	1	7.7%	1	7.7%
200-300 万未満	1	16.7%	0	0.0%
300 万以上	2	22.2%	2	22.2%
全 体	7	20.0%	6	17.1%

人口規模（人）	10. 手話通訳者・要約筆記者派遣の 都道府県間連絡調整	
100 万未満	4	50.0%
100-200 万未満	0	0.0%
200-300 万未満	2	33.3%
300 万以上	3	33.3%
全 体	9	25.7%

表 1-1-3 地域生活支援事業費

単位:円

人口規模 (人)	回答数	手話通訳者等の養成事業		
		総額 (平均)	最高額	最少額
100 万未満	7	1944216.571	2753000	1157000
100-200 万未満	13	1766157.154	3649068	270000
200-300 万未満	4	3032088.25	6000000	1764813
300 万以上	9	5656731.667	19664000	1847855
全 体	32	3079661.7	19664000	1847855

人口規模 (人)	回答数	要約筆記記者等の養成事業		
		総額 (平均)	最高額	最少額
100 万未満	7	916694.7	1821000	253000
100-200 万未満	13	576816.5	1172262	114400
200-300 万未満	6	711006.3	961805	371214
300 万以上	9	2030394.3	4570760	720000
全 体	35	1087001.4	4570760	720000

人口規模 (人)	回答数	手話通訳者等の派遣事業		
		総額 (平均)	最高額	最少額
100 万未満	1	1933000	1933000	1933000
100-200 万未満	3	277118.8	703475	110000
200-300 万未満	3	1890263.3	3529000	481790
300 万以上	6	1963973.1	3568000	482585
全 体	13	3068434.1	1933000	110000

表 1-1-4 その他の事業の平均

単位:円

要約筆記記者等の派遣事業	1116048.1	n13	
手話通訳・要約筆記の都道府県間連絡調整	120000.0	n2	
手話通訳指導者の養成事業	529086.0	n4	他 4 箇所は手話通訳者養成事業に含むと回答
要約筆記指導者の養成事業	220645.0	n9	他 3 箇所は要約筆記者養成事業に含むと回答

* 市区町村間の派遣調整については、回答なしまたは 0 円と回答

【手話通訳者養成事業の現況】

* 手話通訳者養成事業は回答のあった都道府県すべてで実施

表 1-1-5 手話通訳者養成を行う部署・団体

人口規模 (人)		1. 役所福祉局(部)	2. 社会福祉協議会	3. 聴覚障害者情報提供センター
100 万未満	7	0	0	6
100-200 万未満	13	0	3	1
200-300 万未満	6	0	0	2
300 万以上	9	2	0	2
	計	2	3	11

人口規模（人）		4. 手話通訳派遣センター	5. 聴覚障害者協会	6. 全国手話通訳問題研究会支部
100 万未満	7	0	2	0
100-200 万未満	13	4	0	4
200-300 万未満	6	0	3	0
300 万以上	9	1	3	0
	計	5	8	4

人口規模（人）		7. その他の団体
100 万未満	7	2
100-200 万未満	13	0
200-300 万未満	6	1
300 万以上	9	2
	計	5

表 1-1-6 手話通訳者養成事業を行う部署・団体

	n35	%	重複回答あり
1. 役所福祉局（部）	2	5.7	
2. 社会福祉協議会	0	0.0	
3. 聴覚障害者情報提供センター	17	48.6	
4. 手話通訳派遣センター	1	2.9	
5. 聴覚障害者協会	14	40.0	
6. 全国手話通訳問題研究会支部	0	0.0	
7. その他の団体	5	14.3	

表 1-1-7 運営方式

1. 実施団体のみで運営	12	34.3
2. 実行委員会形式で運営	4	11.4
3. 講師は別の団体に依頼している	3	8.6

聴覚障害者協会、難聴者・中途失聴者協会、手話問題研究会、手話サークル連絡協議会、情報提供施設県職員県ろうあ連盟、県通訳士会、県通訳問題研究会、県手話サークル連絡会

聴覚障害者協会及び全国手話通訳者問題研究会支部による手話関係事業担当委員会で運営について協議する。

聴覚障害者協会、全国手話通訳問題研究会支部

表 1-1-8 手話通訳者等養成事業で実施しているコース

	n35	%
1. 手話通訳士養成講座	4	11.4
2. 手話通訳者養成講座	35	100.0
3. 手話奉仕員養成講座	9	25.7
4. 手話通訳士現任研修	2	5.7
5. 手話通訳者現任研修	18	51.4
6. 手話奉仕員現任研修	3	8.6
7. 手話通訳者登録試験の実施及び登録	24	68.6
8. その他	1	2.9

手話奉仕員指導者研修

統一試験対策講座

手話通訳者新任研修

手話通訳者養成ステップアップ研修＜特別支援事業＞

手話通訳指導者研修＜独自研修＞

手話通訳指導者研修＜独自研修＞

手話通訳者ステップアップ研修

表 1-1-9 平成 23 年度の手話通訳者養成事業による講座を受講したものは何名か

	手話通訳士養成講座		手話通訳者養成講座	
	定員	受講者	定員	受講者
最 高	15	46	720	352
最 低	10	8	15	7
平 均	12.5	29.3	113.2	66.7
回 答	2	4	17	20
無 回 答	33	31	18	15

	手話奉仕員養成講座		手話通訳士現任研修	手話通訳者現任研修
	定員	受講者	参加者	参加者
最 高	80	45	0	323
最 低	20	10	0	30
平 均	43.3	27.5	0	154.8
回 答	4	4	0	9
無 回 答	31	31	35	26

	手話奉仕員現任研修	登録試験	合格・登録
	参加者	受験者数	人数
最 高	177	385	327
最 低	177	7	2
平 均	177.0	73.3	39.4
回 答	1	13	13
無 回 答	34	22	22

表 1-1-10 手話通訳者・手話奉仕員の数

	通訳者			
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	現在の登録者全数
最 高	303	223	256	526
最 低	0	2	3	0
平 均	45.7	36.1	43.7	172.3
回 答	18	18	18	18
無 回 答	17	17	17	17

	奉仕員			
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	現在の登録者全数
最 高	40	59	36	517
最 低	0	0	0	0
平 均	18.6	17.9	14.4	205.3
回 答	7	7	7	6
無 回 答	28	28	28	29

表 1-1-11 手話通訳者等養成事業についての今後の対応について、現時点の方向性

	1. 手話通訳士 養成講座	2. 手話通訳者 養成講座	3. 手話奉仕員 養成講座	4. 手話通訳士 現任研修
充実させる	1	3	0	0
実施を検討する	0	0	0	1
実施は検討しない	0	0	1	0
回 答	1	3	1	1
無 回 答	34	32	34	34

	5. 手話通訳者 現任研修	6. 手話奉仕員 現任研修	7. 手話通訳者 登録試験
充実させる	2	0	0
実施を検討する	0	0	0
実施は検討しない	0	1	1
回 答	2	1	1
無 回 答	33	34	34

表 1-1-12 手話通訳者等養成事業に関する今後の問題・課題（複数回答）

1. 財源の確保	4
2. 事業委託先の確保	0
3. 講師の養成・確保	4
4. 受講者の確保	3
5. 手話通訳者養成事業の周知・啓発	1
6. 運営体制の整備・確立	0
7. 市区町村で行う手話通訳者養成事業との連携	0
8. その他	0

表 1-1-13 養成課程について市区町村と都道府県・政令指定都市の役割分担

1. 入門課程以降は都道府県	0
2. 入門課程、基礎課程を実施、それ以降は都道府県	6
3. 入門課程、基礎課程、基本課程を実施 それ以降は都道府県	0
4. 政令市では、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	0
5. 中核市では、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	0
6. 障害者福祉圏域ごとに、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	1
7. 市区町村との連携は必要であるが、まだ検討していない。	6

【要約筆記者養成事業の現況】

* 要約筆記者養成コースについて全く回答のない県は茨城県と島根県

表 1-1-14 要約筆記者等養成事業で都道府県が実施しているコース

	n35	%
1. 要約筆記者養成講座	20	57.1
2. 要約筆記奉仕員基礎課程	14	40.0
3. 要約筆記奉仕員応用課程	14	40.0
4. 要約筆記奉仕員現任研修	17	48.6
5. 要約筆記者現任研修	2	5.7
6. その他	7	20.0

表 1-1-15 要約筆記者養成講座時間

	時間数
最 高	108
最 低	32
平 均	67.8
回 答	16
無 回 答	20

表 1-1-16 新カリキュラムでの養成実施年度

	都道府県数
21 年から	3
23 年から	3
24 年から	3
25 年から	1

表 1-1-17 要約筆記奉仕員基礎課程の実施時間

	時間数
最 高	70
最 低	6
平 均	33.4
回 答	13
無 回 答	23

表 1-1-18 要約筆記奉仕員応用課程の実施時間

	時間数
最 高	45
最 低	20
平 均	24.2
回 答	13
無 回 答	23

表 1-1-19 要約筆記奉仕員の移行研修の実施または実施予定

24 年から	1
25 年から	4

表 1-1-20 移行研修を実施または予定

実施または予定	7
実施しない	10
無 回 答	19

表 1-1-21 移行研修を実施または予定する場合の要約筆記者登録の方法

登録試験を受験し合格者を要約筆記者として登録する。	14
受講者を要約筆記者として登録する。	4
無回答	18

表 1-1-22 要約筆記者等養成事業を実施している団体

	n35	%
1. 役所福祉局（部）	1	2.9
2. 社会福祉協議会	0	0.0
3. 聴覚障害者情報提供センター	15	42.9
4. 手話通訳派遣センター	1	2.9
5. 聴覚障害者協会	7	20.0
6. 難聴者・中途失聴者協会	5	14.3
7. 全国要約筆記問題研究会支部	0	0.0
8. 全国手話通訳問題研究会支部	0	0.0
9. その他	6	17.1

表 1-1-23 要約筆記者等養成事業の運営方式

	n35	%
1. 実施団体のみで運営	21	60.0
2. 実行委員会形式で運営	6	17.1
3. 講師は別の団体に依頼している	7	20.0

表 1-1-24 平成 23 年度の要約筆記者または要約筆記奉仕員養成事業による講座の受講者数等

	要約筆記奉仕員基礎課程		
	定員	受講者	修了者
最 高	50	41	29
最 低	10	3	3
平 均	25.8	17.6	12.4
回 答	13	16	12
無 回 答	22	19	23

要約筆記奉仕員応用課程				
		定員	受講者	修了者
最	高	90	70	50
最	低	10	4	4
平	均	34	21	15.3
回	答	14	16	9
無	回 答	21	19	26

要約筆記者養成講座				
		定員	受講者	修了者
最	高	70	61	56
最	低	20	14	14
平	均	35.7	28.3	28.8
回	答	6	6	4
無	回 答	29	29	31

要約筆記奉仕員現任研修				
		参加者	登録者中	参加者
最	高	145	60	359
最	低	10	26.5	20
平	均	76.4	39.5	189.5
回	答	11	5	3
無	回 答	24	30	32

表 1-1-25 要約筆記者・要約筆記奉仕員の登録者数の推移

		要約筆記者			
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	登録者数
最	高	22	28	54	52
最	低	0	0	0	0
平	均	5.5	11	13.5	13
回	答	5	5	5	5
無	回 答	30	30	30	30

	要約筆記奉仕員			
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	登録者数
最高	72	62	101	1051
最低	0	0	0	48
平均	22.6	25	32.1	226.7
回答	11	12	13	12
無回答	24	23	22	23

表 1-1-26 要約筆記者等養成事業を実施していない場合、その理由

1. 他の支援事業を優先しているため	2
2. 利用者が少ないため	0
3. 受講者が少ないため	0
4. 講師が少ない（または確保できない）ため	0
5. 事業にかかる経費が他の事業と比べても割高	0
6. 要約筆記者・要約筆記奉仕員が十分な数	0
7. 障害者自立支援法では必須事業でないから	0

8. 要約筆者養成カリキュラムがなかったため	0
9. その他	1

表 1-1-27 要約筆者養成事業の今後の対応方針

	要約筆者養成講座	要約筆者現任研修	その他
充実させる	9	7	1
実施を検討する	11	9	6
実施は検討しない	0	0	0
回 答	20	16	5
無 回 答	15	19	30

表 1-1-28 要約筆者養成事業に関する今後の問題・課題（複数回答）

	n35	%
1. 財源の確保	21	60.0
2. 事業委託先の確保	3	8.6
3. 講師の養成・確保	14	40.0
4. 受講者の確保	19	54.3
5. 要約筆者養成事業の周知・啓発	15	42.9
6. 運営体制の整備・確立	10	28.6
7. その他	7	20.0

表 1-1-29 要約筆者養成事業に関わって、どのような取り組みが望まれるか

	n35	%
1. 市区町村では、基礎的な要約筆記についての啓発講座を実施。	14	40.0
2. 要約筆者養成は都道府県が行うので、市区町村では何もしない。	3	8.6
3. 市区町村で要約筆者養成カリキュラムの全課程を実施できる条件があれば行う。	14	40.0
4. 政令指定都市、中核市で要約筆者養成カリキュラムの全課程を実施。	9	25.7
5. その他	13	37.1

【手話通訳指導者養成事業の現況】

表 1-1-30 手話通訳指導者養成事業の実施団体

	n35	%
聴覚障害者情報提供施設	6	17.1
聴覚障害者協会	4	11.4
手話通訳者派遣センター	1	2.9
その他	1	2.9
無回答	25	71.4

表 1-1-31 手話通訳指導者養成事業の運営方式

	n35	%
1. 実施団体のみで運営	8	22.9
2. 実行委員会形式で運営	3	8.6
3. 講師は別の団体に依頼している	1	2.9
無回答	24	68.6

表 1-1-32 23 年度手話通訳指導者養成事業決算額

	円
最 高	5743000
最 低	74000
平 均	1165623

回 答	8
無 回 答	28

表 1-1-33 23 年度手話通訳指導者養成講座受講者数

	人
最 高	64
最 低	2
平 均	23.7

回 答	11
無 回 答	25

表 1-1-34 23 年度手話通訳指導者養成講座 修了者数

	人
最 高	43
最 低	2
平 均	14.1

回 答	9
無 回 答	27

表 1-1-35 手話通訳指導者養成事業を実施していない理由

	n35	%
他の支援事業を優先	8	22.9
利用者がすくない	0	0.0
受講者が少ない	1	2.9
講師が少ない・いない	2	5.7
経費が他の事業より割高	0	0.0
その他	10	28.6

■その他の記述

現任研修の一環として必要に応じて全国手話研修センター主催講座に派遣
国庫補助がないため

指導者育成は重要と認識しているが、財政的に厳しい状況

手話通訳者は一定のレベルに達しているので県事業として行う必要がないため

手話通訳者養成事業の中で、全国手話研修センター主催の指導者養成研修へ受講生を派遣している。
聴覚障害者協会が実施しているため。

特別研修として現認研修を実施

(社福)全国手話研修センターが実施している講師連続講座に受講者を派遣しているため。

講師は現時点では充足していると考えている

表 1-1-36 手話通訳指導者養成事業の 問題・課題

全国手話研修センター主催の指導者養成研修を手話通訳者養成研修の中で実施しているが、市町村における指導者養成が進まず、手話通訳者養成の市町村格差につながっているため、国の指導者養成のサポートが望まれている。
必要な講師数の把握
ニーズが不明

【要約筆記指導者養成事業の現況】

表 1-1-37 要約筆記指導者養成事業を実施している団体

	n35	%
1. 聴力障害者情報文化センター	16	45.7
3. 聴覚障害者情報提供施設	3	8.6
4. その他	4	11.4
無回答	13	37.1

表 1-1-38 要約筆記指導者養成事業の運営方式

	n35	%
1. 実施団体のみ	6	17.1
4. 単独では実施せず、情文事業等に参加させている	14	40.0
無回答	16	45.7

表 1-1-39 23 年度要約筆記指導者養成事業の決算額

n14	円
最 高	1163560
最 低	0
平 均	373823.1

表 1-1-40 23 年度要約筆記指導者養成講座受講者 表 1-1-41 23 年度要約筆記指導者養成講座修了者平均

n14	人	n14	人
平 均	5.4	平均	4.4

表 1-1-42 23 年度要約筆記指導者養成事業を実施しない理由

	n15	%
他の支援事業を優先	4	11.4
利用者がすくない	0	0.0
受講者が少ない	2	5.7
講師が少ない・いない	3	8.6
経費が他の事業より割高	0	0.0
その他	6	17.1

■その他の記述

国で指導者養成を行う
 必要な講師数の把握
 県と政令市との役割分担
 ニーズが不明

表 1-1-43 要約筆記指導者養成事業の課題・問題

	n35	%
財源の確保	22	62.9
事業委託先の確保	0	0.0
講師の養成・確保	10	28.6
受講者の確保	6	17.1
要約筆記指導者養成事業の周知	2	5.7
運営体制の整備・確立	3	8.6
その他	4	11.4

■その他の記述

国で指導者養成を行う
必要な講師数の把握
県と政令市との役割分担
ニーズが不明

【手話通訳者派遣事業の現況】

表 1-1-44 手話通訳者派遣事業を 以前は実施していたか

	n35	%
1. 実施していた	10	28.6
2. 実施したことはない	6	17.1
無回答	20	57.1

表 1-1-45 実施中止の年度

	n35	%
19 年～中止	6	17.1
18 年～中止	4	11.4
無回答	26	74.3

表 1-1-46 実施中止の理由

	n35	%
障害者自立支法で市町村事業となったため	9	25.7
無回答	27	77.1

表 1-1-47 手話通訳者派遣事業を直轄して運営しているか

	n18	%
1. 直轄して運営	2	11.1
2. 外部団体に委託	16	88.9

表 1-1-48 手話通訳者派遣事業の委託先

	n18	%
2. 聴覚障害者情報提供施設	7	38.9
4. 聴覚障害者協会	6	33.3
8. その他	3	16.7
無回答	2	11.1

表 1-1-49 手話通訳者派遣事業の年間委託費

n8	円
最 高	3529000
最 低	295000
平 均	2119750

表 1-1-50 外部委託・直轄で事業を行う場合手話通訳者派遣事業の派遣調整の実務を行うか

	n18	%
担当している	15	83.3
無回答	3	16.7

表 1-1-51 表 1-1-48 の団体とは別に派遣調整する団体

	n18	%
聴覚障害者情報提供センター	2	11.1
その他	3	16.7
無回答	13	72.2

表 1-1-52 手話通訳者派遣事業の運営委員会設置

	n18	%
1. 設置している	7	38.9
2. 設置していない	11	61.1
無回答	0	0.0

表 1-1-53 どの団体から運営委員会に委員が参加しているか

	n18	%
市行政職員	1	5.6
聴覚障害者情報提供施設	4	22.2
手話通訳派遣センター	0	0.0
聴覚障害者協会	6	33.3
難聴者協会	4	22.2
全国手話通訳問題研究会	4	22.2
手話サークル	2	11.1
他の障害者団体	0	0.0
その他	5	27.8

表 1-1-54 平成 23 年度手話通訳派遣依頼件数

n9	件
最 高	625
最 低	14
平 均	204.1

* 表 1-1-54～56 は、東京都を含まず

表 1-1-55 平成 23 年度手話通訳派遣件数

n10	件
最 高	686
最 低	5
平 均	231.6

表 1-1-56 平成 23 年度手話通訳派遣人数

n11	人
最 高	870
最 低	20
平 均	335.5

表 1-1-57 依頼内容

県域の聴覚障害者団体が実施する会議・行事、県が実施する会議・行事
タウンミーティング、研修、フォーラム
病気・健康、職業、教育・保育
聴覚障害者団体の実施する会議・大会等、身体障害者団体の実施する会議・大会等、聴覚者障害者 関係団体が実施する会議・大会等、県障害福祉課・障害サービス課が実施する会議・大会等
会議、研修会など
医療、教育、仕事、研修、大会参加
市町村をまたがる広域的行事等
大会・行事等、研修会、講演会、労働に関すること、会議
医療機関、大会・会議等、教育・保育、公的機関、職業・資格
障害者福祉団体の講演、会議、公的機関との相談、大会
「生命・健康・医療保険」「市が特に求めるもの」「社会生活」「教育・保育」「文化と教養」

聴覚障害者情報センター、ろう協関係、県関係、個別生活支援、講師・講座。
聴覚障害者が多数参加する行事（県ろうあ者大会等）
講演会、行政報告会、防災訓練、採用試験
大会・研修・会議・講演・その他

表 1-1-58 どんな資格の手話通訳者を派遣するか

	n18	%
1. 手話通訳者のみ	9	50.0
2. 手話通訳者や手話奉仕員	3	16.7
4. その他	3	16.7
無回答	3	16.7

表 1-1-59 都道府県の行う派遣では都道府県の登録手話通訳者を派遣するか

	n18	%
都道府県に登録する者を派遣する	12	66.7
無回答	6	33.3

表 1-1-60 派遣する手話通訳者の条件

	n18	%
1. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの	6	33.3
2. 都道府県（または政令市）が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	10	55.6
3. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	1	5.6
4. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの	6	33.3
5. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	0	0.0
6. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの	1	5.6
7. 手話通訳者その他	3	16.7
8. 都道府県（または政令市）が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	1	5.6
9. 市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	1	5.6
10. 手話奉仕員その他	1	5.6

都道府県の聴覚障害者協会が実施していた認定試験の合格者

都道府県が行う手話通訳者養成講習会を終了し、手話通訳統一試験に合格した者を聴覚障害者協会が県に推薦する

手話通訳養成講習会を修了し、全国手話研修センターが行う手話通訳者全国統一試験に合格した者で、登録のための面接を受け本人が登録を承諾した者等

表 1-1-61 手話奉仕員の謝礼／1時間あたり

n18	円
最 高	2000
最 低	2000
平 均	2000

表 1-1-62 手話通訳者の謝礼／1時間あたり

n18	円
最 高	3500
最 低	1400
平 均	2235

表 1-1-63 手話通訳士の謝礼／1時間あたり

n18	円
最 高	3500
最 低	1500
平 均	2200

表 1-1-64 手話通訳者等への謝礼を算出するにあたって時間数をカウントする基準

	n18	%
1. 通訳にかかった時間数のみ	4	22.2
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ	8	44.4
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	2	11.1
4. 報告書作成にかかる時間数も含める	0	0.0
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	1	5.6
6. その他	3	16.7

■その他の回答

集合時刻から終了時刻まで

待ち合わせの時間から通訳業務を終了するまで

打ち合わせ時間も含める

表 1-1-65 手話通訳者等への謝礼に交通費は含まれるか

	n18	%
1. 含まれている	1	5.6
2. 含まれていない（交通費を別に支払う）	17	94.4
無回答	0	0.0

表 1-1-66 表 1-1-65 「2. 含まれていない」 の場合の金額

	n18	%
1. 実費	12	66.7
2. 一律	1	5.6
4. その他	4	22.2
無回答	0	0.0

表 1-1-67 限度額がある場合の金額

	円
限度額の金額	1500

表 1-1-68 一律支給の場合の金額

n 2	円
最 高	1000
最 低	1000
平 均	1000

■その他の回答

規程に基づき支給

県職員条例に準ずる

（・発着地が同一市町村の場合…キロ数×37 円 ・それ以外の場合…県管内キロ程表）

30 円／km

依頼者の支給規程による。ない場合公共交通機関は実費、自家用車は 20 円／km

表 1-1-69 手話通訳を利用するときの制限

	n18	%
1. 設けている	1	5.6
2. 設けていない	17	94.4
無回答	0	0.0

制限ある場合の制限内容

予算範囲内

表 1-1-70 手話通訳者等の派遣の範囲

	n18	%
1. 医療関係	4	22.2
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	5	27.8
3. 学校へ相談または事業（授業含む）に参加する場合	4	22.2
4. 就職相談・就職面接	5	27.8
5. 職場での朝礼や会議等	1	5.6
6. 聴覚障害団体の会議	7	38.9
7. 冠婚葬祭	3	16.7
8. 家族会議や親戚の集まり	3	16.7
9. 自治会活動など地域活動	3	16.7
10. 教養・文化・福祉	4	22.2
11. スクーリング・資格取得のための研修	3	16.7
12. 裁判や警察関係	4	22.2
13. 都道府県知事が必要と認めるもの	5	27.8
14. その他	9	50.0

1. 本人の結婚式派遣可 3県
2. 家族の結婚式派遣可 3県
3. 家族の葬儀派遣可 3県

■その他の派遣範囲

社会生活上必要不可欠な用務等で、市町村、保健福祉環境事務所等の公的機関及び医療機関に赴く場合

聴覚障害者団体が主催共催する広域的な行事、障害福祉課長が必要と認める場合

県障害福祉課・障害サービス課主催事業

派遣内容により個別判断

市町村をまたがる広域的行事等

団体派遣

聴覚障害者情報提供施設長が特に認めたもの

県・県教委・国等が主催する行事・催事、その他県、国規模の公益的な催事、その他センター長が必要と認めるもの

不特定多数を対象とする催事など行政や企業等が開催する広域的な対応が必要なものを県の範囲とし、市町村と役割を分担している。

表 1-1-71 派遣の時間帯や時間数の制限等

	n18	%
a. 制限はない	14	77.8
b. 日中（例 9 時-17 時）のみ	0	0.0
c. 土曜日・日曜日の夜間は派遣しない	0	0.0
d. 一日 6 時間まで	1	5.6
e. 一ヶ月の時間数上限あり	0	0.0
f. 年間の時間数の上限あり	0	0.0
g. その他	1	5.6

表 1-1-72 県外への手話通訳者派遣を認めているか

	n18	%
1. 認めている	7	38.9
2. 条件付きで認めている	1	5.6
3. 認めていない	5	27.8
無回答	5	27.8

■条件

県域の聴覚障害者団体の会議・行事
予算範囲内で過去に認めた事例がある

表 1-1-73 県外派遣の場合の手話通訳派遣費用

	n18	%
a. 全額県（または政令市）が負担	8	44.4
c. その他	1	5.6
無回答	9	50.0

表 1-1-74 派遣単価の差額費用の負担

	n18	%
a. 差額分は県が支払う	5	27.8
c. その他	3	16.7
無回答	10	55.6

■その他の回答

こちらの単価でお願いする。できない時は派遣しないこともある。
市町村対応

表 1-1-75 県外派遣をだれが調整するか

	n18	%
a. 県の福祉部の職員	1	5.6
b. 県の派遣事業の委託先の職員	7	38.9
c. その他	1	5.6
無回答	9	50.0

■その他の回答

市町村が用務先の派遣事務所に依頼する。

表 1-1-76 県外在住者からの派遣依頼を認めるか

	n18	%
1. 認めている	4	22.2
2. 条件付きで認めている	4	22.2
3. 認めていない	6	33.3
無回答	4	22.2

■認める場合の条件

通訳料はその聴障者在住の行政から支払われる場合のみ

要領に該当する場合

通訳場所が県内の場合

土日祝日の急病など、過去に認めた事例がある。

※土日の市町村派遣を認めていない市町村だった。

表 1-1-77 県外在住者の場合の手話通訳派遣費用

	n18	%
a. 全額県（または政令市）が負担	3	16.7
c. その他	5	27.8
無回答	10	55.6

■その他の回答

通訳料はその聴障者在住の行政から支払われる場合のみ

全額相手県が負担

依頼元の県が負担

表 1-1-78 県外在住者への派遣の差額費用の負担

	n18	%
a. 差額分は県（または政令市）が支払う	2	11.1
c. その他	3	16.7
無回答	13	72.2

■その他の回答

差額分は相手県が支払う

相手県が負担

市町村対応

表 1-1-79 県外在住者への派遣の調整実務は誰が行うか

	n18	%
a. 県の福祉部の職員	1	5.6
b. 県の派遣事業の委託先の職員	4	22.2
c. その他	2	11.1
無回答	11	61.1

■その他の回答

依頼先の派遣事務所

本市委託先

表 1-1-80 県外在住者への派遣の調整実務を都道府県が行うか

	n18	%
1. 調整している	6	33.3
2. 条件付きで調整している	2	11.1
3. 調整しない	5	27.8
無回答	5	27.8

条件付

契約のある市町村のみ

当該市町村が実施

表 1-1-81 派遣費用はどのようにしているか

	n18	%
1. 都道府県の事業費として派遣している	3	16.7
2. 市区町村の事業費として派遣している	3	16.7
3. その他	2	11.1
無回答	10	55.6

■その他の回答

差額は県が負担する

事例により個別調整

相互利用に基づき、該当市町村が支払う。

表 1-1-82 手話通訳派遣で利用者から利用料を徴収しているか

	n18	%
1. 徴収している	1	5.6
2. 徴収していない	15	83.3
無回答	2	11.1

表 1-1-83 利用料に含まれるもの

	n18	%
1. 手話通訳者への謝礼金	1	5.6
2. 派遣調整（コーディネート）の業務料	0	0.0
3. 手話通訳者の現場への交通費	1	5.6
4. 手話通訳者の施設への入場料	0	0.0
5. その他	0	0.0

表 1-1-84 手話通訳者派遣事業未実施の市町村に代わって都道府県が派遣事業を行うか

	n35	%
1. 県が代わって実施している	2	5.7
2. 未実施の市区町村がない	15	42.9
3. 未実施市区町村に対し県は代わりに事業はしない	14	40.0
無回答	3	8.6

表 1-1-85 未実施市区町村に対し県は代わりに事業はしない理由

未実施の市区町村には、対象者がいないため
当事業は市町村事業であるという認識のもとで、未実施市区町村（1町）では、事業実施に至っていないが、派遣については町内のボランティアグループによる支援は実施している。
未実施の所は、手話通訳を必要とする聴障者のいない山の中の町であるため

独自で人材の確保ができない市町村については、情報提供施設と委託契約を結び、県の養成した手話通訳者を派遣できるよう支援の仕組みを作っているため
市町村が団体に事業委託しているため
障害者自立支援法の施行により市町村事業となったため
市町村実施事業として位置付けられており、市町村へ実施体制を整備し、実施について検討するよう説明等を行っているため。
他の支援事業を優先させているため
対象者が存在する市町村ではすべて実施している。
障害者自立支援法により市町村事業として位置づけられているため。
必要に応じて市町村が県立聴覚障害者情報センターと委託契約を行う。
市町村事業として実施を市町村にお願いしており、実施体制が未整備のところ、残り1つとなっているため。
本事業としては未実施だが、対応できている、との説明による。
市町村実施事業として位置付けられており、市町村へ実施体制を整備し、実施について検討するよう説明等を行っているため。

表 1-1-86 手話通訳派遣事業を実施していない理由

障害者自立支援法で市町村事業とされたため
他の事業を優先しているため
手話通訳派遣事業が他事業と比べ割高なため
利用者が少ないため
利用要望が少ないため
設備・人材不足
県内の全市町村が県聴覚障害者協会と手話通訳者の派遣に係る契約を結び、県に登録した手話通訳者を派遣できる体制を整えているため

表 1-1-87 現在抱えている問題・課題

財源の確保
他の都道府県派遣のための国のガイドラインの策定
広域派遣事業を行うための専任職員の雇用
市区町村間の派遣を行うための都道府県のガイドラインの策定
手話通訳派遣事業要綱の見直し
市区町村との連絡調整のための会議

表 1-1-88 財源の確保の内訳

	n35	%
事業費	9	25.7
管理費	6	17.1
その他費用	6	17.1

表 1-1-89 その他 自由記述

市町村で派遣費用ばらつきあり	2
県と市町村の役割不明	2
市町村の要項の統一が必要	1
事業実施予定なし	1
省令を見ていない	1
今後検討する	1
市町村から調整要望なし	1
市町村間で連絡調整している	1
国が「専門性の高い」基準を示すこと	1

【要約筆記者派遣事業の現況】

表 1-1-90 以前は要約筆記者派遣事業を実施していたか

	n35	%
1. 実施していた	8	22.9
2. 実施したことはない	8	22.9
無回答	19	54.3

表 1-1-91 実施しないまたは中止した理由

	回答数	n35	%
市町村事業として位置付けられているため	9		25.7

表 1-1-92 要約筆記者派遣事業を直轄して運営しているか

	n20	%
直轄して運営	1	5.0
外部団体に委託	19	95.0
無回答	0	0.0

表 1-1-93 要約筆記者派遣事業の委託先 %

	n20	%
聴覚障害者情報提供センター	9	45.0
難聴者・中途失聴者協会	3	15.0
聴覚障害者協会	2	10.0
その他	4	20.0
無回答	2	5.7

表 1-1-94 要約筆記者派遣事業年間の委託料 円

n9	n9
2732000	最高
2572460	2732000
2427000	最低
2227000	187000
959000	平均
830000	1735827
600000	
564000	
187000	

表 1-1-95 要約筆記者派遣調整実務の担当

	n20	%
担当している	16	80.0
無回答	4	20.0

表 1-1-96 コーディネート担当者の持つ資格

	n20	%
1. 手話通訳の有資格者	4	20.0
2. 要約筆記の有資格者	10	50.0
3. 手話または要約筆記が多少できる者	2	10.0
4. 手話や要約筆記ができない者・学習していない者	1	5.0
無回答	3	15.0

■その他の団体

ボランティアサークル

手話の会連合会

聴覚障害者福祉協会

県身連

表 1-1-97 運営委員会の設置

	n20	%
設置している	6	30.0
設置していない	14	70.0
無回答	0	0.0

表 1-1-98 運営委員会委員の構成団体

	n20	%
難聴者・中途失聴者協会	1	5.0
その他	4	20.0
聴覚障害者情報提供センター	0	0.0
聴覚障害者協会	3	15.0
全国手話通訳障害者問題研究会支部	6	30.0
行政職員	3	15.0
手話サークル	1	5.0
手話通訳者派遣センター	0	0.0
障害者団体	5	25.0

■その他の団体

要約筆記サークル、県行政職員 県要約筆記登録者会

市町のコーディネーター

県職員・要筆サークル

県職員

全要研、要サ連、障害者社会参加推進センター

表 1-1-99 要約筆記者等の派遣の範囲

	n20	%
公共団体会合・行事	5	25.0
障害者団体の行事	4	20.0
研修	4	20.0
病気・健康	3	15.0
聴覚障害者の会議	3	15.0
聴覚障害者の行事	3	15.0
障害者団体の会議	3	15.0
会議	3	15.0
大会・会議等	2	10.0
職業・資格	2	10.0
教育・保育	2	10.0
団体活動	1	5.0

表 1-1-99 都道府県登録要約筆記者の登録形態

	n20	%
都道府県に登録する	13	65.0
無回答	7	35.0

表 1-1-100 要約筆記者等の条件

	n20	%
都道府県要約筆記奉仕員養成講座修了者	5	25.0
都道府県要約筆記者試験合格者	3	15.0
市町村要約筆記奉仕員養成講座修了者	1	5.0
都道府県要約筆記者養成講座修了者	12	60.0
市町村要約筆記者養成講座修了者	5	25.0
その他	1	5.0

表 1-1-101 要約筆記奉仕員の謝礼金
(一時間あたり 円)

	回答 13 カ所
最 高	3000
最 低	500
平 均	1153

表 1-1-102 要約筆記者の謝礼金
(一時間あたり 円)

	回答 10 カ所
最 高	3000
最 低	800
平 均	1178

表 1-1-103 派遣時間数のカウント基準

	n20	%
現場に着いてから去るまでの時間	2	10.0
家から会場までの移動時間を含める	10	50.0
通訳にかかった時間のみ	3	15.0
報告書作成時間を含める	0	0.0
報告会・反省会などの要約筆記業務を含める	0	0.0
その他	4	20.0

■その他の記述

待ち合わせの時間から通訳業務を終了するまで

集合時刻から終了時刻まで

打ち合わせ時間も含める

打ちあわせから終了まで

表 1-1-104 要約筆記者等への謝礼に交通費を含むか

	n20	%
含まれていない（交通費を別に支払う）	19	95.0
含まれている	1	5.0
無回答	0	0.0

表 1-1-105 交通費が含まれていない場合の金額（都道府県数）

	n20	%
実費	15	75.0
その他の支給方法	3	15.0
無回答	2	10.0

表 1-1-106 要約筆記利用に制限回数を設けているか

	n20	%
設けている	4	20.0
設けていない	16	80.0
無回答	0	0.0

表 1-1-107 要約筆記者等派遣の範囲

	n20	%
聴覚障害者団体の会議	11	55.0
公的機関での手続き	4	20.0
就職面接	4	20.0
医療関係	3	15.0
学校での相談・行事	3	15.0
裁判・調停・警察	3	15.0
都道府県知事が認めるもの	3	15.0
職場の朝礼・会議等	2	10.0
冠婚葬祭	2	10.0
家族・親族の集まり	2	10.0
自治会等地域活動	2	10.0
教養・文化	2	10.0
スクーリング・資格取得講座	2	10.0
趣味サークル	2	10.0
その他	12	60.0

表 1-1-108 その他 要約筆記者等派遣範囲

公的会合	5
聴覚障害者団体の広域的な行事	2
広域的な行事	1
情提施設長が認めたもの	1
障害福祉課長が認めたもの	1
聴覚障害者団体の会議	1
企業が開催する広域的なもの	1
地元市町の判断による	1
内容により個別調整	1

表 1-1-109 県外での派遣を認めているか

	n20	%
認めている	7	35.0
条件付きで認めている	1	5.0
認めていない	8	40.0
無回答	4	20.0

表 1-1-110 県外派遣を認める場合の費用負担

	n20	%
全額県が負担	6	30.0
その他	1	5.0
無回答	13	65.0

表 1-1-111 県外派遣の時の差額費用の負担（都道府県数）

	n20	%
差額は県が支払う	4	20.0
その他	1	5.0
無回答	15	75.0

表 1-1-117 県外派遣の時の調整実務は誰が行うか

	n20	%
県の派遣事業の委託先の職員	5	25.0
c. その他	1	5.0
無回答	14	70.0

表 1-1-118 県外からの派遣依頼を認めるか

	n20	%
認めている	4	20.0
条件付きで認めている	1	5.0
認めていない	11	55.0
無回答	4	20.0

表 1-1-119 県内他市町村での派遣依頼（広域派遣依頼）を都道府県として調整するか

	n20	%
調整している	6	30.0
条件付きで調整している	1	5.0
調整しない	9	45.0
無回答	4	20.0

表 1-1-120 調整する場合の費用はどのようにしているか

	n7	%
都道府県の事業費として派遣している	2	28.6
市区町村の事業費として派遣している	4	57.1
その他	2	28.6

■その他の記述

差額は県が負担する

表 1-1-121 要約筆記の利用料を徴収しているか

	n20	%
徴収している	4	20.0
徴収していない	13	65.0
無回答	3	15.0

表 1-1-122 利用料に含まれるのはなにか

要約筆記者への謝礼金	1
派遣調整の業務量	0
要交通費約筆記者の	0
要約筆記者の入場料	0
その他	2

消耗品、PC 使用料

機材の往復の送付費及び消耗品

表 1-1-123 都道府県が実施のない市町村の派遣事業を行っているか

	n35	%
県が代わって実施している	6	17.1
未実施の市区町村がない	6	17.1
未実施の市区町村があるが、県は代わりに事業を行わない	9	25.7
無回答	14	40.0

表 1-1-124 市町村に代わって実施していない理由

	n35	%
他の支援事業を優先	5	14.3
利用者が少ない	0	0.0
利用要望が少ない	0	0.0
設備人材が少ない	0	0.0
要約筆記事業が割高	1	2.9
障害者自立支援法で市町村事業となっている	15	42.9
その他	2	5.7
無回答	12	34.3

表 1-1-125 要約筆記者派遣事業の現在抱えている問題・課題

	n35	%
財源確保	18	51.4
市区町村との連絡調整会議	5	14.3
都道府県のガイドライン	5	14.3
国のガイドライン	8	22.9
都道府県配置の専任職員の雇用	0	0.0
委託団体での専任職員の雇用	6	17.1
要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行	7	20.0
要約筆記者等派遣事業要綱の見直し	4	11.4
その他	12	34.3

表 1-1-126 財源の確保の内容

	回答数	n35	%
事業費確保	10		28.6
管理日確保	7		20.0
その他	5		14.3

表 1-1-127 要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行について

	n35	%
検討中	3	8.6
今後検討	4	11.4
無回答	28	80.0

表 1-1-128 その他 要約筆記者派遣事業についての課題

県として派遣事業を行う予定はありません。
派遣単価の設定方法
具体的な業務内容や市町村との役割分担がわからないため、予算要求に苦慮している
市町間をまたがる広域派遣の調整を行う際に関係市町の費用負担のルールが統一されていないこと。
具体的な県と市町村の役割分担が不明

派遣実施市町村が少ない。市長村が相互派遣を行うためには、統一した要綱で実施するようになる必要がある。市町村が相互派遣を行うためには、統一した要綱で実施する必要がある。
省令を見ていないので回答できない
市町村、関係団体との連絡協議会において検討していく。
手話と同じ
市町村毎に派遣費用が異なる
市町村からの委託依頼がほとんどないことから、市町村への周知ならびに障害者への周知が課題である。
奉仕員から者への登録がこれからの話であるため、直ちに者の派遣ができる体制が整備できない。
現在派遣に係る連絡調整は市町村が実施している。当該事業内容の詳細が示されていないので、現在実施している事業にどのような影響があるか不明。

【手話通訳者設置事業の現況】

表 1-1-129 手話通訳者設置事業を実施しているか

	n35	%
実施している	26	74.3
実施していない	9	25.7
無回答	0	0.0

表 1-1-130 設置している手話通訳者数

最 高	15
最 低	1
平 均	3.7
回 答	23
無 回 答	13

表 1-1-131 手話通訳者を設置している機関・施設

	n26	%
役所福祉局	14	53.8
聴覚障害者情報提供施設	0	0.0
聴覚障害者協会	0	0.0
役所受付	5	19.2
社会福祉協議会	9	34.6
その他	6	23.1

■その他

地域事務所、身体障害者更生相談所

県合同庁舎福祉担当部局

県健康福祉部障害福祉課

各振興局健康福祉部

県社会福祉事業団

NPO

表 1-1-132 設置手話通訳者の身分の定め 重複回答

	n26	%
正 職 員	4	15.4
嘱託・契約	15	57.7
パ ー ト	3	11.5
そ の 他	6	23.1

表 1-1-133 正職員数

	県の数
1 人	1
3 人	3

表 1-1-134 嘱託・契約職員数

	県の数
1 人	9
6 人	1
8 人	1
9 人	1
13 人	1
14 人	1

表 1-1-134 パート職員等の配置日数

	県の数
4 日	1
5 日	1
2.5 日	1

表 1-1-136 手話通訳者設置事業の決算額 円
回答数 13 県

最 高	51817538
最 低	824000
平 均	10810327

表 1-1-137 設置手話通訳者は勤務職場以外に派遣できるか

	n26	%
1. 認めている	19	73.1
2. 条件付きで認めている	6	23.1
無回答	1	3.8

■条件つきで認める場合の条件

県政と密接に関連する場合

県が主催する行事

県庁舎及び県庁舎から徒歩圏内の県機関

県の事業に限る

県主催事業であること

県事業に関する通訳のみ

表 1-1-135 パート職員等の数

	県の数
1 名	2
4 名	1

■その他の身分についての記述

補助先の非常勤職員

業務委託（県が身分を定めるものではない）

施設職員兼務、1 名。

非常勤職員

委託先の臨時補助員

当事業所の委託先である県聴覚障害者協会の職員

表 1-1-138 手話通訳者設置事業を実施していない理由（都道府県数）

	n9	%
他の支援事業を優先	2	22.2
利用者が少ない	0	0.0
利用要望が少ない	0	0.0
設備人材が少ない	0	0.0
設置事業が割高	0	0.0
その他	4	44.4

■その他の記述

事業として実施していないが、聴覚障害者情報提供施設職員は全員手話での対応が可能。

聴覚障害者情報提供施設職員として手話通訳者がいるため

全ての市町村で手話通訳派遣事業が実施されているため

県立聴覚障害者情報センターには3名の手話通訳者がいる。事業として実施はしていないが現状として指定管理として支払う金額の中に3名の賃金が含まれている。

表 1-1-139 手話通訳者設置事業について現在抱えている問題・課題

市町村における手話通訳者設置事業において、非常勤採用が多く、継続的な採用につながるよう特別支援事業の継続などの国のサポートが望まれる。
後継者の育成、正職員化
新法では広域的な対応を都道府県が任うこととなり、設置手話通訳者がその中心的な役割を果たすことになると思うが、財政的に厳しい状況であり事業費の増は困難である。
活動が低調
身体保障（特に災害時）
交代人員がいないため、不在になることがある。
予算的な措置
喫緊の課題ではないが、相談員交代時の円滑な引継ぎが課題である
財源の確保
財政の確保
手話通訳者の処遇改善
予算の確保（通勤手当、時間外勤務手当、その他執務に必要な備品等の経費に係る予算が確保できていない。）
設置自治体間の連携が十分でないこと
人材不足、予算不足による未設置の自治体が多いこと

表 1-1-140 手話通訳者設置事業において今後検討しなければならない問題・課題

都道府県の派遣調整（コーディネート）については、現在、市区町村担当者による連絡調整をはじめとして、県内にある聴覚障害者協会が運営している聴覚障害者情報提供施設におけるコーディネートにより対応しています。
今後、国による新法に基づく実施要綱の制定や意思疎通支援に関する標準モデルの提示に基づき、考え方の整理が必要と考えています。
都道府県の派遣調整については、聴覚障害者情報センターで対応するため、特になし。
現在の派遣事業は、県の窓口対応や県の行事等のみ活用しており、派遣調整の役割はない
静岡県では、既に4健康福祉センターで派遣調整を行い重要な役割を果たしている。ただし、4地区間で調整件数のばらつきはある。
省令を見ていないので回答できない
今後、国から示される詳細について確認しながら検討。
財源の確保・コーディネートを行うためのルール作り
設置通訳者がコーディネーターも兼ねているため、コーディネーター料の財源確保が課題。
財源の確保及び市町村間の相互派遣を行う場合の調整等。
財政の確保。
検討中
既に、コミュニケーション支援に関するガイドラインを作成し、県と市町村の役割を示しているが、充分浸透していない部分があり、新法の施行も踏まえ、一般職員まで周知する必要がある。
手話通訳者の処遇（身分保障等）の改善。
本県の場合、設置通訳者とは別に派遣コーディネーターを置き、市町村の枠を超えて県登録通訳者を派遣する仕組みで市町村事業として実施しているため、設置通訳者の役割は通訳者同士の相談等のあるものと考えている。
財源の確保・地域の実情に応じた柔軟な運用

1-2 政令指定都市調査・アンケート調査（回答 15 政令指定都市、回収率 75.0%）

表 1-2-1 聴覚障害者の人口比

	問 2 人口	聴覚言語障害の人口	聴覚障害者の人口比
a	1921639	6525	0.34
b	1541596	7533	0.49
c	1483052	4435	0.30
d	1471357	7383	0.50
e	1432374	3320	0.23
f	1241010	2897	0.23
g	1177934	3669	0.31
h	1024113	2716	0.27
i	850737	3209	0.38
j	816913	2273	0.28
k	801411	3157	0.39
l	736625	2834	0.38
m	723176	1550	0.21
n	718695	1457	0.20
o	712190	2250	0.32
平 均	1110188.1	3680.5	0.33

表 1-2-2 聴覚障害者情報提供施設の有無

	n15	%
あ り	8	53.3
な し	7	46.7

【地域生活支援事業の現況】

表 1-2-3 地域生活支援事業の実施事業

	n15	%
手話通訳者等の養成事業	12	80.0
要約筆記者等の養成事業	6	40.0
要約筆事業記奉仕員養成	10	66.7
手話通訳指導者の養成事業	0	0
要約筆記指導者の養成事業	0	0
手話通訳者派遣事業	13	86.7
要約筆記者派遣事業	13	86.7
手話通訳者派遣の市区町村の派遣調整	3	20.0
要約筆記者派遣の市区町村の派遣調整	2	13.3
手話通訳・要約筆記の都道府県間の連携調整	0	0
その他	3	20.0

表 1-2-4 地域生活支援事業の実施事業費・23 年度 (円)

手話通訳者養成事業	要約筆記者等養成事業	手話通訳者派遣事業
最高額	最高額	最高額
10042000	2358000	22900000
最低額	最低額	最低額
50000	210000	1761369
平均	平均	平均
4941332.8	1208251.7	14767255
回答 n9	回答 9	回答 n10
要約筆記者派遣事業	都道府県間連絡調整	
最高額	最高額	
6350000	2600	
最低額	最低額	
390000	0	
平均	平均	
3348270.2	2600	
回答 n11	回答 n1	

【手話通訳者養成事業の現況】

表 1-2-5 手話通訳者養成を行う部署・団体

	n15	%
1. 役所福祉局（部）	6	40.0
2. 社会福祉協議会	0	0.0
3. 聴覚障害者情報提供センター	1	6.7
4. 手話通訳派遣センター	0	0
5. 聴覚障害者協会 [*]	3	20.0
6. 全国手話通訳問題研究会支部	0	0
7. その他	5	3.3

■その他 ろう団体 2 情提施設 1 事業団等 3

表 1-2-6 運営方式

	n15	%
1. 実施団体のみで運営	8	53.3

表 1-2-7 手話通訳者等養成事業で実施しているコース

	n15	%
1. 手話通訳士養成講座	0	0.0
2. 手話通訳者養成講座	6	40.0
3. 手話奉仕員養成講座	13	86.7
4. 手話通訳士現任研修	0	0.0
5. 手話通訳者現任研修	2	13.3
6. 手話奉仕員現任研修	2	13.3
7. 手話通訳者登録試験の実施及び登録	4	26.7
8. その他	0	0.0

表 1-2-8 平成 23 年度の手話通訳者養成事業による講座を受講したものの数

	定員	平均人数	受講者	平均人数
問 10-11 手話通訳士養成講座		0		0
問 10-12 手話通訳者養成講座		47.5		30.8
問 10-13 手話奉仕員養成講座		203.8		141.4
問 10-14 手話通訳士現任研修		—		0.0
問 10-15 手話通訳者現任研修		—		112.5
問 10-16 手話奉仕員現任研修		—		155.0
問 10-17 受験者数		—		43.8
問 10-17 合格・登録者数		—		28.6

表 1-2-9 手話通訳者・手話奉仕員の登録数

登録手話通訳者の数	平均	人	n10
最 高			151
最 低			36
平 均			57.3

登録手話奉仕員の数 平均 人 n11

最 高	210
最 低	0
平 均	122.5

表 1-2-10 手話通訳者等養成事業に関する今後の問題・課題（複数回答）

1. 財源の確保	2
2. 事業委託先の確保	1
3. 講師の養成・確保	1
4. 受講者の確保	0
5. 手話通訳者養成事業の周知・啓発	0
6. 運営体制の整備・確立	2
7. 市区町村で行う手話通訳者養成事業との連携	1
8. その他	0

表 1-2-11 手話通訳者養成課程について市区町村と都道府県・政令指定都市の役割分担

1. 入門課程以降は都道府県	0
2. 入門課程、基礎課程を実施、それ以降は都道府県	1
3. 入門課程、基礎課程、基本課程を実施 それ以降は都道府県	0
4. 政令市では、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	0
5. 中核市では、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	0
6. 障害者福祉圏域ごとに、入門課程、基礎課程、基本課程、応用過程を実施する。	1
7. 市区町村との連携は必要であるが、まだ検討していない。	2

【要約筆記者養成事業の現況】

表 1-2-12 要約筆記者等養成事業で都道府県が実施しているコース

	n15	%
1. 要約筆記者養成講座	8	53.3
2. 要約筆記奉仕員基礎課程	7	46.7
3. 要約筆記奉仕員応用課程	9	60.0
4. 要約筆記奉仕員現任研修	5	33.3
5. 要約筆記者現任研修	1	6.7
6. その他	1	6.7

表 1-2-13 要約筆記者養成講座時間

回答数 5		時間
最	高	52
最	低	52
平	均	52.0

表 1-2-14 新カリキュラムでの養成実施年度

	n15	%
実 施	3	20.0
未 定	4	26.7
無 回 答	8	53.3

表 1-2-15 要約筆記奉仕員基礎課程の実施時間

回答数 7		時間
最	高	33
最	低	32
平	均	32
回	答	7
無	回 答	8

表 1-2-16 要約筆記奉仕員応用課程の実施時間

回答数 6		時間
最	高	26
最	低	20
平	均	20.4

表 1-2-17 要約筆記奉仕員の移行研修の実施または実施予定

	n15	%
実 施	4	26.7
未 定	5	33.3
無 回 答	6	40.0

表 1-2-18 移行研修を実施または予定する場合の要約筆記者登録の方法

	回答数
登録試験を受験し合格者を要約筆記者として登録する。	1
受講者を要約筆記者として登録する。	2

表 1-2-19 要約筆記者等養成事業を実施している団体

	n15
1. 役所福祉局（部）	1
2. 社会福祉協議会	0
3. 聴覚障害者情報提供センター	0
4. 手話通訳派遣センター	0
5. 聴覚障害者協会	1
6. 難聴者・中途失聴者協会	1
7. 全国要約筆記問題研究会支部	0
8. 全国手話通訳問題研究会支部	0
9. その他	9

■その他 事業団 2 身障協 3 要筆サークル 2 情提施設 1 難協 1

表 1-2-20 要約筆記者等養成事業の運営方式

	n15	%
1. 実施団体のみで運営	7	46.7
2. 実行委員会形式で運営	3	20.0
3. 講師は別の団体に依頼している	2	13.3

表 1-2-21 平成 23 年度の要約筆記者または要約筆記奉仕員養成事業) による講座の受講者数等

	定員平均人数	受講者平均人数
要約筆記奉仕員基礎課程	20.0	35.3
要約筆記奉仕員応用課程	35.3	13.1
要約筆記者養成講座	90.0	90.0
要約筆記奉仕員現任研修	—	25.0
要約筆記者現任研修参	—	0

表 1-2-22 要約筆記者・要約筆記奉仕員の登録者数

	平均人数
要約筆記者 現在の登録者全数	29.8
要約筆記奉仕員 現在の登録者全数	54.9

表 1-2-23 要約筆記者等養成事業を実施していない場合、その理由

	回答数
1. 他の支援事業を優先しているため	1
2. 利用者が少ないため	0
3. 受講者が少ないため	0
4. 講師が少ない（または確保できない）ため	0
5. 事業にかかる経費が他の事業と比べても割高	0
6. 要約筆記者・要約筆記奉仕員が十分な数	0
7. 障害者自立支援法では必須事業でないから	1
8. 要約筆記者養成カリキュラムがなかったため	0
9. その他	0

表 1-2-24 要約筆記者養成事業の今後の対応方針

	回答数
充実させる	0
実施を検討する	4
実施は検討しない	0
回答	4
無回答	11

表 1-2-25 要約筆記者等養成事業に関する今後の問題・課題

	n15	%
1. 財源の確保	5	33.3
2. 事業委託先の確保	1	6.7
3. 講師の養成・確保	4	26.7
4. 受講者の確保	3	20.0
5. 要約筆記者養成事業の周知・啓発	2	13.3
6. 運営体制の整備・確立	4	26.7
7. その他	1	6.7

表 1-2-26 要約筆記者養成事業に関わって、どのような取り組みが望まれるか

	n15	%
1. 市区町村では、基礎的な要約筆記についての啓発講座を実施。	1	6.7
2. 要約筆記者養成は都道府県が行うので、市区町村では何もしない。	0	0

3. 市区町村で要約筆記者養成カリキュラムの全課程を実施できる条件があれば行う。	6	40.0
4. 政令指定都市、中核市で要約筆記者養成カリキュラムの全課程を実施。	1	6.7
5. その他	3	20.0

【手話通訳指導者養成事業の現況】

手話通訳指導者養成事業の実施団体、手話通訳指導者養成事業の運営方式、23年度手話通訳指導者養成事業決算額、23年度手話通訳指導者養成講座 受講者・修了者の質問項目について、回答は無し。

表 1-2-27 手話通訳指導者養成事業を実施していない理由

財源不足
都道府県事業を実施していないため。
補助事業となっていないため

■課題

財源の確保…… 2市回答あり

【要約筆記指導者養成事業の現況】

表 1-2-28 要約筆記指導者養成事業を実施している団体

	n15	%
その他	1	6.7

表 1-2-29 要約筆記指導者養成事業の運営方式

	n15	%
要約筆記サークル	1	6.7

表 1-2-30 23年度要約筆記指導者養成事業の決算額

	円
一市のみ回答	1,161,000

表 1-2-31 23年度要約筆記指導者養成講座受講者

	人
一市のみ回答	13

表 1-2-32 23年度要約筆記指導者養成講座修了者

	人
一市のみ回答	13

表 1-2-33 23年度要約筆記指導者養成事業を実施しない理由

	n15	%
他の支援事業を優先	2	13.3
その他	2	13.3

■その他の記述

財源不足

補助事業になっていないため

表 1-2-34 要約筆記指導者養成事業の課題・問題

	n15	%
財源の確保	2	13.3
事業委託先の確保	1	6.7
講師の養成・確保	0	0.0
受講者の確保	1	6.7
要約筆記指導者養成事業の周知	0	0.0
運営体制の整備・確立	1	6.7
その他	1	6.7

【手話通訳者派遣事業の現況】

手話通訳者派遣事業について、以前は実施していたか、実施中止の年度、実施中止の質問については、回答なし。以前より実施され、継続されているためと思われる。

表 1-2-35 手話通訳者派遣事業を直轄して運営しているか

	n15	%
1. 直轄して運営	6	40.0
2. 外部団体に委託	7	46.7
無回答	2	13.3

表 1-2-36 手話通訳者派遣事業の委託先

	n15	%
2. 聴覚障害者情報提供施設	2	13.3
4. 聴覚障害者協会	3	20.0
社会福祉協議会	1	6.7
身体障害者団体	1	6.7

表 1-2-37 手話通訳者派遣事業の年間委託費

回答 4市

最 高	31168000
最 低	13098000
平 均	22388667

表 1-2-38 団体委託・直轄の場合の手話通訳者派遣事業の派遣調整の実務をやっているか

	n15	%
担当している	8	53.3
無回答	7	46.7

表 1-2-39 手話通訳者派遣事業の運営委員会設置

	n15	%
1. 設置している	4	26.7
2. 設置していない	9	60.0
無回答	2	13.3

表 1-2-40 どの団体から運営委員会に委員が参加しているか

	n15	%
市行政職員	4	26.7
聴覚障害者情報提供施設	2	13.3
手話通訳派遣センター	2	13.3
聴覚障害者協会	2	13.3
難聴者協会	0	0.0
全国手話通訳問題研究会	1	6.7
手話サークル	1	6.7
他の障害者団体	1	6.7
その他	3	20.0

その他
市登録手話通訳団
通訳者の会
ろうあ協会

表 1-2-41 平成 23 年度手話通訳派遣依頼件数

回答数 9 市	件
最 高	6090
最 低	894
平 均	3209.6

表 1-2-42 平成 23 年度手話通訳派遣件数

回答数 9 市	件
最 高	4444
最 低	775
平 均	2637.9

表 1-2-43 平成 23 年度手話通訳派遣人数

回答数 10 市	人
最 高	5586
最 低	717
平 均	2572.9

表 1-2-44 依頼内容

「生命・健康・医療保険」「市が特に求めるもの」「社会生活」「教育・保育」「文化と教養」
医療機関、学校、公的機関
医療機関、教育機関、文化・教養、職業
健康、日常生活、教育・保育、介護保険、家族
医療、社会活動、職業、保育・教育、福祉制度
医療、生活、教育、職業、その他
※本市では、依頼者数と派遣時間数を把握しています。①生命及び健康に関すること ②文化・教養・スポーツに関すること ③教育・保育に関すること ④その他 ⑤権利に関すること
①医療 ②会議 ③生活相談 ④教育 ⑤職業
病院
病院、学校、行政、団体

生命	健康	医療	社会生活
教育・保育	文化・教養	公的機関	職業
日常生活	介護保険	家族	社会活動
福祉制度	会議	生活相談	団体

表 1-2-45 どんな資格の手話通訳者を派遣するか

	n15	%
1. 手話通訳者のみ	8	53.3
2. 手話通訳者や手話奉仕員	4	26.7
4. その他	1	6.7
無回答	2	13.3

表 1-2-46 都道府県の行う派遣では都道府県の登録手話通訳者を派遣する

	n15	%
都道府県に登録する	2	13.3
無回答	13	86.7

表 1-2-47 派遣する手話通訳者の条件

	n15	%
1. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの	7	46.7
2. 都道府県（または政令市）が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	6	40.0
3. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	0	0.0
4. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの	7	46.7
5. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	0	0.0
6. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格したもの	4	26.7
7. その他	2	13.3
8. 都道府県（または政令市）が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	2	13.3
9. 市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	1	6.7
10. その他	2	13.3

■その他の記述

都道府県が行う手話通訳者統一試験に合格し、都道府県の手話通訳者に登録している者

市ろうあ協会からの推薦

手話奉仕員養成講座を修了し、聴覚言語障害者情報提供施設の長が認定した者

市が実施（市ろうあ協会へ委託）する登録試験に合格

表 1-2-47 手話奉仕員の謝礼／1時間あたり

回答数5市	円
最 高	2500
最 低	1000
平 均	1735

表 1-2-48 手話通訳者の謝礼／1時間あたり

回答数6市	円
最 高	4000
最 低	1000
平 均	1943.6

表 1-2-49 手話通訳士の謝礼／1時間あたり

回答数7市	円
	4000
最 低	1000
平 均	1963

表 1-2-50 手話通訳者等への謝礼を算出するにあたって時間数をカウントする基準

	n15	%
1. 通訳にかかった時間数のみ	6	40.0
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ	1	6.7
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	4	26.7
4. 報告書作成にかかる時間数も含める	0	0.0
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	0	0.0
6. その他	2	13.3

■その他の記述

待ち合わせ時間から通訳終了後又は、内容確認後別れるまで

待ち合わせの時間から通訳終了まで

表 1-2-51 手話通訳者等への謝礼に交通費は含まれるか

	n15	%
1. 含まれている	5	33.3
2. 含まれていない（交通費を別に支払う）	8	53.3
無回答	2	13.3

表 1-2-52 51 で「2. 含まれていない」の場合の金額

	n15	%
1. 実費	7	46.7
4. その他	1	6.7
無回答	7	46.7

■交通費に限度額がある場合の金額：1 市のみ回答 1200 円

■一律支給の場合の金額：回答なし

■その他：公共→実費分 車は 1 キロ 37 円

表 1-2-53 聴覚障害者等が手話通訳を利用するときの制限

	n15	%
1. 設けている	0	0.0
2. 設けていない	13	86.7
無回答	2	13.3

表 1-2-54 手話通訳者等の派遣の範囲

	n15	%
1. 医療関係	13	86.7
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	13	86.7
3. 学校へ相談または事業（授業含む）に参加する場合	12	80.0
4. 就職相談・就職面接	12	80.0
5. 職場での朝礼や会議等	4	26.7
6. 聴覚障害団体の会議	12	80.0
7. 冠婚葬祭	12	80.0
8. 家族会議や親戚の集まり	8	53.3
9. 自治会活動など地域活動	10	66.7
10. 教養・文化・福祉	10	66.7
11. スクーリング・資格取得のための研修	7	46.7
12. 裁判や警察関係	13	86.7
13. 都道府県知事が必要と認めるもの	9	60.0
14. その他	4	26.7
*本人の結婚式派遣可	11	73.3

■その他の派遣範囲

市コミュニケーション支援事業要綱による。

13 について。長期に及ぶもの、業務上の資格取得等を除く。

○をつけた項目以外も内容によって一部派遣

5・6・8・11 は内容による

表 1-2-55 手話通訳を利用する時の制限

	n15	%
a. 制限はない	10	66.7
b. 日中（例 9 時～17 時）のみ	0	0.0
c. 土曜日・日曜日の夜間は派遣しない	0	0.0
d. 一日 6 時間まで	0	0.0
e. 一ヶ月の時間数上限あり	0	0.0
f. 年間の時間数の上限あり	0	0.0
g. その他	3	20.0

■その他の記述

AM9：00 から PM9：00

平日、休日、祝日ともに 8 時～21 時

AM8：30～PM9：00 まで

表 1-2-56 県外への手話通訳派遣を認めているか

	n15	%
1. 認めている	5	33.3
2. 条件付きで認めている	3	20.0
3. 認めていない	5	33.3
無回答	2	13.3

■条件

要綱第 4 条第 3 項による

社会参加の促進に必要と認められる場合

広域ネットワーク派遣で対応できない場合

必要と認めたもの

県外の近隣市町村

表 1-2-57 県外派遣の場合の手話通訳派遣費用

	n15	%
a. 全額県（または政令市）が負担	8	53.3
無回答	7	46.7

表 1-2-58 派遣単価の差額があった場合の費用の負担

	n15	%
a. 差額分は市が支払う	5	33.3
b. 差額分は利用者が負担	1	6.7
c. その他	1	6.7
無回答	8	53.3

■その他：相手県との相談

表 1-2-59 県外派遣をだれが調整するか

	回答数	1 市
社会福祉協議会		1

表 1-2-60 県外在住者からの派遣依頼を認めるか

	n15	%
1. 認めている	4	26.7
2. 条件付きで認めている	2	13.3
3. 認めていない	7	46.7
無回答	2	13.3

■認める場合の条件：社会参加の促進に必要と認められる場合
：必要と認めた場合

表 1-2-61 県外在住者の場合の手話通訳派遣費用

	n15	%
a. 全額県（または政令市）が負担	1	6.7
c. その他	4	26.7
無回答	10	66.7

■その他：全額本市負担：相手県の負担
：相手県に請求：相手県との相談

表 1-2-62 県外在住者への派遣の差額費用の負担

	n15	%
a. 差額分は県（または政令市）が支払う	0	0.0
c. その他	4	26.7
無回答	11	73.3

■その他：当市の単価で請求：相手県との相談
：当県の単価で支払う

表 1-2-63 県外在住者への派遣調整実務は誰が行うか

	n15	%
a. 県の福祉部の職員	1	6.7
b. 県の派遣事業の委託先の職員	1	6.7
c. その他	2	13.3
無回答	11	73.3

■その他：依頼先の派遣事務所
：本市委託先

表 1-2-64 県外在住者への派遣の調整実務を都道府県が行うか

	n15	%
1. 調整している	3	20.0
2. 条件付きで調整している	5	33.3
3. 調整しない	6	40.0
無回答	3	20.0

■条件付の場合の条件：当該市町村が実施：依頼内容による
：県ネットワーク事業の利用申請
：通院など生命に係る事項のみ
：県へ依頼

表 1-2-65 派遣費用はどのようにしているか

	n15	%
1. 都道府県の事業費として派遣している	1	6.7
2. 市区町村の事業費として派遣している	1	6.7
4. その他	13	86.7
無回答	8	53.3

■その他：差額は県が負担する

：差額は市区町村で負担する

表 1-2-66 手話通訳派遣で利用者から利用料を徴収しているか

	n15	%
1. 徴収している	0	0.0
2. 徴収していない	13	86.7
無回答	2	13.3

表 1-2-67 手話通訳者派遣事業未実施の市町村に代わって都道府県が派遣事業を行うか

	n15
1. 県が代わって実施している	0
2. 未実施の市区町村がない	1
3. 未実施市区町村に対し県は代わりに事業はしない	1
無回答	13

表 1-2-68 手話通訳者派遣事業について現在抱えている問題・課題

	n15	%
財源の確保	3	20.0
他の都道府県派遣のための国のガイドラインの策定	3	20.0
市区町村との連絡調整のための会議	2	13.3
市区町村間の派遣を行うための都道府県のガイドラインの策定	1	6.7

表 1-2-70 財源の確保の内訳

	n15	%
事業費	2	13.3
管理費	2	13.3
その他費用	2	13.3

【要約筆記者派遣事業の現況】

要約筆記者等の派遣事業は依然実施していたかの質問については、回答なし。障害者自立支援法施行で中止したところはない。

表 1-2-71 要約筆記者派遣事業を直轄して運営しているか

	n15	%
直轄して運営	5	33.3
外部団体に委託	8	53.3
無回答	2	13.3

■外部の委託先

身体障害者福祉協会

市身体障害者団体連合会

市身体障害者福祉協会

市聴覚障害者情報文化センター

障害者団体連合会

表 1-2-72 委託料はどのように設定しているか

	n8	%
c. 年間	3	37.5
b. 派遣調整 1 件につき	1	12.5
d. その他	4	50.0
無回答	0	0.0

表 1-2-73 要約筆記者派遣事業年間の委託料

円

A 市	31168000
B 市	6350000
C 市	2707000

■その他

派遣は奉仕員による実績払い。コーディネート・奉仕員養成を一括して委託契約
 予算額（手話派遣と合算）を団体に支払う
 コーディネーターの人件費を計上
 基本額 + 毎月実績払い

表 1-2-74 要約筆記者派遣調整実務の担当

	n15	%
担当している	9	60.0
無回答	6	40.0

表 1-2-75 コーディネート担当者の持つ資格

	n15	%
手話通訳の有資格者	3	20.0
要約筆記の有資格者	2	13.3
手話または要約筆記が多少できる者	2	13.3
手話や要約筆記ができない者・学習していない者	2	13.3

表 1-2-76 運営委員会の設置（市数）

	n15	%
1. 設置している	2	13.3
2. 設置していない	10	66.7
無回答	3	20.0

表 1-2-77 運営委員会委員の構成団体

	n2
行政職員	1
難聴者・中途失聴者協会	1

表 1-2-78 平成 23 年度要約筆記依頼件数

回答数 9 市	件数
最 高	415
最 低	6
平 均	154.1

表 1-2-79 平成 23 年度要約筆記者派遣件数

回答数 10 市	件数
最 高	380
最 低	12
平 均	215.9

表 1-2-80 平成 23 年度要約筆記派遣人数

回答数 13 市	件数
最 高	903
最 低	34
平 均	438.2

表 1-2-81 平成 23 年度依頼内容（市数）

	n15	%
医療機関	11	73.3
公的機関	2	13.3
会議	5	33.3
大会	2	13.3
講演	3	20.0
教育・保育	6	40.0
介護保険	1	6.7
市が特に認めるもの	1	6.7
家族	1	6.7
生活	1	6.7
生活相談	1	6.7

表 1-2-82 派遣する要約筆記者の資格

	n15	%
要約筆記者のみ	4	26.7
要約筆記者や要約筆記奉仕員	1	6.7
要約筆記奉仕員のみ	6	40.0
無回答	4	26.7

表 1-2-83 要約筆記者等の条件

	n15	%
市町村要約筆記奉仕員養成講座修了者	6	40.0
都道府県要約筆記者試験合格者	3	20.0
市町村要約筆記者養成講座修了者	3	20.0
都道府県要約筆記者養成講座修了者	2	13.3
都道府県要約筆記奉仕員養成講座修了者	1	6.7
その他	4	26.7

■その他の記述

本市が実施する要約筆記奉仕員養成講座を修了し、登録試験に合格したもの
 要約筆記者養成講座を修了し、市長が認定した者
 前号(5)と同等の講座を修了したと認められるもの
 市内要約筆記サークルからの推薦

表 1-2-84 要約筆記奉仕員の謝礼金額
（一時間あたり）

回答数 9 市	円
最 高	1500
最 低	1000
平 均	1232.0

表 1-2-85 要約筆記者の謝礼金額
（一時間あたり）

回答数 5 市	円
最 高	2080
最 低	1500
平 均	1886.7

表 1-2-86 派遣時間数のカウント基準

	n15	%
通訳にかかった時間のみ	5	33.3
現場に着いてから去るまでの時間	3	20.0
家から会場までの移動時間を含める	3	20.0

報告会・反省会などの要約筆記業務を含める	1	6.7
報告書作成時間を含める	0	0.0
その他	3	20.0

■その他の記述

待ち合わせ時間から通訳終了後又は、内容確認後別れるまで

パソコン要約筆記の場合、1時間。OHP・OHCを利用する要約筆記の場合、30分を謝礼時間に加える。

待ち合わせ時間から終了まで

表 1-2-87 要約筆者等への謝礼に交通費を含むか

	n15	%
1. 含まれている	4	26.7
2. 含まれていない（交通費を別に支払う）	8	53.3
無回答	3	20.0

表 1-2-88 交通費が含まれていない場合の金額

	n15	%
1. 実費	6	40.0
3. その他の支給方法	1	6.7
4. 支給なし	1	6.7
無回答	7	46.7

表 1-2-89 要約筆記利用に制限回数を設けているか

	n15	%
1. 設けている	1	6.7
2. 設けていない	12	80.0
無回答	2	13.3

表 1-2-90 要約筆者等派遣の範囲

	%
医療関係	86.7
公的機関での手続き	86.7
冠婚葬祭	86.7
裁判・調停・警察	86.7
学校での相談・行事	80.0
就職面接	80.0
聴覚障害者団体の会議	73.3
自治会等地域活動	66.7
家族・親族の集まり	53.3
市長が認めるもの	53.3
教養・文化	46.7
スクーリング・資格取得講座	46.7
趣味サークル	46.7
職場の朝礼・会議等	26.7
その他	20.0

■冠婚葬祭場面への派遣

回答数 11 市

本人の結婚式	11
家族の結婚式	11
家族の葬儀	11

表 1-2-91 派遣時間帯・時間数の 制限等

	n15	%
制限ない	10	66.7
その他	2	13.3

表 1-2-92 県外での派遣を認めているか

	n15	%
認めている	4	26.7
条件付きで認めている	4	26.7
認めていない	5	33.3
無回答	2	13.3

■条件

要約第 4 条第 3 項による

必要と認めた場合

社会参加の促進に必要と認められる場合

県外の近隣都市

表 1-2-93 県外派遣を認める場合の費用負担

	n15	%
差額分は県（または政令市）が支払う	5	33.3
その他	2	13.3
無回答	8	53.3

■その他の記述：相手県と相談：当県の単価で支払う

表 1-2-94 県外派遣の調整実務は誰が行うか

	n15	%
県の福祉部の職員	3	20.0
県の派遣事業の委託先の職員	3	20.0
その他	1	6.7
無回答	8	53.3

表 1-2-95 県外派遣の時の差額費用の負担

	回答数 2 市
設置手話通訳者で対応するので費用負担はない	2

表 1-2-96 県外からの派遣依頼を認めるか

	n15	%
1. 認めている	2	13.3
2. 条件付きで認めている	2	13.3
3. 認めていない	9	60.0
無回答	2	13.3

■条件：社会参加の促進に必要と認められる場合：必要と認めた場合

表 1-2-97 県外からの派遣依頼を市として調整するか

	n15	%
1. 調整している	2	13.3
2. 条件付きで調整している	3	20.0
3. 調整しない	6	40.0
無回答	4	26.7

表 1-2-98 97 の場合の費用はどのようにしているか

	n15	%
1. 都道府県の事業費として派遣している	1	6.7
2. 市区の事業費として派遣している	3	20.0
無回答	11	73.3

表 1-2-99 要約筆記の利用料を徴収しているか

	n15	%
徴収していない	12	80.0

表 1-2-100 要約筆記者派遣事業の現在抱えている問題・課題

	n15	%
財源確保	3	20.0
市区町村との連絡調整会議	1	6.7
都道府県のガイドライン	1	6.7
国のガイドライン	2	13.3
都道府県配置の専任職員の雇用	0	0.0
委託団体での専任職員の雇用	1	6.7
要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行	1	6.7
要約筆記者等派遣事業要綱の見直し	1	6.7
その他	2	13.3

表 1-2-101 財源の確保の内容

	%
事業費確保	13.3
管理日確保	13.3
そ の 他	13.3

表 1-2-102 要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行について

	回答数 1 市
検 討 中	1

表 1-2-103 要約筆記奉仕員派遣から要約筆記者派遣への移行について（市数）

	回答数 1 市
検 討 中	1

【手話通訳者設置事業の現況】

表 1-2-104 手話通訳者設置事業を実施している

	n15	%
実施している	12	80.0
実施していない	2	13.3
無回答	1	6.7

表 1-2-105 設置している手話通訳者数

	回答数 13 市
最 高	17
最 低	1
平 均	8

表 1-2-106 手話通訳者を設置している機関・施設

	n15	%
役所福祉局	10	66.7
役所受付	1	6.7
社会福祉協議会	0	0.0
聴覚障害者協会	1	6.7
聴覚障害者情報提供施設	0	0.0
その他	2	13.3

■その他の記述：各区役所：各区地域福祉課

表 1-2-107 身分の定め 重複回答

	n15	%
正 職 員	3	20.0
嘱託・契約	9	60.0
パ ー ト	1	6.7
そ の 他	6	40.0

表 1-2-108 正職員の数

	回答数 3 市
7 人	1
2 人	1
1 人	1

表 1-2-110 パート職員の配置日数

	回答数 1 市
5 日	1

表 1-2-111 パート職員数

	回答数 1 市
2 人	1

表 1-2-109 身分・嘱託・契約職員の数

	回答数 9 市
2 人	3
4 人	1
6 人	1
8 人	1
9 人	1
11 人	1
13 人	1

■その他の記述：非常勤特別職：登録手話通訳者：

再任用職員 1 名

：各区役所 11 名は派遣職員：委託

先の正職員：委託

表 1-2-112 手話通訳者設置事業の決算額

回答数 11 市	円
最 高	54020000
最 低	2930000
平 均	25123487.09

表 1-2-113 設置手話通訳者は勤務職場以外に派遣できるか

	n15	%
1. 認めている	8	53.3
2. 条件付きで認めている	2	13.3
3. 認めていない	3	20.0
無回答	2	13.3

■条件：市長が認める時 例）災害復旧・復興支援：派遣する通訳者が確保できない時

表 1-2-114 手話通訳者設置事業を実施していない理由

	回答数 1 市
他の支援事業を優先	0
利用者が少ない	0
利用要望が少ない	0
設備人材が少ない	0
設置事業が割高	0
その他	1

表 1-2-115 現在抱えている問題・課題

3 区の中で設置をしているのは 2 区であり、残りの 1 区は違う雇用形態で通訳を置いている。
委託先の確保
財源の確保
手話通訳者の不足のより、今年度は市内 3 区で設置手話通訳者が週 3 回勤務となってしまっている。 (週に 3 日しか窓口到手話通訳者がいない)
手話通訳設置事業として位置づけているが、業務は聴覚障害者相談員としての業務があり、必ずしも常時窓口 に在席しているわけではない。
設置手話通訳者の身分（嘱託、派遣）による不安定さとそれに係る人材確保、経費確保
利用者が少ない、固定している

表 1-2-116 今後検討しなければならない問題・課題

都道府県との連携
自治体相互の謝礼等条件の格差、統一的な国の基準の策定。県市合同設置の情報センターとのさらなる連携

2 都道府県調査・聞き取り調査

【回答道県】

北海道（福祉課）	茨城県（協会）	栃木県①（福祉課）
栃木県②（情報センター）	岐阜県（福祉課）	三重県（福祉課）
島根県①（福祉課）	島根県②（情報センター）	香川県（福祉課）
愛媛県（福祉課）	大分県（福祉課）	鹿児島県①（福祉課）
鹿児島県②（協会）	沖縄県（情報センター）	

【都道府県の「派遣事業」について】

表 2-1 コミュニケーション支援事業として手話通訳者派遣事業を実施しているか

	県数	%
実 施	7	50.0
未 実 施	7	50.0
無 回 答	0	0.0
合 計	14	100.0

表 2-2 手話通訳者派遣事業を実施している場合の理由

	n6	県数
委託事業として継続		2
全県的また広域派遣は県の実施が適当		2
県レベルの障害者関係団体へのコミュニケーション支援は県の実施が適当		1
市町村と委託契約をし斡旋のみ実施		1

表 2-3 手話通訳者派遣事業を実施していない理由

	n7	県数
市町村事業として位置づけられたため		7

表 2-4 コミュニケーション支援事業として要約筆記者派遣事業（要約筆記奉仕員派遣事業）を実施しているか

	県数	%
実 施	7	50.0
未 実 施	7	50.0
無 回 答	0	0.0
合 計	14	100.0

表 2-5 要約筆記者派遣事業を実施している場合の理由

	n4	県数
要約筆記者登録者がいない市町村が大半		1
全県的また広域派遣は県の実施が適当		1
委託事業として実施		1
県レベルの障害者関係団体へのコミュニケーション支援は県の実施が適当		1

表 2-6 要約筆記者派遣事業を実施していない理由

	n3	県数
市町村事業として位置づけられたため		2
別途国の特別支援事業で県難聴・中途失聴者協会の会議にのみ派遣を行う		1

【派遣の範囲と制限】

表 2-7 派遣の範囲

	n8	県数
公的機関での手続き		1
公的機関での相談		1
聴覚障害者団体の会議		1
聴覚障害者団体の会議主催する行事		1
知事が必要と認めるもの		1
団体への派遣		1
その他		3

表 2-8 制限について、具体的にどのような制限があるか。その課題は何か

n7	県数
県が認めた範囲に限る	1
聴覚障害者団体が優先で他団体への派遣が制限される。	1
聴覚障害者団体のみ派遣	2
障害福祉関係団体が主催する会議等	1
情報センターの長が特に必要と認める場合	1

■課題

- ・予算に余裕が無いため、当事者団体優先になっており、他団体の利用できない。2件
- ・予算に余裕が無いため、当事者団体優先になっており、他団体の利用できない。行事は主催団体で情報保障すべき。

【広域派遣（都道府県内）について】

表 2-9 市町村から広域派遣について相談または依頼はあるか

n14	県数	%
あ る	6	42.9
な し	8	57.1
無 回 答	0	0.0
合 計	14	100.0

表 2-10 広域派遣について、具体的にどんな領域・内容の相談・依頼だったか

n6	県数
医療	2
家庭	2
教育	1
公的機関での手続き	1
司法	2
就労	1
地域登録通訳者不足のため応援について	2
市町村の各種行事	1
他市町村との派遣調整	1
その他	3

■参考（回答より）

- ・家庭（施設入所、住居探し、銀行手続、弁護士相談、各種講座）
- ・教育（入学式、卒業式、面談、PTA 役員会、保護者会、進路説明会・オープンキャンパス）
- ・公的機関（年金に関する手続きや相談、住宅申込）

表 2-11 広域派遣についてどのような対応を市町村として行ったか／その場合の費用はどうしたか／都道府県と相談や協議を行ったか相手の自治体とどう交渉したか

n6	県数
聴覚障害者情報提供施設でコーディネート実施	2
斡旋ということで通訳者を紹介	1
県に登録している通訳者をコーディネート	1
調整の仕方を市町村に指導するだけ	1

費用	県数
各市町村負担（県としては負担しない）	7

【広域派遣（都道府県外）について】

表 2-12 県内の市町村から都道府県外の広域派遣について相談や依頼はあるか。

	県数	%
あ る	9	64.3
な し	5	35.7
無 回 答	0	0.0
合 計	14	100.0

表 2-13 県外派遣について、具体的にどんな領域・内容の相談・依頼だったか

	県数
大学の説明会	2
医 療	1
教 育	1
家 庭	2
公的機関手続き	1
司 法	1
依頼・相談ない	1
そ の 他	1

■参考（回答より）

- ・医療（治療、入院、手術・県外の病院への受診）
- ・教育（オ－プンスク－ル、入学説明会、入学式、卒業式、面談、部活保護者会、保護者会）
- ・家庭（結婚式、葬儀、法事、墓地説明会、施設見学、下宿探し、旅行説明会、試合出場、年金説明会、弁護士相談、ビザ更新、ペット預け先との相談）

表 2-14 県外派遣について、どのような対応を市町村として行ったか／その場合の費用はどうか／都道府県と相談や協議を行ったか／相手の自治体とどう交渉したか

内容	県数
県が主催で広域派遣に関する検討会議を開催し広域派遣制度がスタートした。	1
他県窓口へ依頼、連絡調整	1
団体のみ対応し派遣する	1
障害者に行き先の担当部局へ依頼するよう指導	1
その他	1

費用	県数
費用は派遣先の市町の基準に合わせ、依頼元の市町村が負担する。	1
費用は依頼した市町村負担	2
相談のみのため、県としての費用発生なし	1

表 2-15 他都道府県および他都道府県の市町村からの派遣依頼はあるか

	県数	%
あ る	8	57.1
な し	5	35.7
無 回 答	1	7.1
合 計	14	100.0

表 2-16 県外からの依頼は、具体的にどんな領域・内容の相談・依頼だったか

n8	県数	%
家庭	4	50.0
医療	1	12.5
教育	2	25.0
公的機関での手続き	1	12.5
就労	1	12.5
直接市町村に連絡・依頼するよう指導	1	12.5
相談・依頼なし	2	25.0
その他	2	25.0

■参考（回答より）

- ・家庭（講演会、自治会、財産分与、相続、冠婚葬祭）
- ・教育（保護者会、授業参観、学校見学説明会、大学の入学式、オリエンテーション）

表 2-17 県外からの依頼は、どのような対応を都道府県として行ったか／その場合の費用はどうしたか

n8	県数
聴覚障害者情報提供施設でコーディネート	3
依頼内容を得意分野とする通訳者で依頼者の属性に合った方をコーディネート	1
所在地、市町村、聴協等と相談	1

費用	県数
対象者の住所を有する市町村が全額負担	5
大学からの依頼は大学が費用負担	1

【手話通訳者等派遣事業についての運営委員会等の設置について】

表 2-18 手話通訳者等派遣事業について、事業の推進のための運営委員会は設けられているか

	県数	%
あ る	4	28.6
な し	10	71.4
無 回 答	0	0.0
合 計	14	100.0

表 2-19 運営委員会の機能や役割・意義は何か。また、運営委員会の実施主体はどこか。

役割・意義	県数
手話通訳者の拡充のため	1
手話通訳者等派遣事業の効果的推進を図る	1
適正な事業運営を図る	2
事業の実施状況の検証、課題や問題の検証と助言等	1

運営主体	県数
ろうあ団体・聴覚障害者団体	1
聴覚障害者情報提供施設	3

表 2-20 運営委員会がない場合、運営委員会を実施していない理由は何か。また、今後運営委員会の実施について検討しているかどうか。

	県数
県としてはないが、県協会が主体となり、派遣等について話し合う場あり。	1
聴覚障害者情報提供施設に委託している	3
委員会は必要と考えている・検討中	3
利用者の声を反映しながら実施	1
特に要望がないため	1

【「意思疎通を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業」について】

表 2-21 連絡調整は都道府県としてどのように行うのが良いか。

	県数
市町村が責任をもって連絡調整し、県が補完する（県は限定的に派遣事業を行う）	2
地域に住んでいる聴覚障害者の要望等を把握し、望むような派遣のかたちにする	1
聴覚障害者情報提供施設が広域派遣を調整する	2
広域派遣調整がスムーズに行えるよう、担当者会議のような情報交換の場を設ける	1
各市町間での調整ではなく、窓口を一つとし派遣調整を行なう。	1
市町村間で調整が困難な場合は、県が県の登録者の中で調整する	1
県内の設置通訳者がいる市町間は派遣協定を結ぶ	1
市町村に聴覚障害者情報提供施設の活用を指導する。	1
国からの通達等が提示された段階で検討したい。	1
市町村と聴覚障害者協会の間で委託契約ができている	1
地域生活支援事業となっているため、県としては検討していない、と回答	1
市町村や委託先と調整し進めていくべきだが、具体的な運営方法などは検討中。	1

表 2-22 県内在住の聴覚障害者が他都道府県で手話通訳を利用したいと申請したとき、どのように対応すべきか。

	県数
斡旋対応を説明し調整を行う。	1
派遣元市町より情報収集を行い派遣先県へ依頼を行なう	1
他府県でも派遣できるよう、市町村の派遣対象域を拡大していく。	2
訪問先の情報提供施設等と連携を持ち、派遣してもらうよう相談する。	1
費用負担は、利用者在住の市町村が責任を持つ	1
一機関（団体など）が情報を取りまとめ、調整することが望ましい。	1

【障害者総合支援法に「特に専門性の高い者を養成し、または派遣する」とあるが県としてどう対応するか】

表 2-23 都道府県が行うべき専門性の高い派遣とは、どのような領域・内容の派遣をいうのか。

生命に関わる医療分野、専門用語が多い司法、警察、選挙等
司法・医療・外国語（外国の聴覚障害者）・国際手話等高度な知識を有することなど
未就学高齢ろう者、在日外国聴覚障害者対応などが表出する手話を読み取る力、対象者に合わせて表現する力が必要なケース
都道府県が行うべき専門性の高い派遣は思いつかない。
裁判所、警察、検察等への派遣（斡旋調整）、政見放送のための選挙管理委員会への派遣（斡旋調整）等。
高等教育の領域

表 2-24 市町村、中核市、政令市との関係はどうすればよいか。

	県数
県と市町村の手話通訳派遣事業のすみ分け・情報共有	2
市町村との連携	1
中核市は県同様に手話通訳者養成を行うのがよい	1
通訳者登録の無い市町では県との連携が必要となる。	1
担当者会議等を設けコーディネート上の悩み等の情報交換できる場を設けることが必要と考える。	1
養成は県が行い、派遣に関しては原則として市町は県に依頼する。	1
原則は市町村が実施すべき	1
現行の体制の手話通訳者養成の維持	1
その他	4

表 2-25 都道府県で行う「派遣事業」のあり方について、どのような課題があるか、どのようにしていったらよいか

提案	県数
通訳者の養成と研修の充実	6
専門性の高い手話通訳者の養成・確保／財源の確保	2
通訳者の身分保障	2
情報の一元化のため情報提供施設の設置	1
財源の確保と派遣対象の拡大	2
市町村間の情報交換の場の設置／調整会議の設置	3
情報保障について関係機関、団体への啓発	1
登録制度の見直し	1
障害者福祉圏域での通訳者の確保	1
緊急時の対応	1
派遣は市町村が原則で県派遣は限定的なもの、市町村で調整困難なもののみ県が派遣を行う	2
格差をなくし、全国どこの市町村であってもスムーズに派遣ができるようすべき	1
県が担っている一部団体派遣についても、市町村が担い一本化する方が利用者にとっても解りやすい	1
県外派遣未実施市町並びに団体派遣の新たなシステムを構築すべき	1

3 市町村調査・アンケート調査

【調査対象市町 11 府県 各 5～6 市町を抽出】

群馬県 前橋市 安中市 桐生市 藤岡市 吾妻群中之条町 邑楽町
静岡県 静岡市 浜松市 御殿場市 三島市 榛原郡吉田町 掛川市
石川県 金沢市 白山市 加賀市 野々市市 志賀町 能登町
京都府 宇治市 宇治田原町 綾部市 亀岡市 京丹波町
奈良県 桜井市 奈良市 広陵町 大和高田市 田原本町 橿原市
兵庫県 三木市 稲美町 姫路市 宝塚市 篠山市
徳島県 徳島市 石井町 藍住町 小松島市 鳴門市 阿南市
岡山県 岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 真庭市 浅口市
広島県 福山市 三次市 大竹市 府中町 熊野町
福岡県 岡垣市 飯塚市 大川市 久留米市

表 3-1 調査対象市町の人口分布

	市町数
5 万人以下	24
5-10 万人以下	15
10-15 万人以下	8
15-20 万人以下	1
20-25 万人以下	1
25-30 万以下	1
30 万以上	10
合計	60

全体の平均	人	143342
最大値	人	816481
最小値	人	9903

表 3-2 表調査対象市町の聴覚障害者数

		人数
全体の平均	人	517.4
最大値	人	2261
最小値	人	43

表 3-3 聴覚障害者の人口比

	%
5 万人以下	0.48
5-10 万人以下	0.46
10-15 万人以下	0.37
15-20 万人以下	0.50
20-25 万人以下	0.28
25-30 万以下	0.48
30 万以上	0.28

表 3-4 聴覚障害等級の分布

人数

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
全体の平均	40.1	122.7	87.6	106.5	2.5	162.1
最大値	248	677	445	468	15	687
最小値	0	6	4	6	0	12
合計	2286	7360	5258	6390	138	9727
各等級の割合 %	7.0	22.6	16.1	19.6	0.4	29.8

表 3-5 コミュニケーション支援事業（障害者総合支援法の意味疎通支援を行う者の養成・派遣・手話通訳設置に相当）で実施している事業

	市町数 n60	%
1. 手話通訳者の養成事業（研修事業・登録事業含む）	26	43.3
2. 要約筆記者の養成事業（研修事業・登録事業含む）	14	23.3
3. 手話通訳者の派遣事業	59	98.3
4. 要約筆記者の派遣事業	48	80.0

5. 手話通訳者の派遣に係る市町間の連絡調整（派遣事業含む）	18	30.0
6. 要約筆記者の派遣に係る市町間の連絡調整（派遣事業含む）	15	25.5
7. 手話通訳者設置事業	43	71.7
8. その他の事業	10	17.8

■その他の記述

要約筆記者設置事業

未就学ろう者、盲ろう者、聴覚障害者の生活訓練、情報提供事業等

入院時コミュニケーション支援事業、言語障害（脳性マヒ者等）の聞き取り→手話通訳、要約筆記登録者以外の登録者が対応している

手話奉仕員養成事業・要約筆記奉仕員養成事業・要約筆記奉仕員派遣事業

手話奉仕員養成事業、要約筆記奉仕員養成事業 3

手話奉仕員養成事業 3

手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成事業及び派遣事業

手話通訳者正規職員雇用、聴覚障害者生活支援員の設置

社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）

広域派遣以来の受付

市関係施設専任手話通訳者派遣事業、手話通訳者派遣コーディネーター設置業務

表 3-6 平成 23 年度の地域生活支援事業・コミュニケーション支援事業の決算額

	①地域生活支援事業費	②コミュニケーション支援事業費	②／①*100 (%)
全体の平均 円	122569620.6	4405128.1	0.036
最大値 円	659614935	26718090	
最小値 円	3639900	27720	

表 3-7 地域生活支援事業費に占めるコミュニケーション支援事業費割合 (%)

5 万人以下	0.047
5-10 万人以下	0.098
10-15 万人以下	0.056
15-20 万人以下	不明
20-25 万人以下	0.030
25-30 万以下	0.026
30 万以上	0.033

【コミュニケーション支援事業の現況】

表 3-8 コミュニケーション支援事業の実施

	市町数	%
1. 実施している	60	100.0
2. 実施していない	0	0.0

表 3-9 実施している事業

	市町数 n60	%
1. 手話通訳者派遣事業	60	100.0
2. 要約筆記者派遣事業	48	80.0
3. 手話通訳者設置事業	44	73.3

4. 手話通訳者養成事業	6	10.0
5. 手話奉仕員養成事業	42	70.0
6. 要約筆記者養成事業	4	6.7
7. 要約筆記奉仕員養成事業	22	36.7
8. 手話通訳者または手話奉仕員現任研修事業	17	28.3
9. 要約筆記者または要約筆記奉仕員現任研修事業	8	13.3
10. その他	11	18.3

■その他の記述

要約筆記奉仕員派遣事業 2

要約筆記者入門講座

要約筆記者ステップアップ研修（H21～23）

入院時コミュニケーション支援事業

当事者（難聴者のための）トータルコミュニケーション講座

点訳奉仕員養成事業

聴覚障害者生活訓練、情報提供事業等

手話奉仕員派遣事業

手話奉仕員レベルアップ養成事業、手話奉仕員派遣事業 2

けいわん検診

2、5、6、8を社協へ委託しており、そのための事務費

表 3-11 23 年度コミュニケーション支援事業の決算額（円）

	平均	最大値	最小値
1. 手話通訳者派遣事業	1131723.228	6956560	30000
2. 要約筆記者派遣事業	417092.1111	2035000	0
3. 手話通訳者設置事業	3731167.919	15170970	12617
4. 手話通訳者養成事業	398714.2857	793000	0
5. 手話奉仕員養成事業	704892.1053	3268949	0
6. 要約筆記者養成事業	263901.5714	638200	0
7. 要約筆記奉仕員養成事業	312062.8	1167000	0
8. 手話通訳者または手話奉仕員現任研修事業	42024.09091	120000	0
9. 要約筆記者または要約筆記奉仕員現任研修事業	22800	80000	0
10. その他	937817.6842	6949000	0
コミュニケーション支援事業総額	4539031.565	26718090	137450

表 3-12 人口区分別コミュニケーション支援事業の決算額平均（円）

	5 万人以下	5-10 万人以下	10-15 万人以下	15-20 万人以下	20-25 万人以下	25-30 万人以下	30 万以上
1. 手話通訳者派遣事業	247003	861440	1859625	1650000	2844060	1323930	2896891
2. 要約筆記者派遣事業	75740	320653.25	379450.8333	2035000	1742850	250280	664014
3. 手話通訳者設置事業	1974895	1896689	4254154	—	3438180	4022400	8325235
4. 手話通訳者養成事業	343000	120000	—	793000	352000	—	720000
5. 手話奉仕員養成事業	356352	577649	585000	—	758000	—	1377817
6. 要約筆記者養成事業	319100	99400	580000	—	—	—	215156
7. 要約筆記奉仕員養成事業	66880	161933.5	271750	—	530000	—	536439

8. 手話通訳者または手話奉仕員現任研修事業	105433	11750	20000	24000	120000	—	20200
9. 要約筆記者または要約筆記奉仕員現任研修事業	0	20000	10000	24000	80000	—	8400
10. その他	63395.16667	1272044	404778	—	456030	—	530438

表 3-13 新法実施に向けた各種事業の今後の課題・検討事項

数字は回答市町数

	1. 実施を検討する	2. 充実	3. 実施は検討しない	4. 現状維持	無回答
手話通訳者派遣事業	1	10	0	49	1
要約筆記者派遣事業	2	12	2	39	5
手話通訳 設置事業	2	9	8	35	6
手話通訳者養成事業	5	4	30	11	10
手話奉仕員養成事業	2	10	5	38	5
要約筆記者養成事業の	6	0	30	13	11
要約筆記奉仕員養成事業	4	6	22	17	11
手話通訳者または手話奉仕員現任研修事業	4	5	20	22	9
要約筆記者または要約筆記奉仕員現任研修事業	7	1	23	16	13

【手話通訳者派遣事業の現況】

表 3-14 手話通訳者派遣事業の実施

	市町数	%
1. 実施している	60	100
2. 実施していない	0	0
無回答	0	0.0

表 3-15 手話通訳者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか

	市町数	%
1. 直轄して運営	26	43.3
2. 外部団体に委託	34	56.7
無回答	0	0.0

表 3-16 手話通訳者派遣事業を外部委託している場合どこに委託しているか

	市町数	%
1. 社会福祉協議会	8	13.3
2. 聴覚障害者情報提供センター	7	11.7
3. 手話通訳派遣センター	1	1.7
4. 聴覚障害者協会	10	16.7
7. その他	10	16.7
無回答	24	40.0

■その他内訳

派遣事業を行っている法人

相談支援センター

設置通訳者の派遣が困難（市外派遣等）な派遣のコーディネート業務のみ2に委託

身体障害者福祉協会

障害者生活支援センター 凌雲

社会福祉法人 2

事業団

NPO 法人

ノーマライゼーション促進協会 2

福祉事業団

表 3-17 委託団体は実務を担当しているか

	市町数	%
1. 担当している	28	46.7
2. 担当していない	1	1.7
無回答	31	51.7

表 3-18 どのような資格を持つ者が実務を行うか

	市町数	%
1. 手話通訳士	18	30.0
2. 手話通訳者有資格者	16	26.7
3. 要約筆記ができる職員	2	3.3
4. それ以外の職員	9	15.0
無回答	15	25.0

表 3-19 手話通訳者派遣事業について運営委員会を設けているか

	市町数	%
1. 設置している	11	18.3
2. 設置していない	49	81.7
無回答	0	0.0

表 3-20 運営委員会の構成団体 n11

	市町数	%
1. 市区町村行政職員	10	90.9
2. 聴覚障害者情報提供センター	1	9.1
3. 手話通訳派遣センター	1	9.1
4. 聴覚障害者協会	10	90.9
5. 難聴者・中途失聴者協会	1	9.1
6. 全国手話通訳問題研究会支部	1	9.1
7. 手話サークル	1	9.1
8. 障害者団体	1	9.1
9. その他	6	54.5

■その他の構成員

要約筆記者代表、社会福祉協議会、登録通訳者代表

地区手話通訳者（代表数名）

当事者団体（町居住者）

登録手話通訳者、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者代表

手話通訳者、要約筆記奉仕員

市手話通訳者協会

市手話通訳者連絡会

学識経験者、社会福祉協議会、登録手話通訳者協会

表 3-21 平成 23 年度依頼件数・派遣件数・派遣人数の平均値・最大値・最小値

	依頼件数	派遣件数	派遣人数
平均	257.5	256.5	259.1
最大	1449	1449	1637
最小	11	3	3

表 3-22 手話通訳派遣依頼内容 n60

	市町数	%
医療・病院・健康・診察・病気・生命	53	88.3
教育・教養・生涯教育	23	38.3
行事・イベント・講演会・大会	22	36.7
生活・住居	21	35.0
会議	20	33.3
相談	10	16.7
職業	7	11.7
社会	5	8.3
生活相談	4	6.7
官公庁	3	5.0
介護保険	3	5.0
運転免許	3	5.0
司法・警察	3	5.0
文化	2	3.3
自治会	2	3.3
冠婚葬祭	1	1.7
養成	1	1.7
生活訓練	1	1.7
生涯教育	1	1.7
その他	6	10.0

表 3-23 どの資格の者を派遣するか

	市町数	%
1. 手話通訳者のみ	39	65.0
2. 手話通訳者や手話奉仕員	16	26.7
3. 手話奉仕員のみ	1	1.7
4. その他	4	6.7

■その他の記述

設置通訳者及び登録手話通訳者

手話通訳士と手話通訳者

県認定通訳者、聴障協支部が認める者

※本市の奉仕員は、市独自の試験に合格した者

表 3-24 手話通訳者・手話奉仕員の登録条件

	市町数	%
1. 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格したもの	22	36.6
2. 都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	34	56.6
3. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	4	6.6
4. 都道府県が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	12	20
5. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了したもの	4	6.6
6. 市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う手話通訳者登録試験に合格したもの	2	3.3
7. その他	13	21.6
8. 都道府県が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	5	8.3
9. 市区町村が実施する手話奉仕員養成講習会を修了したもの	12	20
10. その他	12	20

■その他の記述

県認定手話通訳者登録台帳に登録されている者又は同等の能力を有すると町長が認めた者
登録制度はない 3

市手話通訳者登録認定試験に合格したもの

「全国統一試験合格者」または「手話通訳士試験の合格者」であり、県聴覚障害者協会と全通研支部の推薦を受けた者で、かつ市ろうあ協会からの推薦のある者

市区町村が行う手話通訳者養成講習会を修了し、かつ市区町村が行う手話通訳者登録試験に合格したもの

市が行う手話通訳登録試験に合格したもの

県認定通訳者又はこれと同程度以上の能力を有すると認められた者

契約している協会の基準による

ろうあ協会からの推薦

「全国統一試験合格者」または「手話通訳士試験の合格者」で県聴覚障害者協会が行う登録試験に合格した者 3

表 3-25 手話通訳者・手話奉仕員の数

	手話通訳者	手話奉仕員
平均 人	20.2	41.2
最大 人	70	210
最小 人	0	0

表 3-26 手話通訳者・手話奉仕員と雇用契約を結んでいるか

	市町数	%
1. 結んでいる	3	5
2. 結んでいない	43	71.7
無回答	14	23.3

表 3-27 手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士への謝礼・賃金単価（1時間あたり／円）

	手話奉仕員	手話通訳者	手話通訳士
平均	1571.9	1931.3	1819.6
最大	3000	3180	3000
最小	800	1000	1000

表 3-28 手話通訳派遣の時間数カウントの基準

	市町数	%
1. 通訳にかかった時間数のみ	18	30.0
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ	18	30.0
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	20	33.3
4. 報告書作成にかかる時間数も含める	1	1.7
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	3	5.0
6. その他	4	6.7

■その他の記述

待ち合わせ時間から通訳業務終了まで

市役所から現場へ行き終了後、市役所に戻り報告書を書く時間

現場に入った時間から、通訳終了までの時間数

現場での打合せ + 通訳にかかった時間

ケース会議、研修会参加も支払い対象

表 3-29 手話通訳者への謝金・賃金に交通費は含まれているか

	市町数	%
1. 含まれている	15	25.0
2. 含まれていない（交通費を別に支払う）	42	70.0
無回答	3	5.0

表 3-30 交通費の支払い金額の基準

n42	市町数	%
1. 実費	23	54.8
2. 一律	2	4.8
3. 支給なし	1	2.4
4. その他	11	26.2
無回答	5	11.9

限度額 1000 円 1 市 2000 円 1 市

車の場合

1 km あたり 27 円 1 カ所

30 円 5 カ所

37 円 9 カ所

表 3-31 手話通訳派遣時間・回数の制限を設けているか

	市町数	%
1. 設けている	4	6.7
2. 設けていない	54	90.0
無回答	3	5.0

回数の制限 時間数の制限

週 5 回 2 1 回につき 4 時間 2

月 10 回 1 回 4 時間、週 18 時間

1 回 3 時間

表 3-32 制限を越えたときの負担取り扱い

上記は原則のため、実情に応じて派遣対応
実情として派遣している
特になし（1.2 のようなことはない）
要綱には制限を設けているが、実際には要望を断ることはない。
超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう

表 3-33 手話通訳の派遣範囲の定め n60

	市町数	%
1. 医療関係	56	93.3
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	56	93.3
3. 学校での相談または事業に参加する場合	54	90.0
4. 就職面接	46	76.7
5. 職場での朝礼や会議等	26	43.3
6. 聴覚障害者の会議	49	81.7
7. 冠婚葬祭	49	81.7
8. 家族会議や親戚の集まり	42	70.0
9. 自治会活動など地域活動	48	80.0
10. 教養・文化	42	70.0
11. スクーリング・資格取得のための研修	28	46.7
12. 裁判や警察関係	50	83.3
13. 市町長が必要と認めるもの	55	91.7
14. その他	12	20.0

■その他の記述

福祉事務所長が必要と認めるもの

特に目的による利用制限は設けていないが、恒常的な利用や冠婚葬祭などについては利用実績がなく、委託先の派遣調整の中での判断になると思われる。

特に定めはない（1～12 可）

政治、宗教、営利関係、個人的趣味、娯楽、公序良俗に反すること等を除く

所長が必要と認める場合

趣味

社協、身障協等、聴障者が参加する会議

社会生活上必要な手続きに関すること

個々の依頼毎に判断している。

原則県内

営利・特定の政党又は宗教団体の活動のためのものは不可

営業活動等の経済活動に係るもの、通年かつ長期にわたるものを除く

基本的に制限は設けていない

11. は内容によって判断

※13 →社会生活上コミュニケーションを図ることが必要不可欠と認められるもの

表 3-34 手話通訳派遣を制限する事項 n22

	市町数
宗教	18
政治	16
営利	15
趣味	5
経済活動	2
主催団体が負担すべきもの	2
遊興	1
長期間	1

表 3-35 手話通訳派遣について 県外派遣を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	30	50.0
2. 条件付きで認めている	15	25.0
3. 認めていない	9	15.0
無回答	6	10.0

■条件付きで認める場合の条件

市長・福祉事務所長が特に必要と認めた場合 3

病院、緊急時等どうしても必要な場合

派遣者の交通費等は利用者負担

市の要綱の派遣内容に合う場合

通訳者が対応可能な場合に限る

通訳者がいける範囲

個別に検討

原則市内。必要な場合、交通費は利用者負担

医療、学校、その他要相談

やむ得ないと認めるとき

※想定されていない。ただし、当町の立地状況から、隣接する県外市町については、現要綱で派遣可能と考える。

表 3-36 県外派遣はどのように行うか n45

	市町数	%
1. 自市町の設置または登録手話通訳者を県外に派遣する。	11	24.4
2. 実施先の市町に依頼し、現地の手話通訳者の派遣を受ける。	19	42.2
3. 実施先の都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の手話通訳者の派遣を受ける。	22	48.9

表 3-37 県外派遣の場合の費用負担（項目は 36 の 1-3 を指す）

n45	市町数	%
1 の場合費用は市町負担	17	37.8
1 の場合費用は利用者負担	0	0
2 の場合費用は市町負担	20	44.4
2 の場合費用は利用者負担	1	2.0
3 の場合費用は市町負担	23	51.1
3 の場合費用は利用者負担	1	2.0

■費用負担についての理由

要綱で定めているため

要綱では、県内となっているため

予算措置がされていない

費用（交通費）の増加に対応できない

実施要綱に派遣地域を「県内」と定めている。

事業の目的、派遣の内容から想定していないため

要綱に県内のみと規定しており、県外は県ネットワーク事業を利用している。

広域派遣で対応してもらうため

原則として県内。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

表 3-38 県外派遣について今後の対応はどうか

	n60	市町数	%
1. 都道府県の手話通訳者派遣事業として実施すべき		17	28.3
2. 都道府県の連絡調整機能を活用し、市町が主体で手話通訳者の派遣を行うべき		13	21.7
その他		7	11.7
無回答		23	38.3
今後都道府県が費用を負担すべき		23	38.3
今後市町が費用を負担すべき		20	33.3
今後利用者負担とすべき		0	0.0

表 3-39 県外からの手話通訳派遣依頼を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	19	31.7
2. 条件付きで認めている	7	11.7
3. 認めていない	27	45.0
無回答	7	11.7

■条件付きでみとめる場合の条件

利用者がお住まいの市町が費用負担

派遣費用については利用者がお住まいの市町負担とする

緊急かつ対応できる場合

居住する市町の派遣制度要綱の範囲内

表 3-40 県外からの手話通訳派遣依頼にどのように対応するか

	n26	市町数	%
1. 聴覚障害者から直接依頼があった場合、受け付け、設置または登録手話通訳者を派遣する。		6	23.1
2. 他県の市町から依頼があった場合、手話通訳者の派遣を行う。		15	57.7
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設からの依頼があった場合、手話通訳者の派遣を行う		9	34.6

■その他の記述

1 の場合、費用は請求しない。

1 の場合費用は利用者負担

- 1 の場合、利用者の居住する市町に連絡し、費用を請求する。 1
- 2 の場合、費用は利用者の居住する市町に請求する。 0
- * 費用請求はしない、利用者負担回答なし。 9
- 3 の場合、費用は利用者の居住する都道府県に請求する。 23
- * 費用請求はしない、利用者負担回答なし。

表 3-41 市外派遣を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	47	78.3
2. 条件付きで認めている	9	15.0
3. 認めていない	1	1.7
無回答	3	5.0

■条件付きに認める場合の条件

本市及び本市に隣接する市町、市長が特に必要があると認めた場合、冠婚葬祭等、真に止むを得ない場合

必要であると認められた時

派遣者についての交通費は利用者負担

市長が認める場合 2

市外はセンター派遣を原則とする（県内）

個別に検討

原則市内。必要な場合、交通費は利用者負担

県内

表 3-42 市外派遣依頼にどのように対応するか

n56	市町数	%
1. 自市町の設置または登録手話通訳者を市外に派遣する。	33	58.9
2. 実施先の市町に依頼し、現地の設置または登録手話通訳者の派遣を受ける。	17	30.4
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の設置または登録手話通訳者の派遣を受ける。	19	33.9

表 3-43 費用負担の方法

n56	市町数	%
1 の場合、費用は市町が負担する。	41	73.2
2 の場合、費用は利用者負担とする。	1	1.8
3 の場合、費用は市町が、都道府県または聴覚障害者情報提供施設に支払う。	18	32.1

表 3-44 市外への手話通訳派遣について今後どう対応すべきか

	市町数	%
都道府県の手話通訳者派遣事業として実施すべき	8	13.3
都道府県の連絡調整機能を活用し、市町が主体で手話通訳者の派遣を行うべき	25	41.7
その他	3	5.0

表 3-45 利用料を徴収しているか

	市町数	%
1. 徴収している	3	5.0
2. 徴収していない	56	93.3
無回答	1	1.7

■利用資料として徴収するもの

1. 手話通訳者への謝礼金 1
 2. 派遣コーディネーターの業務料 0
 3. 手話通訳者の現場への交通費 0
 4. 手話通訳者の施設への入場料 3
 5. その他 1
- 手話通訳者の参加費等

表 3-46 手話通訳者派遣事業の問題・課題は何か

	市町数	%
1. 手話通訳者の不足・確保	43	71.7
2. 緊急時の派遣	38	63.3
3. 手話通訳者の質・レベルアップ	20	33.3
4. 手話通訳者の養成	24	40.0
5. 利用者がいない・少ない	9	15.0
6. 市外・県外派遣等広域派遣	11	18.3
7. 手話通訳者の高齢化	18	30.0
8. 派遣範囲・基準の設定	18	30.0
9. 手話通訳者の研修	7	11.7
10. 制度の周知・啓発	12	20.0
11. 適切な予算確保	14	23.3
12. 地域格差	7	11.7
13. 手話通訳者の健康問題	8	13.3
14. 登録手話通訳者との雇用契約	3	5.0
15. その他	0	0.0

■その他記述

市周辺の市町に通訳者が少なく、他市町から応援の通訳者を依頼される『県では支援通訳』ということが多い

1→数の確保ではなく、昼間の通訳者の確保が課題

1→県内に通訳者が不足しているため県ろう連に委託した

特に高齢者の場合、生活支援を伴う支援が多い。又、そのような方の通訳はその人の生活を知る通訳者でないと対応が困難。登録通訳者が対応できるようにすることが課題。

事業の対象者の拡大（健聴者の利用）

【要約筆記者（要約筆記奉仕員）派遣事業の現況】

表 3-47 要約筆記者派遣実施しているか

	市町数	%
1. 実施している	50	83.3
2. 実施していない	10	16.7

表 3-48 未実施の場合、今後どうするか

今後実施を検討する	1
実施の検討はしていない	5

表 3-49 実施を検討しない理由

要望・需要がない	1
要望がないため	1
ニーズと予算の費用対効果	1
要望がほとんどない	1
市善意銀行の事業として実施している	1
利用見込みがない	1
要約筆記者派遣事業を実施したことはない	8

表 3-50 要約筆記者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか

	n50	市町数	%
1. 直轄して運営		18	36.0
2. 外部団体に委託		32	64.0

表 3-51 要約筆記者派遣事業を外部委託している場合どこに委託しているか

	n32	市町数	%
1. 社会福祉協議会		7	21.9
2. 聴覚障害者情報提供センター		6	18.8
3. 手話通訳派遣センター		0	0.0
4. 聴覚障害者協会		6	18.8
5. 難聴者・中途失聴者協会		2	6.3
6. 全国手話通訳問題研究会支部		0	0.0
7. その他		12	37.5
無回答		17	53.1

■その他の記述

要約筆記者派遣事務局

筆記通訳者協会

NPO 2

要約筆記サークル

身体障害者福祉協会

社会福祉法人

市福祉事業団

県要約筆記団体連絡会

要約筆記クラブ

パソコン要約筆記の会

表 3-52 委託団体は実務を担当しているか

	n32	市町数	%
1. 担当している		26	81.3
2. 担当していない		2	6.3
無回答		4	12.5

表 3-53 どのような資格を持つ者が実務を行うか

	n50	市町数	%
1. 手話通訳ができる職員		9	18.0
2. 要約筆記ができる職員		7	14.0
3. それ以外の職員		7	14.0
無回答		27	54.0

表 3-54 要約筆記者派遣事業について運営委員会を設けているか

	市町数	%
1. 設置している	4	8.0
2. 設置していない	46	92.0
無回答	0	0.0

表 3-55 運営委員会の構成団体

	市町数
1. 市区町村行政職員	4
2. 聴覚障害者情報提供センター	1
3. 手話通訳派遣センター	1
4. 聴覚障害者協会	2
5. 難聴者・中途失聴者協会	3
6. 全国手話通訳問題研究会支部	0
7. 手話サークル	0
8. 障害者団体	1
9. その他	4

■その他の記述

要約筆記サークル

登録手話通訳者、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者代表

手話通訳者、要約筆記奉仕員

市登録要約筆記者、要約筆記会

表 3-56 平成 23 年度依頼件数・派遣件数・派遣人数の平均値・最大値・最小値

	依頼件数	派遣件数	派遣人数
平均	45.2	33.6	65.7
最大	645	105	244
最小	0	0	0

表 3-57 要約筆記者派遣依頼内容

	n50	市町数	%
医療・病院・健康・診察・病気・生命		17	34.0
教育・教養・生涯教育		13	26.0
行事・イベント・講演会・大会		16	32.0

生活・住居	8	16.0
会議	12	24.0
相談	1	2.0
職業	1	2.0
社会	4	8.0
生活相談	0	0.0
官公庁	3	6.0
介護保険	1	2.0
運転免許	1	2.0
司法・警察	0	0.0
文化	0	0.0
自治会	1	2.0
冠婚葬祭	2	4.0
養成	2	4.0
生活訓練	1	2.0
団体活動	5	10.0
その他	8	16.0

表 3-58 どの資格の者を派遣するか

	n50	市町数	%
1. 要約筆記者のみ		14	28.0
2. 要約筆記者や要約筆記奉仕員		5	10.0
3. 要約筆記奉仕員のみ		31	62.0
無回答		10	20.0

表 3-59 要約筆記者の登録条件はどのように定めているか

	市町数	%
1. (社)全難聴・(特非)全要研の行う全国統一要約筆記者認定試験に合格したもの	3	6
2. 都道府県が行う要約筆記者登録試験に合格したもの	3	6
3. 都道府県が行う要約筆記者養成講習会を修了したもの	6	12
4. 都道府県が行う要約筆記者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う要約筆記者登録試験に合格したもの	5	10
5. 市区町村が行う要約筆記者者養成講習会を修了したもの	6	12
6. 市区町村が行う要約筆記者者養成講習会を修了し、かつ都道府県が行う要約筆記者登録試験に合格したもの	3	6
7. 要約筆記者その他	5	10
8. 都道府県が実施する要約筆記奉仕員養成講習会を修了したもの	14	28
9. 市区町村が実施する要約筆記奉仕員養成講習会を修了したもの	23	46
10. 要約筆記奉仕員その他	5	10

■その他の記述

9 と同等の技能を有すると射とめられる者

登録はしていない 2

特になし 2

県中途失聴・難聴者協会が実施する要約筆記登録試験合格者（全国統一要約筆記試験合格者）で
県に登録している者

県中途失聴・難聴者協会が行うとする「(社)全難聴・(特非)全要研の行う全国統一要約筆記者認定

試験に合格しもの」

難聴者の福祉に理解及び熱意を有する者

要約筆記サークルからの推薦のある者

要約筆記サークルに所属しているもの

要約筆者については、まだ登録を行っていない

要約筆者の登録条件については協議中

表 3-60 要約筆者・要約筆記奉仕員の数

		要約筆者	要約筆記奉仕員
平均	人	8.9	23.1
最大	人	50	72
最小	人	0	0

表 3-61 要約筆者・要約筆記奉仕員と雇用契約を結んでいるか

n50	市町数	%
1. 結んでいる	1	2.0
2. 結んでいない	41	82.0
無回答	8	16.0

表 3-62 要約筆記奉仕員・要約筆者への謝礼・賃金単価（1時間あたり／円）

		要約筆記奉仕員	要約筆者
平	均	1549.2	1504.3
最	大	3000	3000
最	小	800	500

表 3-63 要約筆記派遣の時間数カウントの基準

	市町数	%
1. 通訳にかかった時間数のみ	10	20.0
2. 現場に着いてから去るまでの時間数のみ	15	30.0
3. 家から会場までの移動往復にかかる時間数も含める	21	42.0
4. 報告書作成にかかる時間数も含める	0	0.0
5. 報告会や反省会など通訳業務に係る時間も含める	2	4.0
6. その他	3	6.0

■その他の記述

現場のセッティングー通訳ー現場の片付けまで

現場入りした時間から、通訳終了時間まで。

1回単位で算定

研修会参加も賃金の支払い対象にしている

表 3-64 要約筆者への謝金・賃金に交通費は含まれているか

	市町数	%
1. 含まれている	15	30.0
2. 含まれていない（交通費を別に支払う）	35	70.0
無回答	0	0.0

表 3-65 交通費の支払い金額の基準

n35	市町数	%
1. 実費	15	42.9
2. 一律	0	0.0
3. 支給なし	0	0.0
4. その他	8	22.9
無回答	12	34.3

■その他の記述

限度額 1000 円 3 市

車の場合

1 km あたり 20 円 1 カ所
 27 円 1 カ所
 30 円 2 カ所
 37 円 5 カ所

車の場合は 1 回につき 200 円

表 3-66 要約筆記派遣時間・回数の制限を設けているか

n 50	市町数	%
1. 設けている	3	6.0
2. 設けていない	46	92.0
無回答	1	2.0

■その他の記述

・回数の制限

週 5

月 10 回

・時間数の制限

1 回 4H、週 18H

1 回 4 時間

1 回 3 時間

特になし

要綱には制限を設けているが、実際には要求を断ることはない。

超えた分の通訳派遣費を自己負担してもらう

・制限数を超えた場合の派遣

上記は原則のため事情に応じて派遣対応

特になし

要綱には制限を設けているが、実際には要求を断ることはない。

表 3-67 要約筆記派遣時間・回数の制限を設けているか

n50	市町数	%
1. 医療関係	43	86
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	44	88
3. 学校での相談または事業に参加する場合	44	88

4. 就職面接	36	72
5. 職場での朝礼や会議等	22	44
6. 聴覚障害者の会議	41	82
7. 冠婚葬祭	40	80
8. 家族会議や親戚の集まり	35	70
9. 自治会活動など地域活動	40	80
10. 教養・文化	34	68
11. スクーリング・資格取得のための研修	22	44
12. 裁判や警察関係	39	78
13. 市町長が必要と認めるもの	20	40
14. その他	20	40

■その他の記述

福祉事務所長が必要と認めるもの

市長村長が必要と認めるもの

政治、宗教、営利関係、個人的趣味・娯楽、公的良俗に反すること等除く。社会生活上必要と認められること。

政治、宗教、営利活動を除いては、基本的に派遣の制限はない。

町主催イベント

相談による

特に目的による利用制限は設けていないが、恒常的な利用や冠婚葬祭等については利用実績がなく、委託先の派遣調整の中での判断になると思われる。

宗教的、政治的、個人的な営利になるものをのぞく

趣味

社会生活上コミュニケーションが必要不可欠と認められるとき

個々の依頼毎に判断している。

営業活動等の経済活動に係るもの、通年かつ長期にわたるものを除く

特に目的による利用制限は設けていないが、恒常的な利用や冠婚葬祭等については利用実績がなく、委託先の派遣調整の中での判断になると思われる。

政治、宗教、営利関係、個人的趣味、娯楽、公序良俗に反すること等を除く。8、10、11については14に該当しなければ派遣可能

表 3-68 要約筆記派遣について 県外派遣を認めているか

n50	市町数	%
1. 認めている	27	54.0
2. 条件付きで認めている	10	20.0
3. 認めていない	10	20.0
無回答	3	6.0

■条件付きの場合の条件

福祉事務所長が特に必要と認めた場合

派遣に要する交通費は利用者負担

市の要綱の派遣内容に合うもの

特に必要であると認められる場合

市町長が必要と認めたとき 5
個別に検討
県ネットワーク事業で

表 3-69 県外派遣はどのように行うか

n37	市町数	%
1. 自市町の設置または登録要約筆記者を県外に派遣する。	8	21.6
2. 実施先の市町に依頼し、現地の要約筆記者の派遣を受ける。	16	43.2
3. 実施先の都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の要約筆記者の派遣を受ける。	13	35.1

表 3-70 県外派遣の場合の費用負担（項目は 69 の 1-3 を指す）

n37	市町数	%
1 の場合費用は市町負担	0	0.0
1 の場合費用は利用者負担	10	27.0
2 の場合費用は市町負担	1	2.7
2 の場合費用は利用者負担	15	40.5
3 の場合費用は市町負担	1	2.7
3 の場合費用は利用者負担	14	37.8

■その他の記述

要綱で定めているため
要綱では県内となっているため。
予算措置されていない
費用（交通費）の増加に対応できない
実施要綱により定める
広域派遣で対応するため 2

表 3-71 県外派遣について 今後の対応はどうすべきか（項目は 69 の 1-3 を指す）

n60	市町数	%
都道府県の要約筆記者（要約筆記奉仕員）派遣事業として実施すべき	19	31.7
1 の場合、費用は利用者負担とする。	1	1.7
1 の場合、都道府県が費用を負担する	18	30.0
都道府県の連絡調整機能を活用し、市町が主体で要約筆記者（要約筆記奉仕員）の派遣を行うべき	20	33.3
2 の場合、費用は利用者負担とする。	1	1.7
2. この場合、市町が費用を負担する。	19	31.7
3. その他	5	8.3
無回答	27	45.0

表 3-72 県外からの要約筆記派遣依頼を認めているか

n60	市町数	%
1. 認めている	18	30.0
2. 条件付きで認めている	4	6.7
3. 認めていない	21	35.0
無回答	7	11.7

■条件付きでみとめる場合の条件

利用者の居住する市町に確認したうえで派遣を行う

利用者がお住まいの市町が費用負担

市長が認められている

居住する市町の派遣制度要綱の範囲内

表 3-73 県外からの要約筆記派遣依頼にどのように対応するか

n26	市町数	%
1. 聴覚障害者から直接依頼があった場合、受け付け、登録要約筆記者を派遣する。	7	26.9
2. 他県の市町から依頼があった場合、要約筆記者の派遣を行う。	18	69.2
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設からの依頼があった場合、要約筆記者の派遣を行う	13	50.0
1 の場合、利用者の居住する市町に連絡し、費用を請求する。	7	26.9
*費用請求はしない、利用者負担について回答なし。		
2. この場合、費用は利用者の居住する市町に請求する。	18	69.2
*費用請求はしない、利用者負担について回答なし。		
3 の場合、費用は利用者の居住する都道府県に請求する。	13	50.0
*費用請求はしない、利用者負担について回答なし。		

表 3-74 市外派遣を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	42	70.0
2. 条件付きで認めている	6	10.0
3. 認めていない	2	3.3
無回答	10	16.7

■条件付きに認める場合の条件

本市及び本市に隣接する市町、市長が特に必要があると認めた場合、冠婚葬祭等、真に止む得ない場合

必要と認められる場合

派遣に要する交通費は利用者負担

市長が必要と認めた場合 2

県内

表 3-75 市外への要約筆記者派遣について今後どう対応すべきか

n48	市町数	%
1. 自市町の設置または要約筆記者（要約筆記奉仕員）を市外に派遣する。	42	87.5
1 の場合、費用は利用者負担とする。	1	2.1
1 の場合、費用は市町が負担する。	24	50.0
2. 実施先の市町に依頼し、現地の設要約筆記者（要約筆記奉仕員）の派遣を受ける。	14	29.2
2 の場合、費用は利用者負担とする。	1	2.1
2 の場合、費用は市町が実施先市町に支払う。	17	35.4
3. 都道府県庁または聴覚障害者情報提供施設に依頼し、現地の要約筆記者（要約筆記奉仕員）の派遣を受ける。	16	33.3

3の場合、費用は利用者負担とする。	1	2.1
3の場合、費用は市町が、都道府県または聴覚障害者情報提供施設に支払う。	17	35.4

表 3-76 利用料を徴収しているか

	市町数	%
1. 徴収している	2	4.0
2. 徴収していない	47	94.0
無回答	1	2.0

表 3-77 利用資料として徴収するもの

1. 要約筆記者への謝礼金	0
2. 派遣コーディネーターの業務料	0
3. 要約筆記者の現場への交通費	0
4. 要約筆記者の施設への入場料	2
5. その他	1

■その他 ロール紙代

表 3-78 要約筆記者派遣事業を実施していない理由

	n10	市町数	%
1. 他の支援事業を優先しているため		0	0.0
2. 利用者が少ないため		3	30.0
3. 利用したい要望が少ないため		6	60.0
4. 設備がないため		1	10.0
5. 人材がないため		3	30.0
6. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）派遣事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため		0	0.0
7. 市区町村事業（独自事業）として確立しているため		0	0.0
8. その他		2	20.0

■その他の記述

市善意銀行で派遣しているため

利用要望がないため

表 3-79 要約筆記者派遣事業の問題・課題は何か

	市町数	%
1. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の不足・確保	31	62.0
2. 緊急時の派遣	24	48.0
3. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の質・レベルアップ	18	36.0
4. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の養成	24	48.0
5. 利用者がいない・少ない	28	56.0
6. 市外・県外派遣あるいは広域派遣	5	10.0
7. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の高齢化	13	26.0
8. 派遣範囲・基準の設定	10	20.0
9. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）の研修	6	12.0
10. 制度の周知・啓発	21	42.0
11. 適切な予算確保	10	20.0
12. 地域格差	1	2.0

13. 手話通訳者の健康問題	0	0.0
14. 機材の維持・管理・搬出入	7	14.0
15. 登録要約筆記者（要約筆記奉仕員）との雇用契約	2	4.0
16. その他	2	4.0

■その他の記述

要約筆記奉仕員養成講座の受講者が少ない

要約筆記者（要約筆記奉仕員）を派遣できる状態にあるが、実際要約筆記そのものの需要がないのが現状。

財源確保

【手話通訳者設置事業】

表 3-80 手話通訳者設置事業の実施

	市町数	%
1. 実施している	44	73.3
2. 実施していない	16	26.7
実施していない場合 ①今後実施を検討する	3	
実施していない場合 ②実施の検討はしていない	9	

■実施していない理由

利用者が少ない。予算、人材の確保が困難。

正規雇用しているため

人の確保等が困難なため

市役所内に手話通訳士がいるため

今年度からの実施に向け調整中

現在の利用状況から設置に至るまでになっていない。利用者にとっては、筆談となることから不便ではあるが、必要に応じて手話通訳者の派遣で対応している。

現在の派遣状況からすると、必要ないと考えている

表 3-81 設置手話通訳者の数と平成 23 年度決算

市町名	人数	決算額
A 市	5	20000000
B 市	5	15170970
C 市	5	14272594
D 市	6	11413924
E 市	4	10608014
F 市	1	8003815
G 市	3	7019901
H 市	3	6425000
I 市	1	6290000
J 市	2	6041778
K 市	2	5720996
L 市	2	5455670
M 市	2	5358533
N 町	3	4370400

O 市	3	4263350
P 市	2	4022400
Q 市	2	3748221
R 市	1	3700000
S 市	1	3438180
T 市	不明	2876399
U 市	1	2661514
V 市	1	2312291
W 市	1	2230501
X 市	1	2040000
Y 市	1	2000000
Z 市	5	1965840
AA 市	1	1752000
AB 市	1	1700000
AC 町	1	1586499
AD 町	1	1303634
AE 市	3	1228296
AF 町	2	1158420
AG 市	2	703200
AH 市	1	630500
AI 市	1	490000
AJ 市	不明	405540
AK 町	1	360000
AL 市	1	187425
AM 町	1	148800
AN 市	1	12617
AO 市	1	不明
AP 市	8	不明

表 3-82 設置された手話通訳者数

設置者数	市町数
1 人	22
2 人	8
3 人	5
4 人	1
5 人	4
6 人	1
7 人	0
8 人	1

表 3-83 手話通訳者の設置場所

	n44	市町数	%
1. 役所福祉局（部）		32	72.7
2. 役所受付		5	11.4
3. 社会福祉協議会		4	9.1
4. 聴覚障害者協会		1	2.3
5. 聴覚障害者情報提供施設		1	2.3
6. その他		8	18.2

■その他の記述

病院

市総合福祉センター

相談支援センター

障害相談支援センター

障害者福祉センター

市民局、市関係施設（市立病院、福祉健康センター）

市保健福祉センター・市役所内高齢者支援室

公立病院受付

その他の部局

表 3-84 設置された手話通訳者の身分

	n44	市町数	%
1. 正職員		10	22.7
2. 嘱託・契約職員		15	34.1
3. パート職員・臨時職員		5	11.4
4. その他		8	18.2

正規職員	嘱託・契約職員	パート職員・臨時職員
1人	1人	1人
8	6	5
2人	2人	2人
2	7	2
3人	3人	
1	5	
	4人	
	2	
	5人	
	0	
	6人	
	1	

■その他の記述

市庁舎手話奉仕員

登録手話通訳者協会へ業務委託

身体障害者福祉協会からの派遣

手話通訳者

社会福祉協議会 常勤嘱託

再任用職員 1

県協会との委託で派遣してもらっている。県協会職員

外部委託

委託先からの派遣 2

委託契約のみ 2

NPO への委託

表 3-85 手話通訳者設置事業の 23 年度決算額（円）

平 均	4145212.8
最 大	20000000
最 小	12617

表 3-86 勤務場所以外への派遣

	n44	市町数	%
1. 認めている		30	68.2
2. 条件付きで認めている		6	13.6
3. 認めていない		7	15.9
無回答		1	2.3

■条件付きで認める場合の条件

派遣登録手話通訳者の確保ができない場合

派遣で対応できない場合

特に必要と認めたとき

町所有施設での申請手続き等への派遣

県内の公共施設等

依頼内容によってコーディネーターが判断

表 3-87 手話通訳者設置事業を実施していない その理由

	n16	市町数	%
1. 他の支援事業を優先しているため		1	6.3
2. 利用者が少ないため		5	31.3
3. 利用したいという要望が少ないため		2	12.5
4. 設備がないため		0	0.0
5. 人材がないため		5	31.3
6. 手話通訳設置事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため		3	18.8
7. 登録手話通訳者派遣事業で十分である		3	18.8
8. その他		3	18.8

■その他の記述

相談支援事業として、市の障害者相談業務の委託先の事業所（1つだけしかない）に手話通訳士が居る。その人に依頼している。

市役所内に手話通訳士がいるため

一般行政職として正規雇用しているため

現状維持が望ましい。合併によりろうあ者が各区に通訳者の設置を希望。多くの設置通訳者を置くためには一般事務での予算確保もやむをえない

表 3-88 手話通訳者設置事業は 今後どうあるべきか

	n60	市町数	%
1. 市町の必須事業とする		32	53.3
2. 中核市以上で必須事業とする		3	5.0
3. 障害者福祉圏域単位で必須事業とする		3	5.0
4. 聴覚障害者情報提供施設に集約する		4	6.7
5. 都道府県の支所（振興局）に設置する		8	13.3
6. その他		7	11.7

■その他記述

予算及び業務量がともなわなければ、必須事業になるだけでは、実施困難と考える。

町村では、必要に応じて手話通訳者派遣で対応することが現実的であると思われる。

地域の状況に応じ、市町単位で設置すればと考える

多くが臨時・嘱託の身分であり、通訳者全体の社会的地位を悪くさせる要因となるため、制度は不要。別の方法を考えるべき。

設置場所の拡大

設置事業についての県の連絡調整

手話を使う聴覚障害者の数などを考えると小さい市町は、広域としての設置を考えた方が良いと思う。

市町に設置されることが望ましいが、各市町で必要／不要を判断すればよい

近隣市町で設置し、巡回するなど方法を工夫する

関係機関での正規職員採用を実施していく

表 3-89 手話通訳者設置事業の問題・課題

n60	市町数	%
1. 勤務体制・労働環境の改善	22	36.7
2. 人材の確保・後継者の確保	35	58.3
3. 設置手話通訳者の複数化・増員	15	25.0
4. 身分保障・雇用の安定化	22	36.7
5. 業務量の拡大	7	11.7
6. 利用者が少ない・利用者の拡大	8	13.3
7. 設置手話通訳者の健康管理	11	18.3
8. 緊急時の対応	20	33.3
9. 専門的な相談支援体制・相談事業の実施	15	25.0
10. 手話通訳者の研修	11	18.3
11. その他	2	3.3

■その他の記述

設置場所

支出額に見合った適正な補助金の交付

【手話通訳者養成事業の現況】

表 3-90 手話通訳者養成事業の実施

n60	市町数	%
1. 実施している	51	85.0
2. 実施していない	7	11.7
無回答	2	3.3

・実施していない場合

①今後実施を検討する 2

②実施の検討はしていない 4

・実施していない理由

要望がないため

都道府県で行っているから

県の事業があるため

表 3-91 手話通訳者養成事業を行う団体

	n51	市町数	%
1. 役所福祉局（部）		17	33.3
2. 社会福祉協議会		14	27.5
3. 聴覚障害者情報提供センター		1	2.0
4. 手話通訳派遣センター		0	0.0
5. 聴覚障害者協会		9	17.6
6. 全国手話通訳問題研究会支部		0	0.0
7. 手話サークル		1	2.0
8. その他		6	11.8

■その他団体

養成事業を実施している近隣市に委託
 特定非営利活動法人
 障害相談支援センター
 社会福祉法人
 市外部団体
 市福祉事業団
 地域の手話講師団

表 3-92 運営方式

	n51	市町数	%
1. 実施団体のみ		20	39.2
2. 実行委員会		6	11.8
3. 講師は別の団体に依頼している		21	41.2

■実行委員会の構成団体

ろうあ協会と手話サークル連絡会
 聴覚障害者団体、市手話通訳者連絡会
 聴覚障害者協会に委託
 聴覚障害者協会、手話サークル
 障害者福祉センター、
 市役所、委託先、ろうあ協会、通訳者の会
 行政、聴覚障害者協会、手話サークル、聴覚障害者センター
 地域手話奉仕員養成講座実行委員会
 依頼団体
 県聴覚障害者協会
 市聴覚障害者協会
 聴覚障害者情報提供施設
 町聴覚障害者福祉協会
 市聴力障害者協会
 社会福祉協議会、ろうあ協会
 市内手話サークル（ろう者も会員）
 県聴覚障害者協会及び地域ろうあ協会

県聴覚障害者協会支部
 地域の手話講師団
 市手話通訳団、市身体障害者協会ろうあ部
 ろうあ協会、登録手話通訳者の会
 ろうあ協会、手話通訳者協会
 県聴覚言語障害者福祉協会

表 3-93 手話通訳者養成事業 平成 23 年度決算額（円）

平 均	655118.6957
最 大	3268949
最 小	0
財源	
地域生活支援事業補助金 他	38
一般財源単費	1
一般財源	2
町	1

表 3-94 実施している養成コース

n51	市町数	%
1. 手話通訳士養成講座	0	0.0
2. 手話通訳者養成講座	4	7.8
基本課程	3	5.9
応用課程	3	5.9
実践課程	0	0.0
3. 手話奉仕員養成講座	51	100.0
入門課程	38	74.5
基礎課程	35	68.6
4. 手話通訳士現任研修	1	2.0
5. 手話通訳者現任研修	3	5.9
6. 手話奉仕員現任研修	3	5.9
7. その他	1	2.0

表 3-95 各種手話通訳者養成講座の定員・参加者・修了者数

n51	平均 人
1. 手話通訳者養成講座定員	23.8
2. 手話通訳者養成講座受講者	15.0
3. 手話通訳者養成講座修了者	11.0
4. 手話奉仕員養成講座定員	58.9
5. 手話奉仕員養成講座受講者	35.8
6. 手話奉仕員養成講座修了者	26.7
7. 手話通訳士現任研修参加者	3.0
8. 手話通訳者現任研修参加者	103.8
9. 手話奉仕員現任研修参加者	13.5

表 3-96 平成 23 年度 手話通訳者数・手話通奉仕員数

	n51	平均 人
手話通訳者		13.7
手話通奉仕員		58.8

表 3-97 手話通訳者養成事業を行わない理由

	市町数
1. 他の支援事業を優先しているため	3
2. 利用者が少ないため	3
3. 受講者が少ないため	2
4. 講師が少ない（いない）ため	3
5. 手話通訳者養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため	1
7. 十分な数を確保しているため	2
8. その他	6

■その他の記述

都道府県で行っているため 7

予算の確保が困難。手話通訳者は養成は県レベルで行う事がふさわしい。

表 3-98 手話通訳者養成事業の今後の検討課題

	n60	市町数	%
1. 手話通奉仕員養成講座（入門課程）の実施		3	5.0
2. 手話通奉仕員養成講座（入門課程と基礎）の実施		14	23.3
3. 手話通訳者養成講座（入門課程 基礎課程 基本課程）の実施		4	6.7
4. 手話通訳者養成講座（入門課程 基礎課程 基本課程 応用課程）の実施		2	3.3
5. 手話通訳者養成講座（入門課程 基礎課程 基本課程 応用課程 実践課程）の実施		8	13.3
6. 手話通訳士養成講座の実施		1	1.7
7. 手話通訳者現任研修の実施		13	21.7
8. 手話通奉仕員現任研修の実施		4	6.7
9. 障害者福祉圏域単位の手話通訳者養成事業の実施		7	11.7
10. 複数の障害者福祉圏域での手話通訳者養成事業の実施（都道府県の連絡調整による）		11	18.3
11. その他		4	6.7

■その他の記述

登録手話通訳を目指している人たちのフォローアップ研修の実施

地域格差の生じないように、県、各市町の連絡調整

人口規模の少ない市町における合理的・効率的な事業実施

市独自実施は困難

広域での養成事業実施

検討中

表 3-99 手話通訳者養成事業の現在・今後の課題

n60	市町数	%
1. 受講者の減少・受講者の確保	29	48.3
2. 講師が少ない・講師の確保	20	33.3
3. 講座終了後の継続学習機会	21	35.0
4. 手話通訳者登録試験合格者を増やす	24	40.0
5. 養成カリキュラムの充実	3	5.0
6. 広域での養成事業実施	18	30.0
7. 財源の確保	22	36.7
8. その他	0	0.0

その他の記述

大学等で学べるシステムの構築

【要約筆記者養成事業の現況】

表 3-100 要約筆記者養成事業の実施

	市町数	%
1. 実施している	29	48.3
2. 実施していない	28	46.7
無回答	3	5.0

・実施していない場合

- ①今後実施を検討する 3
- ②実施の検討はしていない 11

・実施していない理由

利用者が少ない

養成事業が県となったため

要望がないため 2

問 89 のとおり

入門講座のみ実施

都道府県で行っているから

需要がない

指導者がいない

参加者が確保できなかった

県で実施しているため

ニーズと予算の費用対効果

H23 年度は広域実施にいたらなかったため

表 3-101 要約筆記者養成事業を行う団体

n29	市町数
1. 役所福祉局（部）	7
2. 社会福祉協議会	11
3. 聴覚障害者情報提供センター	1
5. 聴覚障害者協会	3
6. 中途失聴者・難聴者協会	1
7. 要約筆記サークル	3
8. その他	4

■その他団体

特定非営利活動法人

社会福祉法人

市福祉事業団

県要約筆記団体連絡会

表 3-102 運営方式

	n29	市町数	%
1. 実施団体のみ		12	41.37931034
2. 実行委員会		3	10.34482759
3. 講師は別の団体に依頼している		11	37.93103448

■構成団体

難聴者協会、要約筆記サークル

聴覚障害者協会に委託

障害者福祉センター・難聴者協会・要約筆記サークル

市役所・委託先・講師団体

行政、聴覚障害者協会、手話サークル、聴覚障害者センター

■講師依頼団体

要約筆記者養成講座実行委員会

要約筆記サークル 4

市の登録通訳者および難聴者協会

講師は市中途失聴者協会と要約筆記サークルとで担当している。

市要約筆記登録者会

県要約筆記連絡会

県要約筆記団体連絡会 2

OHP ○○、市中途失聴難聴者協会

表 3-103 要約筆記者養成事業 平成 23 年度決算額（円）

平均	322768.8214
最大	1167000
最小	0
財源	
地域生活支援事業補助金 他	24
一般財源単費	0
一般財源	0
町	0
障がい福祉課	1

表 3-104 実施している養成コース

	n29	市町数	%
1. 要約筆記者養成講座		1	3.4
2. 要約筆記奉仕員養成講座		26	89.7
3. 要約筆記者現任研修会		2	6.9
4. 要約筆記奉仕員現任研修会		2	6.9
5. その他		0	0.0

表 3-105 要約筆記者養成講座・要約筆記奉仕員養成講座等定員
要約筆記者養成 ^{*}市のみ回答

	人
要約筆記者養成講座 定員	40
要約筆記者養成講座 受講者	19
要約筆記者養成講座 修了者	14

要約筆記奉仕員養成 ^{*}市のみ回答

	平均 人
要約筆記奉仕員養成講座 定員	19.0
要約筆記奉仕員養成講座 受講者	8.3
要約筆記奉仕員養成講座 修了者	7.2
要約筆記者現任研修会 参加者	98.7
要約筆記奉仕員現任研修会 参加者	15.5

表 3-106 登録された要約筆記者・要約筆記奉仕員の数

	n29 平均
要約筆記者	22.1
要約筆記奉仕員	20.3

表 3-107 要約筆記者等養成事業を実施していない理由

	n28	市町数	%
1. 他の支援事業を優先しているため		5	17.9
2. 利用者が少ないため		11	39.3
3. 受講者が少ないため		8	28.6
4. 講師が少ない（いない）ため		7	25.0
5. 要約筆記者（要約筆記奉仕員）養成事業にかかる経費が他の事業と比べても割高なため		1	3.6
6. 十分な数を確保しているため		2	7.1
7. その他		5	17.9

■実施しない理由

要約筆記などの啓発がされていない。

要望がないため

都道府県で実施しているため 2

社会福祉協議会で実施

県で筆記者の養成を行っているため。予算確保が困難。

ニーズと予算の費用対効果

表 3-108 要約筆記者養成事業の検討課題

	n60	市町数	%
1. 要約筆記奉仕員養成講座の実施		7	11.7
2. 要約筆記者養成講座の実施		9	15.0
3. 要約筆記奉仕員現任研修の実施		4	6.7
4. 要約筆記者現任研修の実施		9	15.0
5. 障害者福祉圏域単位の要約筆記者養成事業の実施		4	6.7
6. 複数の障害者福祉圏域での要約筆記者養成事業の実施（都道府県の連絡調整による）		8	13.3

7. 都道府県による要約筆記者養成講座の実施	18	30.0
11. その他	5	8.3

■その他の記述

奉仕員養成講座ではなく要約筆記入門講座としての実施

地域格差の生じないように、県、各市町の連絡調整

人口規模の少ない市町における合理的・効率的な事業実施 2

検討中

機材購入

表 3-109 要約筆記者養成事業の現在・今後の問題・課題

n60	市町数	%
1. 受講者の減少・受講者の確保	35	58.3
2. 講師が少ない・講師の確保	13	21.7
3. 講座終了後の継続学習機会	17	28.3
4. 要約筆記者登録試験合格者を増やす	10	16.7
5. 養成カリキュラムの充実	7	11.7
6. 広域での養成事業実施	15	25.0
7. 財源の確保	21	35.0
8. 制度の周知・啓発	28	46.7
10. その他	0	0.0

■その他の記述

登録要約筆記者を目指す人たちのフォローアップ研修

4 市町村調査・聞き取り調査

回答市町村数 70

仙台市（宮城） 石巻市（宮城） 名取市（宮城） 大崎市（宮城） 多賀城市（宮城）
 大和町（宮城） 前橋市（群馬） 安中市（群馬） 桐生市（群馬） 中之条町（群馬）
 藤岡市（群馬） 邑楽町（群馬） 金沢市（石川） 白山市（石川） 加賀市（石川）
 野々市市（石川） 志賀町（石川） 能登町（石川） 静岡市（静岡） 浜松市（静岡）
 御殿場市（静岡） 三島市（静岡） 掛川市（静岡） 吉田町（静岡） 京都市（京都）
 綾部市（京都） 宇治田原町（京都） 亀岡市（京都） 京丹波町（京都） 姫路市（兵庫）
 三木市（兵庫） 稲美町（兵庫） 宝塚市（兵庫） 篠山市（兵庫） 奈良市（奈良）
 大和高田市（奈良） 桜井市（奈良） 広陵町（奈良） 田原本町（奈良） 橿原市（奈良）
 岡山市（岡山） 倉敷市（岡山） 津山市（岡山） 玉野市（岡山） 真庭市（岡山） 浅口市（岡山）
 熊野町（広島） 三次市（広島） 大竹市（広島） 府中町（広島） 福山市（広島） 徳島市（徳島）
 石井町（徳島） 小松島市（徳島） 藍住町（徳島） 鳴門市（徳島） 阿南市（徳島）
 福岡市（福岡） 岡垣町（福岡） 北九州市（福岡） 飯塚市（福岡） 大川市（福岡）
 久留米市（福岡） 熊本市（熊本） 八代市（熊本） 荒尾市（熊本） 山鹿市（熊本）
 菊陽町（熊本） 大津町（熊本）

【市町村の派遣事業】

表 4-1 コミュニケーション支援事業として手話通訳者派遣事業を実施しているか

	市町村数	%
実 施	70	100
未 実 施	0	0
無 回 答	0	0
合 計	70	100

表 4-2 実施している場合の理由

理由	市町村数	%
聴覚障害者の福祉の向上と社会参加のため必要	31	44.3
市町村事業として障害者自立支援法に定められている	15	21.4
情報・コミュニケーション保障が必要	6	8.6
町内にろう者が住んでいるので実施	3	4.3
当事者からの要望があった	2	2.9
意思疎通を図ることに支障のある障害者等の意思疎通を図るため。	1	1.4
手話奉仕員養成講座開始以後継続	1	1.4

表 4-3 コミュニケーション支援事業として要約筆記者派遣事業（要約筆記奉仕員派遣事業）を実施しているか

	市町村数	%
実 施	56	80.0
未 実 施	13	18.6
無 回 答	1	1.4
合 計	70	100.0

表 4-4 実施している場合の理由

	n56	市町村数	%
聴覚障害者の福祉の向上と社会参加のため必要		18	32.1
市町村事業として障害者自立支援法に定められている		10	17.9
情報・コミュニケーション保障が必要		2	3.6
当事者からの要望があった		2	3.6
町内にろう者が住んでいるので実施		2	3.6
意思疎通を図ることに支障のある障害者等の意思疎通を図るため。		1	1.8
その他		3	5.4

表 4-5 実施していない理由

	n13	市町村数	%
ニーズがない		6	46.2
要望がない		3	23.1
実施を準備中・検討中		2	15.4
機材の準備に費用がかかる		1	7.7
その他		2	15.4

表 4-6 派遣の範囲と制限 派遣の範囲

	n70	市町村数	%
要綱に基づいて範囲を決めている		20	28.6
特に制限なし		10	14.3
制限あり		7	10.0

政治的、宗教的、個人の営利的なもの以外の制限はない。	6	8.6
県内に限定	6	8.6
「必要な場合」の項目を設けその都度判断	5	7.1
市内に限定	4	5.7
制限を緩和したい	3	4.3
社会生活上必要とするもの	3	4.3
市内および近接地域に限定	1	1.4
その他の制限	5	7.1

■参考（回答より）「その他の制限」

①営業活動等の営利的・経済的活動 ②通勤・通学等の通年かつ長期にわたる場合③公序良俗に反するものは、派遣対象外。

①営利的・経済的活動 ②通勤・通学等の連続又は、長期にわたる場合③派遣先に別途手話通訳を行うものが居る ④その他町長が不適当と認める場合

①経済的活動に関するもの。会社内の事は会社が責任を持つべき。研修や職場内の人間関係トラブル等の対応も会社で考えるべき。 ②通勤・通学等の連続又は、長期にわたる場合。

①通勤・営業活動等の経済的活動 ②通学等の通年又は、長期にわたる外出。 ③社会通念上、不適当な外出。

表 4-7 制限について、具体的にどのような制限があるか。その課題は何か 重複回答

	n70	市町村数	%
営利・政治宗教		31	44.3
企業		9	12.9
講習会		9	12.9
趣味・娯楽		8	11.4
時間による制限あり		6	8.6
主催者が責任をおうべきもの		5	7.1
制限なし		4	5.7
健聴者からの依頼		2	2.9
社会参加にあてはまらないもの		2	2.9
本市・近隣地域以外		2	2.9
県外派遣		1	1.4
学校の総合教育科目		1	1.4
スポーツ大会		1	1.4
団体からの依頼		1	1.4
緊急時		1	1.4
福祉に関係のないもの		1	1.4
冠婚葬祭		1	1.4
予算範囲		1	1.4
回数による制限		1	1.4
教養・文化		1	1.4

【課題】

- ・ 町長の OK があれば、派遣は可能。町長が変われば認められない事も考えられるのが課題。
- ・ 基準になるような要綱があれば助かる
- ・ 実際は柔軟に対応しているので、制限についての課題はない
- ・ 手話通訳は制限はないが、要約筆記は年間の派遣回数の制限がある。
- ・ 通訳者や市に重大な責任が生ずる場合の派遣。

表 4-8 広域派遣（都道府県内）について 都道府県内の広域派遣を実施しているか

n70	市町村数	%
実 施	60	85.7
未 実 施	9	12.9
無 回 答	1	1.4

表 4-9 広域派遣（県内）についての依頼内容 重複回答

n70	市町村数	%
通院・入院	41	58.6
学校・教育	14	20.0
同窓会	7	10.0
講習会・研修会	7	10.0
冠婚葬祭	6	8.6
就職面接	6	8.6
相談	4	5.7
運転免許関係	4	5.7
親戚との相談	4	5.7
行事	3	4.3
裁判所・警察	3	4.3
講座	2	2.9
公官庁	2	2.9
会議	2	2.9
旅行	1	1.4
住居探し	1	1.4
必要と認められる場合	1	1.4
その他	1	1.4

表 4-10 県内広域の場合の派遣方法 重複回答

n70	市町村数	%
県の派遣のネットワークを利用	13	18.6
情報提供施設に依頼	10	14.3
実施地の自治体の登録通訳者を派遣	10	14.3
自市の登録通訳者を派遣	9	12.9
自市の設置通訳者を派遣	8	11.4
他の派遣機関を紹介	1	1.4

表 4-11 費用負担の方法

n70	市町村数	%
通訳費用は自市で全額支払う	29	41.4
差額があるとき自市にあわせてもらう	6	8.6
差額がある場合相手にあわせる	3	4.3
交通費は自市で支払う	1	1.4
費用は個人負担	1	1.4
実施場所の市町村が負担	1	1.4
交通費は上限を設定	1	1.4
通訳者の交通費は個人持ち	1	1.4

■参考（回答より）

- ・市の派遣コーディネーター→県内他市町自治体に通訳者を依頼／支払いは直接報告書は派遣された通訳者→依頼先の市町→市のコーディネーターに渡してもらう／費用は静岡市負担で依頼先の市町の単価に合わせる／今まで相手の自治体が拒否した例はない
- ・手話通訳については、広域派遣として、委託契約を結んでいる情報提供施設に手話通訳派遣のコーディネートを依頼。派遣された手話通訳者に本市単価の派遣費用を支払うとともに情報提供施設にコーディネート料として、事務費を支払う。
- ・要約筆記については、要約筆記クラブと委託契約を結び、要約筆記派遣のコーディネートを依頼。派遣された要約筆記奉仕員に本市単価の派遣費用を支払うとともに、要約筆記クラブにコーディネート料を支払う。

表 4-12 広域派遣（都道府県外）について 県外の派遣を実施しているか

n70	市町村数	%
実 施	42	60.0
未 実 施	28	40.0

表 4-13 広域派遣（県外）についての依頼内容 重複回答

n70	市町村数	%
通院・入院	16	22.9
冠婚葬祭	13	18.6
行事	12	17.1
講習会・研修会	8	11.4
家族・親戚との相談	4	5.7
会議	2	2.9
団体旅行	2	2.9
学校・教育	1	1.4
同窓会	1	1.4
就職面接	1	1.4
相談	1	1.4
裁判所・警察	1	1.4
講座	1	1.4
住居探し	1	1.4
その他	2	2.9

表 4-14 広域（県外）派遣の方法 重複回答

n42	市町村数	%
実施先の情報提供施設に依頼	10	23.8
自市の設置通訳者を派遣	8	19.0
実施先県の派遣事業を利用	6	14.3
実施先市町の派遣事業を利用	5	11.9
県の派遣ネットワークを利用	3	7.1
自市の登録通訳者を派遣	3	7.1
要綱では派遣対象としていないので断った	1	2.4

表 4-15 広域（県外）派遣の時の費用負担 重複回答

n42	市町村数	%
自市で負担	15	35.7
実施先の基準で支払う	8	19.0
費用は県が負担する	3	7.1
費用負担についてはケースバイケース	2	4.8
自市の基準で支払う	1	2.4
差額は利用者負担とした	1	2.4

表 4-16 他県・他市町村からの派遣依頼はあるか

n70	市町村数	%
あ る	26	37.7
な い	44	63.8

表 4-17 ある場合、具体的にどんな領域・内容の相談・依頼だったか

n26	市町村数	%
通 院	11	42.3
学校・教育	6	23.1
冠 婚 葬 祭	6	23.1
行 事	3	11.5
そ の 他	3	11.5
趣 味	1	3.8
住 居 探 し	1	3.8
相 談	1	3.8
観 光	1	3.8
家族・親戚	1	3.8
裁 判	1	3.8
震 災 関 係	1	3.8
研 修 会	1	3.8

表 4-18 他県の市町から依頼があった場合の対応

n26	市町村数	%
情報提供施設につなぐ	8	30.8
登録通訳者を派遣	3	11.5
緊急時は市で対応した	1	3.8
突然の依頼は対応できない	1	3.8
設置通訳者を派遣	1	3.8
断った	1	3.8
要綱に基づいて断った	1	3.8

表 4-19 他県の市町から依頼があった場合の費用

n26	市町村数	%
自市の基準で請求する	7	26.9
委託先の基準で委託先が請求する	3	11.5
主催者が費用負担するよう調整する	2	7.7
災害関係だったので自市が負担した	1	3.8
柔軟に対応した（一方は市住民なので自市の派遣とした）	1	3.8
自市の基準で請求行事なので自市が負担した	1	3.8

■課題

依頼があれば対応するが、相手の自治体が派遣を認めない、支払いをしない場合がある。

表 4-20 手話通訳者等派遣事業についての運営委員会等の設置について

手話通訳者等派遣事業について、事業の良好な推進のための運営委員会は設けられているか

n70	市町村数	%
有 り	13	37.7
な し	50	37.7
無 回 答	7	37.7

表 4-21 運営委員会の機能・役割・意義

	市町村数
コミュニケーション支援事業の効率的な推進を図る	5
要望がだされ改善ができる	3
事業報告と課題の検討を行う	2
共通認識を持つのに必要活有効である	2
利用者の要望と通訳者の研修、養成について検討する	2
関係者の問題提起を受け行政として検討する場	1
当事者のニーズ把握ができるので意義は大きい	1
派遣事業を聴覚障害者協会と協議しながら行うため	1
将来登録制が始まれば運営委員会を設置する	1

表 4-22 運営委員会を設置していない理由

	市町村数
必要なときに連絡や相談、意見交換を行う	17
運営委員会の役割・機能が不明	6
運営委員会設置の要望がない	5
委託先に任せている	5
運営委員会の設置は検討していない	4
対応ができない	2
運営委員会の設置を検討する	2

表 4-23 「意思疎通を行う者の派遣に係る市町村間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業」について

	市町村数
県が責任を持ち派遣調整担当すべき	25
市町村が窓口で行う。できない部分は県で行う	14
県として手話通訳関係者会議を開催し情報交換している	4
国の方針を示すこと、制度化が必要	4
情報提供施設を通じて派遣調整を行う	4

他県で通訳受ける場合質の高い通訳の確保ができること	3
他県の状況の情報がほしい	2
県内の広域派遣は情報提供施設が担う	2
コーディネートの基準の統一が必要	1

■参考（回答より）

新法施行後、必要に応じた県との連携は必要と感じている。県外派遣については、県の事業として責任を持っていただき、市町村単位で派遣が可能かどうか検討したりすることなくスムーズに派遣が行える体制づくりを望んでいる。

県が地域格差を是正するための調整を行う（市町のニーズに合わせる）

当県の現状は、市町がコミュニケーション支援事業で手話通訳・要約筆記派遣を実施。派遣範囲は県内。（県が提示した市町のモデル要綱に則して要項を改正）

県事業は、「手話通訳者派遣ネットワーク事業」を実施しており、「市町村間の連絡調整」「広域的な対応」を担っているの、それを利用している。「特に専門性の高い者の派遣」については、市町で通訳者の確保が出来なかったときにも、派遣場所が当市町であっても県事業で対応できる仕組みを作っている。

このため、今の県の仕組みで、問題点は無いので、このままの事業継続をできることを望む。

市町村内・市町村間の派遣調整については、これまで通り、市町村として実施するのが望ましいと考える。また、県外派遣については、県が責任を持ち、実施するのが望ましいと考える。

県内市町村間の連絡調整は市町村レベルで実施し、トラブルなどによって市町村レベルでの解決が難しい場合は県が担当してほしい。他県及び県外の市町村は県が連絡、調整を行う。

養成については、市の奉仕員養成講座修了後から県の通訳者養成講座に入るまでのカリキュラムをきちんと作ってほしい。

■その他

様々なケースに対応しなければならないが、対応力があるかどうか心配。

人口的に少ないので、手話通訳者を設置出来ない。

派遣について市町村間で連絡調整する必要はないと思う。各区市町村行政が手話通訳の設置・派遣・養成を必須項目とし、派遣については各市町村が派遣範囲を県内と定めればよいと思う。

表 4-24 費用などの対応方法

	市町村数
広域派遣調整は情報提供施設に依頼するのがよい	5
現行どおり	3
広域派遣は県の事業として実施する	3
市長の認める範囲で県外派遣を対応する	1
県外派遣は自市が全額負担する	1
他県への派遣費用について調整が必要（報酬格差がある）	1
他県への派遣のみ事業委託する	1
情報提供施設のコーディネート料は県が負担する	1
国の負担で手話通訳が利用できるようにする	1
通訳の報酬単価の統一が必要	1

■参考（回答より）

従来通り、市町間の派遣連絡調整は出来ているので、県の調整は特に必要ない。

静岡県内では、県の出先機関に相談もできるが市町間の派遣連絡調整は出来ている。今までの方法が定着しているので新しい指針により、却って事務量が増加するようであるなら、好ましくない。

国が負担することで、どこへ行っても手話通訳を利用できるように対応するべき。

情報提供施設が持つ専門性にカバーしてもらいながら対応していくことになると思う

市町村から県支援センターに連絡し、支援センターから他県へ連絡し、調整をお願いしたい。

その時の通訳料は依頼した市町村で定められている金額に合わせていただきたい。

表 4-25 その他、「派遣事業」のあり方について、どのような課題があるか、どのようにしていったらよいか

	市町村数
通訳者の確保	11
市町村、県の役割の明確化	9
市町村・都道府県格差の解消	8
緊急時の派遣窓口体制の確立	7
通訳者の高齢化	4
現任研修の実施	4
障害福祉圏域等広域での通訳者養成の実施	4
派遣事業の啓発・周知	3
専門性の高い通訳者派遣は県事業として実施	3
24 時間対応の具体化	2
派遣範囲の拡大	2
交通費の利用者負担の解消	2
県内の派遣ネットワークの構築	2
聴者からの派遣依頼を可とする	1
けいわん検診の実施	1
運営委員会の設置	1
公費での団体派遣	1
公的機関への通訳設置	1
通訳者設置事業の必須化	1
県外派遣時の窓口の確立	1
広域派遣の対応のあり方	1
都道府県による人材育成責任の明確化	1
県による市町村への情報提供・バックアップ	1
聴覚障害者情報提供施設の機能・役割の強化	1
費用負担	1
国の責任の明確化	1
近隣市町で派遣事業を実施	1
委託先にまかなうだけでなく市町村独自事業も行う	1
通訳者の待遇改善	1

■参考（回答より）

市町の派遣の問題点としては（制度的な面ではなく、派遣を実施する際の問題点）①登録はあるが休眠状態の通訳者をどう扱うか（保険は掛けている ②政令市であることから行事が多いが、派遣してみたら他市のろうあ者の参加が多い場合もある。③ろうあ者の高齢化に伴い派遣申

請をしたにもかかわらず、忘れてしまうことがある。④要約筆記者はスキル、専門性に問題がある。利用者の利用の仕方へのクレーム。サークルが機器を保有していること。

市町の派遣の問題点としては ①緊急時の対応（閉庁時や突然の申請への対応） ②通訳者のスキルアップ ③新規通訳者のメンタルサポート ④主催者負担の行事の扱いなどが課題である

手話通訳者及び要約筆記者の派遣制度は本来、国制度であるべき（事業運営は市町村事業だとしても、その財源は100%国負担）と考えます。コミュニケーション支援は、聴覚障害者個人のための保障ではなく、社会市民相互の保障制度であるべきですから、人に属する制度ではなく社会に属する制度と考えています。誰であろうと、必要となった場所で当たり前に通訳を保障するためには、たとえ、聴覚障害者が一人も居ない市町村だったとしても、そこへ観光に来た人が手話通訳。要約筆記を必要とした場合に派遣できるように制度が必須であるべきだと考えます。

役割分担をはっきりさせるべき。市町村内・市町村間の派遣調整については、これまで通り市町村が責任を持って実施し、県外派遣（できれば市町村間の派遣も）については、派遣調整・費用負担についても県が責任を持つという考え方。これについてはそれぞれの自治体に判断を任せるのではなく、国として方針を示してくれる方がありがたい。

5-1 利用者への調査「手話通訳者派遣事業について」

表 5-1-1 回答者の属性 回答者数 198 人

男女比	人数	%
男 性	108	54.5
女 性	89	44.9
無 回 答	1	0.5
合 計	198	100.0

回答者平均年齢 55.2 歳

表 5-1-2 手話通訳者派遣事業があるか

	人数	%
あ る	188	94.9
な い	6	3.0
わからない	2	1.0
無 回 答	2	1.0
合 計	198	100.0

表 5-1-3 個人で手話通訳を依頼したことは有るか

	人数	%
あ る	179	90.4
な い	15	7.6
無 回 答	4	2.0
合 計	198	100.0

表 5-1-3 一年間で何回利用するか（利用あり 179 人）

	回数
平 均	7.9
最 大	80
最 小	0

表 5-1-4 どのような場面・内容で利用したか

	人数	%
ア. 医療	116	64.8
イ. 役所での手続相談	57	31.8
ウ. 学校	31	17.3
エ. 就職・面接	21	11.7
オ. 職場での会議	10	5.6
カ. 聴覚障害者中心の会議	30	16.8
キ. 冠婚葬祭	32	17.9
ク. 家族会議や親戚のあつまり	12	6.7
ケ. 自治会等地域活動	29	16.2
コ. 教養・文化活動	41	22.9
サ. 研修・スクーリング等	11	6.1
シ. 裁判・警察等司法	13	7.3
ス. その他	28	15.6

■その他の記述

介護	契約など
講演などのイベント	免許更新
電器店での買い物	介護
家・土地	講演などのイベント
地域協会の行事の通訳派遣	電器店での買い物
電話・法務局・社会福祉協議会へ共同募金等	家・土地
商品・車等の契約	地域協会の行事の通訳派遣
障害者会議	電話・法務局・社会福祉協議会へ共同募金等
免許交付・更新	商品・車等の契約
講演	DVD レンタル店
PTA 役員、理事会	携帯のお店で説明時
家のリフォーム、市障害者代表者会議	他団体の会議
スポーツに関する	講演会、研修会
免許証	団体会議

表 5-1-5 派遣を断られたことがあるか

	人数	%
あ る	40	20.2
な い	138	69.7
無 回 答	20	10.1
合 計	198	100.0

表 5-1-6 派遣を断られた理由（ある 40 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で手話通訳者確保できず	13	32.5
イ. 専門的な内容で通訳確保できず	8	20.0
ウ. 手話通訳の実施場所が県内でも居住地の外	7	17.5
エ. 手話通訳の実施場所が県外	5	12.5

オ. 依頼したときが時間外	5	12.5
カ. 内容が派遣範囲外と要綱にある	13	32.5
キ. その他	21	52.5

■その他の記述

依頼希望以外の通訳者

市内の通訳者を同行できない

趣味、料理教室

趣味範囲だからと断られた。団体派遣は認められない。

団体派遣が認められなかった。個人申請したにもかかわらず、断られた。

団体派遣だからと断られた。

通訳者を探したけど、都合の空いている人はいなかった。

動物の件について、派遣を断られたことがある

動物病院、商品の紹介を情報、自己の趣味等時間以外

入院移動について

予算不足

表 5-1-7 どの内容が範囲外とされたか（ある 40 人）

	人数	%
ア. 医療	2	5.0
イ. 役所での手続相談	0	0.0
ウ. 学校	1	2.5
エ. 就職・面接	1	2.5
オ. 職場での会議	1	2.5
カ. 聴覚障害者中心の会議	3	7.5
キ. 冠婚葬祭	3	7.5
ク. 家族会議や親戚	1	2.5
ケ. 自治会等地域活動	1	2.5
コ. 教養・文化活動	9	22.5
サ. 研修・スクーリング等	2	5.0
シ. 裁判・警察等司法	2	5.0
ス. その他	7	17.5

■その他の記述

必要な時はいつも緊急の時（病院、事故等）で依頼したくてもできない。

制度の範囲内を知っているからコーディネーターが信用できず依頼しにくいため、家族に通院の
時に行ってもらったが、手話が伝わらず病気発見が遅れた。

機会がない

表 5-1-8 個人派遣の依頼したことがないと答えた方、どのような理由（15 人）

	重複回答	人数	%
ア. 制度・事業を知らなかった		2	13.3
イ. 手話通訳依頼申請が面倒		4	26.7
ウ. 手話通訳者が信頼できない		5	33.3
エ. 手話通訳を利用するのは恥かしい		0	0.0
オ. 家族が通訳してくれる		10	66.7

カ. 家族が利用に反対する	1	6.7
キ. 手話通訳を利用する理由（事由）がないまたは通訳を必要としない	4	26.7
ク. どこに依頼したらよいかわからない	3	20.0
ケ. 聞こえないことを周囲に知られたくない	0	0.0
コ. その他	5	33.3

■その他の記述

機会がない

コーディネーターが信用できず依頼しにくいいため、家族に通院の時に行ってもらったが、手話が伝わらず病気発見が遅れた。

制度の範囲内を知っているから必要な時はいつも緊急の時（病院、事故等）で依頼したくてもできない。

表 5-1-9 聴覚障害団体として手話通訳派遣を依頼したことがあるか

	人数	%
あ る	112	56.6
な い	65	32.8
無 回 答	21	10.6
合 計	198	100.0

表 5-1-10 一年間で何回利用するか（利用あり 112 人）

	回数
平 均	4.8
最 大	30
最 小	0

表 5-1-11 どのような場面・内容で依頼したか（利用あり 112 人）

	人数	%
ア. 団体の会議（役員会含む）	34	30.4
イ. 団体の総会	40	35.7
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	26	23.2
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	67	59.8
オ. 団体の研修会・学習会	59	52.7
カ. その他	4	3.6

■その他の記述

九州大会

料理教室、健康教室、介護

役場との交渉

行政関係者との通訳（あいさつ・問い合わせ・交渉）

表 5-1-12 団体派遣について手話通訳依頼をして断られたことがあるか

	人数	%
あ る	13	6.6
な い	134	67.7
無 回 答	51	25.8
合 計	198	100.0

表 5-1-13 どのような理由で断られたか（ある 13 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で手話通訳者確保できず	6	46.2
イ. 専門的な内容で手話通訳者確保できず	0	0.0
ウ. 手話通訳の実施場所が県内でも居住地の外	2	15.4
エ. 手話通訳の実施場所が県外	1	7.7
オ. 団体派遣は要項にない	10	76.9
キ. その他	10	76.9

■その他の記述

金がかかる

個人として通訳をしたのに、団体派遣という形で断られた。

時間以外

表 5-1-14 具体的にどの内容が範囲外とされるか（ある 13 人）

	人数	%
ア. 団体の会議（役員会含む）	1	7.7
イ. 団体の総会	3	23.1
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	3	23.1
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	8	61.5
オ. 団体の研修会・学習会	8	61.5
カ. その他	1	7.7

表 5-1-15 手話通訳者派遣事業の改善・充実のために：自由記述 人数

依頼に応えられる体制づくり（24 時間対応／緊急時対応）	15
手話通訳者の養成・確保	8
派遣範囲の拡大／制限の解消	6
自分に合った（希望した）通訳者を派遣してほしい	6
広域派遣の実施（県内・県外）	5
コーディネート機能の向上	4
守秘義務を守ること	3
専門性の評価	2
病院に手話通訳者を設置してほしい	2
地域格差の解消	2
法制度の改善	2
手話通訳事業についての情報提供／説明がほしい	2
手話通訳者の地位の向上	1
公的な場所に手話通訳者を設置する	1
聴者も手話通訳派遣が利用できるようにする	1
設置手話通訳者を増やす	1
手話通訳者を設置してほしい	1
手話通訳者派遣事業の改善	1
設置手話通訳者の正職員化	1
手話通訳者のレベルアップ	1
その他	6

■参考（記述より一部抜粋）

- ・〈国・県への要望〉派遣者の地位向上。（給料及び手当の充実など）単なる通訳を行っているの

ではなく、相談、地域活動を行っている点を特に評価してほしい。

- ・「いつでも、どこでも」依頼に応えられるような体制を作って欲しい。
- ・24時間体制ができてほしい。地域にたくさんの手話通訳者が育ってほしい。
- ・通院したいが、通訳不足のため情報が得にくい。病院に手話通訳を設置してほしい。
- ・緊急対応ができるような制度作りが必要（24時間体制）。
- ・公的な保障が充実すれば、通訳者も増えて地域格差も改善されていくのではないか。
- ・公的な場所に設置通訳者が居れば、専門性が保たれ利用しやすい。
- ・継続の時は同じ通訳者がほしい
- ・守秘義務について、きびしくしてほしい。
- ・広域で派遣できるようにしてほしい。
- ・手話通訳者を増やしてほしい。緊急時の対応をしてほしい。
- ・制度を変えてほしい。
- ・居住地以外の派遣は制度（県のみ）があるものの、制約が多く依頼が難しいので、依頼したことはない。
- ・要約筆記者を依頼したが、相手側（弁護士）が必要ないと言われ、断られたことがある。
- ・24時間体制ができるように手話通訳者の養成がなされ自分の住んでいる地域に一人でも良いので増えてほしい。
- ・いつでもどこでも行動範囲だけに限らず、安心できる通訳制度を付けてほしい。
- ・いつでもどこでもすぐに手話通訳者が派遣されるようにしてほしい。夜間の救急等。
- ・依頼条件は聴覚障害者のみという限定を外してほしい。健聴者が福祉課に簡単に申請できるように。
- ・各地域として謝礼費などバラつきがある。
- ・希望の手話通訳が欲しい。（知っている方の方が信頼できるから）
- ・緊急時当日など、必要な時に通訳派遣が使えると良い。
- ・県外でも自由に派遣してほしい。
- ・個人友達から聞きました。県外手話通訳はOKでした。私はダメでした。おかしいと思います。
- ・在住地の通訳者に来て欲しい。また、同一の通訳者が来てくれると良い。
- ・地元に通訳者が居ない人が困ったことがあります。手話サークルがボランティアみたいになっており、
- ・通訳者が育たない。手話奉仕員養成講座を開いて欲しい。
- ・市役所の窓口ではなく、直接委託先の情報センターに申請ができるようにして欲しい。
- ・趣味のような教室に通うための通訳派遣もほしい。
- ・専門的な内容、大学職場セミナーなど、通訳者不足（入学式、卒業式シーズンなど）のため、派遣がぎりぎりになって可能になったことはたびたびある。
- ・他の人からよく聞かれるのですが、手話通訳依頼はどこにするのか。もっと依頼しやすい場所・方法や、
- ・団体派遣が認められない。娯楽の通訳は不可能。市内のみ。団体派遣不可、休日と夜間派遣不可と要綱があるので、生活に困っている。その要綱をなくしてほしい。

5-2 利用者への調査「要約筆記者派遣事業について」

表 5-2-1 回答者の属性

回答者数 163 人

男女比	人数	%
男 性	65	39.9
女 性	98	60.1
合 計	163	100.0

回答者平均年齢 59.6 歳

表 5-2-2 要約筆記者派遣事業があるか

	人数	%
あ る	147	90.2
な い	6	3.7
わからない	8	4.9
無 回 答	2	1.2
合 計	163	100.0

表 5-2-3 個人で要約筆記を依頼したことは有るか

	人数	%
あ る	104	63.8
な い	57	35.0
無 回 答	2	1.2
合 計	163	100.0

* 1 ろう者調査での 90.4% と比較すると、低い数値。

表 5-2-4 一年間で何回利用するか（利用あり 179 人）

	回数
平 均	5.4
最 大	50
最 小	0

表 5-2-5 どのような場面・内容で利用したか

	人数	%	* ろう者調査との比較
ア. 医療	36	34.6	64.8
イ. 役所での手続相談	14	13.5	31.8
ウ. 学校	17	16.3	17.3
エ. 就職・面接	3	2.9	11.7
オ. 職場での会議	10	9.6	5.6
カ. 聴覚障害者中心の会議	40	38.5	16.8
キ. 冠婚葬祭	13	12.5	17.9
ク. 家族会議や親戚のあつまり	2	1.9	6.7
ケ. 自治会等地域活動	27	26.0	16.2
コ. 教養・文化活動	31	29.8	22.9
サ. 研修・スクーリング等	11	10.6	6.1
シ. 裁判・警察等司法	7	6.7	7.3
ス. その他	20	19.2	15.6

■その他の記述

会場担当者との打ち合わせ

買い物

個人的な営業の時

講演会

仕事のための研修

講師学習会

就労支援ケース会議	講習会
障害者会議福祉会	難聴会議
職場の研修など	難聴者対象の集い、相談
助成金贈呈会	農業についての研修会で困った。
団体として行政との会議など	福祉関係の実行委員会など
地域包括支援	ボランティア活動、定例会等
聴覚障害者団体行事の為の交渉・要望活動など。	

表 5-2-6 派遣を断られたことがあるか

	人数	%
あ る	33	20.2
な い	70	42.9
無 回 答	60	36.8
合 計	163	100.0

表 5-2-7 派遣を断られた理由（ある 33 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で要約筆記者確保できず	5	15.2
イ. 専門的な内容で通訳確保できず	4	12.1
ウ. 要約筆記の実施場所が県内でも居住地の外	2	6.1
エ. 要約筆記の実施場所が県外	3	9.1
オ. 依頼したときが時間外	2	6.1
カ. 内容が派遣範囲外と要綱にある	17	51.5
キ. その他	25	75.8

■その他の記述

医療機関などその病院にボランティアが頼む。
 県外の場合の派遣は制度化されていない
 講演会の為
 断られた後、考えてくれて了解してもらった。個人派遣は大体認められてきた。
 時間が長い。期間が長い。／手話ができるからダメ
 障害者手帳 4 級以上の方が対象
 政見放送の政見を文字データで欲しいと言った
 直接派遣元に言った方が早いと役所から言われた
 使う回数に制限がある。月に 3 回まで。
 登録していないと利用できない
 役所ではなく主催者に要望したら断られた

表 5-2-8 どの内容が範囲外とされたか（ある 40 人）

	人数	%	*ろう者調査との比較
ア. 医療	1	3.0	5.0
イ. 役所での手続相談	0	0.0	0.0
ウ. 学校	1	3.0	2.5
エ. 就職・面接	0	0.0	2.5
オ. 職場での会議	1	3.0	2.5

カ. 聴覚障害者中心の会議	5	15.2	7.5
キ. 冠婚葬祭	1	3.0	7.5
ク. 家族会議や親戚	1	3.0	2.5
ケ. 自治会等地域活動	2	6.1	2.5
コ. 教養・文化活動	10	30.3	22.5
サ. 研修・スクーリング等	3	9.1	5.0
シ. 裁判・警察等司法	0	0.0	5.0
ス. その他	4	12.1	17.5

■その他の記述

①政見放送②字幕がないビデオの再生で、自宅では出来ず、公共の場で文字を付けて見た。

イベント等、営利目的な研修会、スクーリング、県外は派遣制度がない。

サークル活動

パソコン教室・株役資説明会

表 5-2-9 個人派遣の依頼したことがないと答えた方、どのような理由（ない 57 人）

	人数	%
ア. 制度・事業を知らなかった	9	15.8
イ. 要約筆記依頼申請が面倒	7	12.3
ウ. 要約筆記者が信頼できない	1	1.8
エ. 要約筆記を利用するのは恥かしい	2	3.5
オ. 家族が通訳・筆記してくれる	13	22.8
カ. 家族が利用に反対する	0	0.0
キ. 要約筆記を利用する理由（事由）がないまたは通訳を必要としない	12	21.1
ク. どこに依頼したらよいかわからない	2	3.5
ケ. 聞こえないことを周囲に知られたくない	1	1.8
コ. その他	1	1.8

■その他の記述

機会がなかっただけで、今後は依頼していく事も多くなると思う。

技術的に依頼するに値しない

現在依頼することがないので

個人的なことをあまり知られたくない。

今後もっと聞こえにくくなったら、要約が必要です

自分で「聞こえない」ということを伝えて支援してもらう

自分で対応できている。聞こえないことを伝えて書いてもらう。

自分で対応できるため自分で筆談をお願いしてなんとかやってきました。でも病院等の詳しいことはわからずじまいのことが多いです。

人工内耳でどうにか話しているので。

制度がない

他の方が依頼して下さるので、自分はしてない

手帳がないため

手帳を持っていない。必要と思う。

時々刻々と必要。何日も前から予約が必要で使いづらい。

友達を書いてくれる好意に感謝している

必要とする時が即時的であり、申請はムリ。

ほとんど要約筆記のついたイベントに出会っているので、感謝している

まだ本当に必要な場面に出くわしていない。しかし将来は使いたい。

要約筆記より要約筆記の方

利用する用途がない

①政見放送②字幕がないビデオの再生で、自宅では出来ず、公共の場で文字を付けて見た。

イベント等、営利目的な研修会、スクーリング、県外は派遣制度がない

サークル活動

パソコン教室・株投資説明会

表 5-2-10 聴覚障害者団体として団体派遣を依頼したことがあるか

	人数	%
あ る	91	55.8
な い	49	30.1
無 回 答	23	14.1
合 計	163	100.0

表 5-2-11 一年間で何回利用するか（利用あり 112 人）

	回数
平 均	7.4
最 大	50
最 小	0

表 5-2-12 どの内容が範囲外とされたか（ある 40 人）

	人数	%	* 6 ろう者調査との比較
ア. 団体の会議（役員会含む）	63	69.2	30.4
イ. 団体の総会	59	64.8	35.7
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	26	28.6	23.2
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	43	47.3	59.8
オ. 団体の研修会・学習会	54	59.3	52.7
カ. その他	0	0.0	3.6

■その他の記述

聴覚障害者団体に入っていない まだ少し聴力がある

わからない 分からない、知らない

地域に団体がない

聴覚障害者団体の会員ではないので、依頼しづらい

団体として依頼していないため

表 5-2-13 団体派遣について要約筆記依頼をして断られたことがあるか

	人数	%
あ る	27	16.6
な い	78	47.9
無 回 答	58	35.6
合 計	163	100.0

表 5-2-14 どのような理由で断られたか（ある 27 人）

	人数	%
ア. 急な依頼で要約筆記者確保できず	6	22.2
イ. 専門的な内容で要約筆記者確保できず	0	0.0
ウ. 要約筆記の実施場所が県内でも居住地の外	2	7.4
エ. 要約筆記の実施場所が県外	1	3.7
オ. 団体派遣は要項にない	17	63.0
キ. その他	1	3.7

表 5-2-15 具体的にどの内容が範囲外とされるか（ある 13 人）

		%
ア. 団体の会議（役員会含む）	4	14.8
イ. 団体の総会	3	11.1
ウ. 団体と他団体（の人）との会議	2	7.4
エ. 団体の行事・旅行・スポーツ	9	33.3
オ. 団体の研修会・学習会	12	44.4
カ. その他	2	7.4

■その他の記述

必要ない

相談会、つどい

表 5-2-16 要約筆記者派遣事業の改善・充実のために：自由記述 人数

派遣範囲の拡大／制限の解消	22
依頼に応えられる体制づくり（24 時間対応／緊急時対応）	11
要約筆記者の養成・確保	6
広域派遣の実施（圏内・県外）	5
要約筆記について理解を広める	4
地域格差の解消	4
団体派遣を認めること	4
市の職員に要約筆記についての理解がほしい	2
要約筆記者の資質向上	2
要約筆記者派遣要項の改善	2
プライバシーの確保／守秘義務の徹底	2
市町村窓口職員に要約筆記の心得がほしい	1
要約筆記者のモラルの向上	1
当事者参加で制度を作っていく	1
自分に合った要約筆記をしてほしい	1
要約筆記者派遣事業を実施してほしい	1
難聴者への理解を広める	1
その他	10

■参考（記述より一部抜粋）

- ・「いつでも、どこでも」要約筆記の対応がなされるよう強く願います。要約筆記者が側に居てくれるだけでも心強い。
- ・要約筆記士・通訳者個々の必要性もまちまちであり、難しい事と思いますが、必要とする場合は必ず対応出来るように!!

- ・せめて市町村の福祉課窓口になられた職員への要約筆記に対する心得を徹底してほしい。
- ・講演会だけではなく、お達者クラブや趣味の範囲も派遣を認めてほしい。
- ・市がきちんと要約筆記の派遣のことを考えてほしい。たとえば市の職員が要約筆記者でないのに担当者が担当した。
- ・要約筆記者の資質向上。たとえば研修会の充実を図る。
- ・緊急時の対応について。制度を作って欲しい。
- ・要約筆記のことを知ってもらう工夫をする。
- ・資格取得の講座など、自立するためには必要なことであり、通訳者は欠かせないです。
- ・社会参加する為に派遣が認められない事が多すぎて、家に閉じこもってしまう可能性が出てくるのは良くない。誰もがどこでも活動が出来ることが望ましい。
- ・時間に関係なく、いつでも頼めば来てくれる制度を望む。
- ・派遣の範囲の格差解消。
- ・市の要約筆記講座は全5回のため、市の登録ができず、新人が増えない。県も協力して回数を増やし、登録できるシステムを作してほしい。
- ・土日祝に急に必要になった時は、後日、市役所にその旨を伝えて要約筆記を使った、と事後報告ができるようにしてほしい。
- ・派遣格差を解消し、全ての派遣を認めてほしい。

発行日：2013 年 3 月 31 日

編 集：手話通訳者等の派遣に係る要綱検討事業委員会

発 行：財団法人 全日本ろうあ連盟

〒 162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SK ビル 8F

TEL. 03-3268-8847 FAX. 03-3267-3445

ホームページ <http://www.jfd.or.jp/>

E メール info@jfd.or.jp

印 刷：日本印刷株式会社

